

令和7年度文化庁委託事業 「令和7年度著作権等管理情報の標準化 の整備に関する調査研究」

最終報告書

株式会社NTTデータ



2026年3月25日 1.0版

目次

1. 事業概要

- 1.1. 実施概要
- 1.2. 調査対象

2. エグゼクティブサマリ

3. 調査

- 3.1. 本調査における分野の定義
- 3.2. 著作権等管理事業者と著作権等管理事業者以外の調査
 - 3.2.1. Webアンケート実施要領
 - 3.2.2. 調査対象一覧と分類の整理
 - 3.2.3. Webアンケート調査項目
 - 3.2.4. Webアンケート調査集計結果
 - 3.2.5. ヒアリング調査対象の選定
 - 3.2.6. ヒアリング実施要領
 - 3.2.7. ヒアリング調査内容
 - 3.2.8. ヒアリング結果から得られる示唆、考察

3.3. 著作権等管理事業者以外の調査

- 3.3.1. 海外の著作権情報管理に関するWeb調査
- 3.3.2. ヒアリング調査内容
- 3.3.3. ヒアリング調査対象の選定
- 3.3.4. ヒアリング結果
- 3.3.5. 結果から得られる示唆、考察

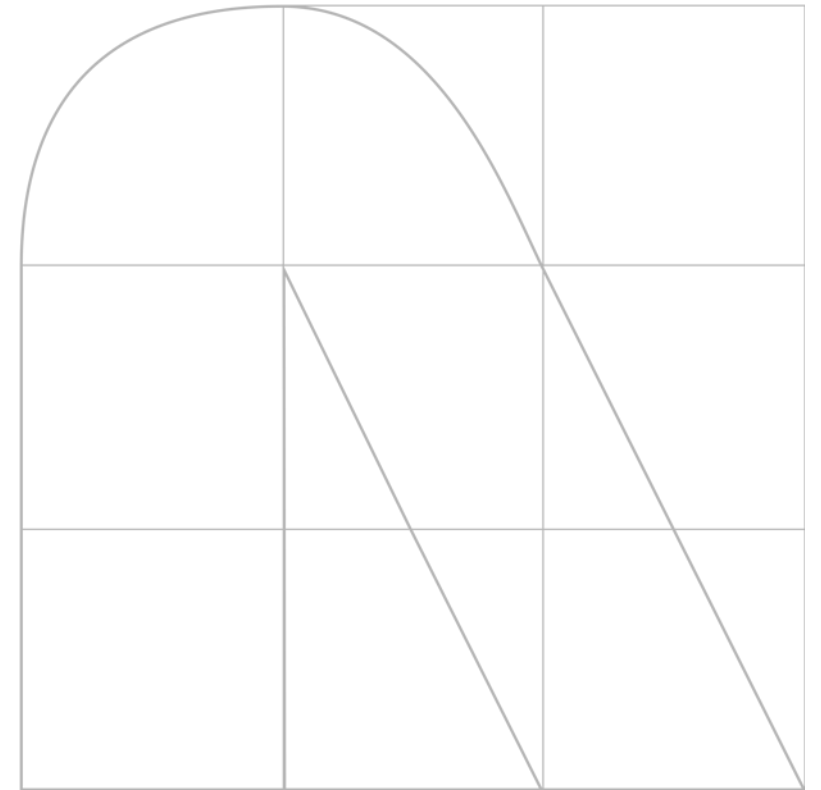
4. 著作権等管理情報の標準化案の検討

- 4.1. 調査結果からの示唆と課題整理
- 4.2. 著作権等権利情報標準化のデータモデル案
- 4.3. 著作権等権利情報標準化の共通コアデータ項目案
- 4.4. 著作権等権利情報標準化の拡張項目案
- 4.5. WIPO ST.96との接続
- 4.6. 標準化のメリット・デメリット評価
- 4.7. 標準化に向けた提言

5. 来年度以降の検討課題

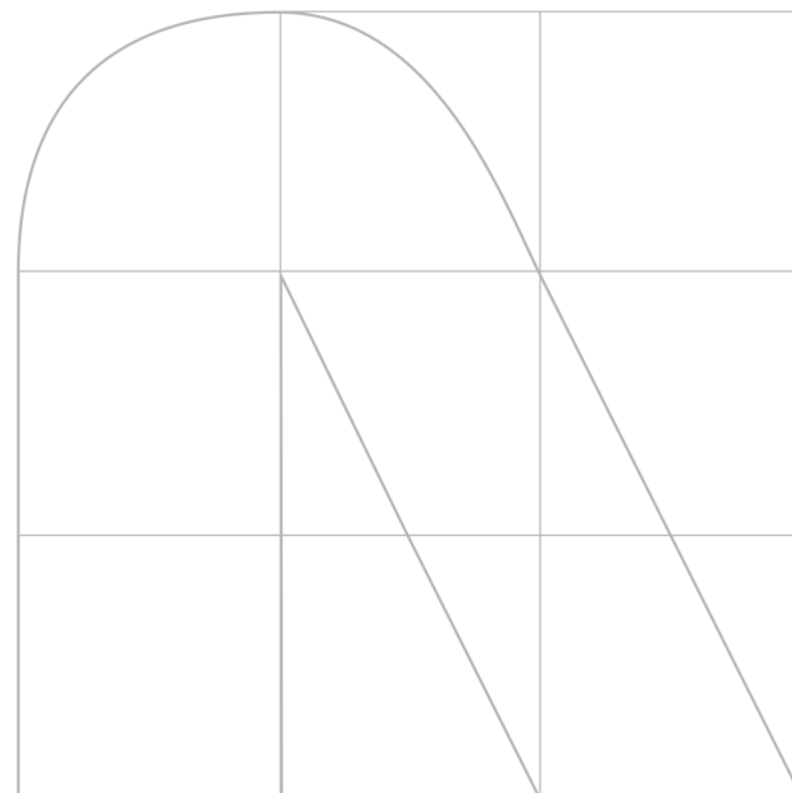
1

調査



1.1

実施概要



1.1 実施概要

■ 背景

文化芸術におけるDXの推進を背景とし、文化審議会では、簡素で一元的な権利処理の実現に向けて議論がなされ、令和5年5月、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元機会の増加を図るため、未管理著作物裁定制度の創設を含む、著作権法の一部を改正する法律（令和5年法律第33号）が成立した。これに至る議論の中で、中間まとめ「DX時代に対応した『簡素で一元的な権利処理方策と対価還元』及び『著作権制度・政策の普及啓発・教育』について」（令和3年12月文化審議会著作権分科会）では、分野横断権利情報データベース等を活用した著作権者等の探索等を行う方向性が提言された。

また、有識者からなる「分野横断権利情報データベースに関する研究会」の報告書（令和4年12月）において、「文化庁においても、権利情報検索システムの具体化を図る中で、分野ごとのデータベースの構築に資する標準を示したり、先行する取組事例等の情報をもとに権利者団体等と協議を進めたりするなど、取組を牽引していくことが求められる。」と、指摘されている。同報告書においては「分野を横断して権利情報を検索することができる仕組みの構築は、分野ごとのデータベースの充実が前提である」とも指摘されているところ、既に存在する分野ごとで集約されたデータベースや著作権等管理事業者のデータベース等においても、分野ごとの特性の違いなどにより検索に係るデータ項目は統一が図られていない現状がある。

こうした状況において、文化庁では、簡素で一元的な権利処理の実現に向け必要なシステム（「分野横断権利情報検索システム」、「個人クリエイター等権利情報登録システム」）の構築を令和7年度において実施し、分野を横断して権利情報を検索する仕組みを構築しているところであるが、上述のような状況を踏まえ、これらのシステムを効果的に運用するためには、各分野、各団体のデータベース整備に資するような著作権等管理情報の標準化に関する検討を行う必要がある。

■ 目的

著作物等の利活用の促進に当たっては、著作権等管理情報が簡易かつ精緻に検索できることが必要である。本事業の目的は、著作物等の検索に用いられる、著作物等名／著作者名／発行日／ID等の著作権等管理情報に関し、著作物等の利用者とデータベースの提供者が相互に交換、分析が可能となるよう、著作物等の分野に応じた著作権等管理情報の特性の検証や分野横断的な著作権等管理情報の標準化の整備のための課題の抽出等に関する調査研究を実施した。

1.1 実施概要

著作物等の分野に応じた著作権等管理情報の特性の検証や分野横断的な著作権等管理情報の標準化の整備のための課題の抽出のために、下記の内容について調査・検討した。

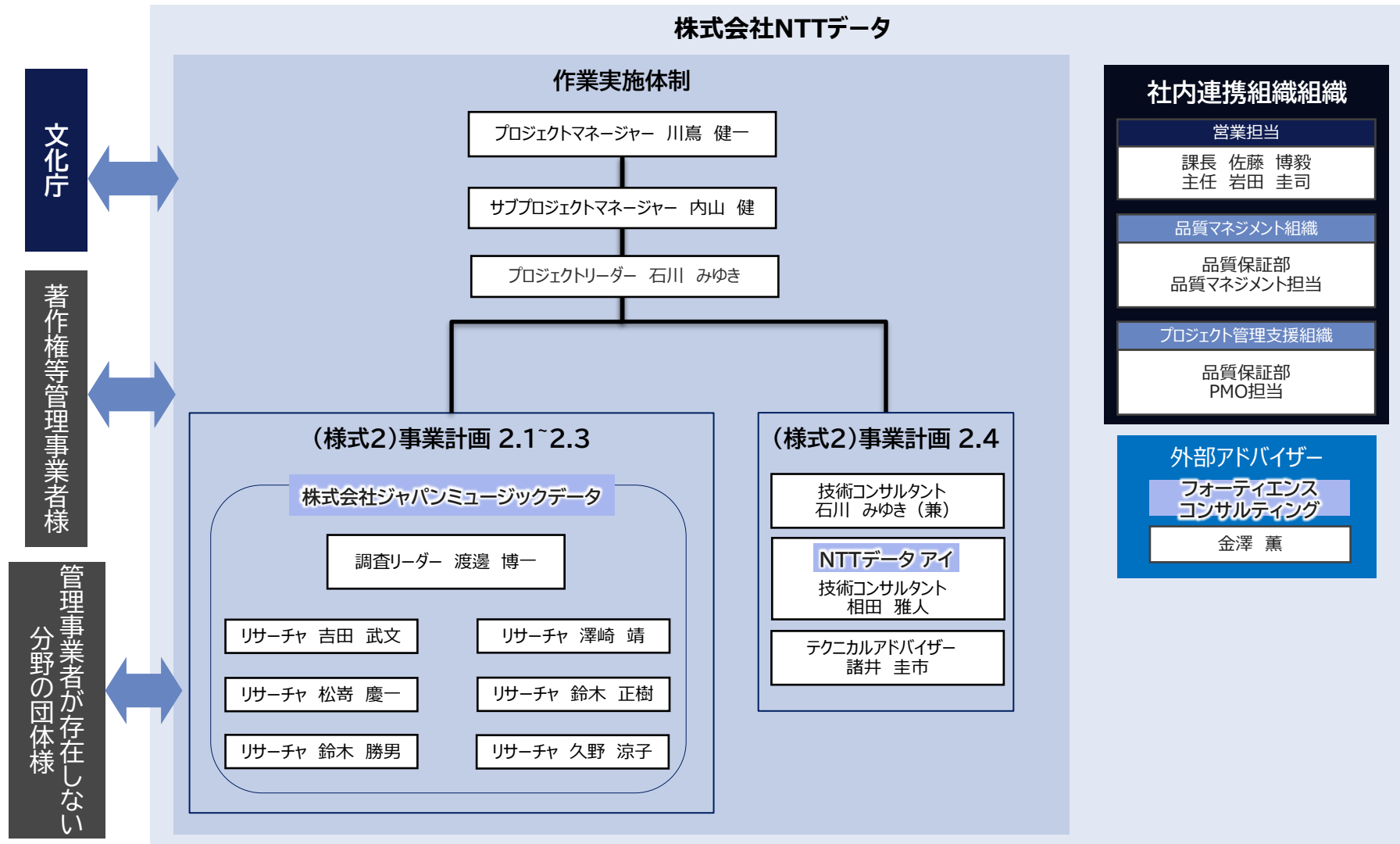
■ 実施概要

- 著作権等管理事業者、著作権等管理事業者以外の保有する著作権等管理情報に関する調査
著作権等管理事業者が有するデータベースは、その有する権利情報についての信頼性が高く、また、事業に活用されているため参照すべきものであるため、当該データベースの分野ごとの分析調査及び著作権等管理事業者へのヒアリング調査を実施する。
映画等の著作権等管理事業者が存在しない分野においては、業界団体が自助努力によってデータベースを構築、活用している状況があり、これらの団体の保有する情報についても分析調査及びヒアリング調査を行う。
- 海外における著作権等管理の際に活用されている項目の調査
著作権等管理情報の標準化の参考とするため、W I P Oにおける検討を一例として海外における検討状況等の調査を行う。
- 著作権等管理情報の標準化案の検討
上記調査を踏まえ、分野横断的な著作権等管理情報の標準化案について検討を行う。将来的に既存のデータベース等を実装されることとなる場合、各業界、各団体において採用している著作権等管理情報からの変更を伴うため、その標準化採用に関するメリット、デメリットの両面を検討する。

1.1 実施概要

■ 実施体制

本事業の所轄である文化庁のご担当者、調査担当となるジャパンミュージックデータのメンバー、フォーティエンスコンサルティングのメンバー、弊社メンバーを下記に記す。

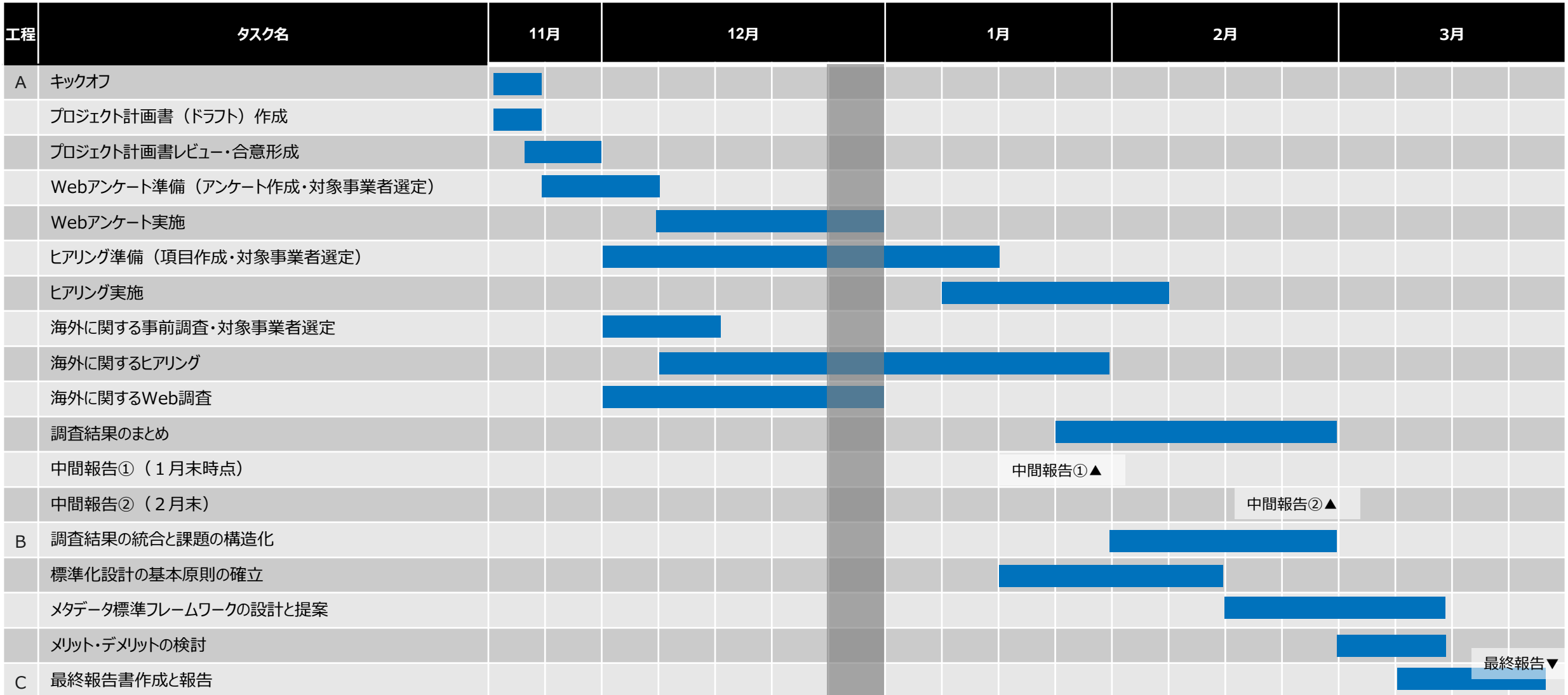


1.1 実施概要

■ 実施スケジュール

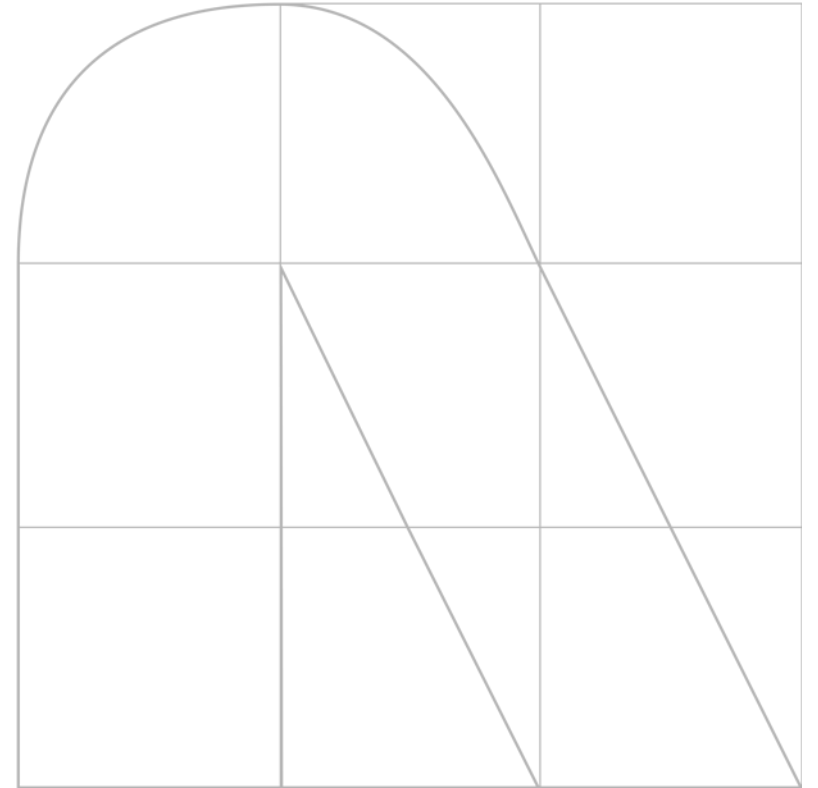
Webアンケートは計35事業者、ヒアリングは海外も含め、計18事業者へ実施し、現状の調査と課題の抽出を実施した。

(凡例) ▲マイルストーン  工程期間



1.2

調査対象



1.2 調査対象

■調査対象の選定

Webアンケート調査対象は、分野横断での著作権情報探索において有益な情報を保有する、保有しないに関わらず広く対象とし、各事業者の現状の把握と課題を抽出することができる組織を対象としている。表1では、Webアンケートにご回答いただいた事業者を一覧にした。

表1 Webアンケート対象事業者 (1/2)

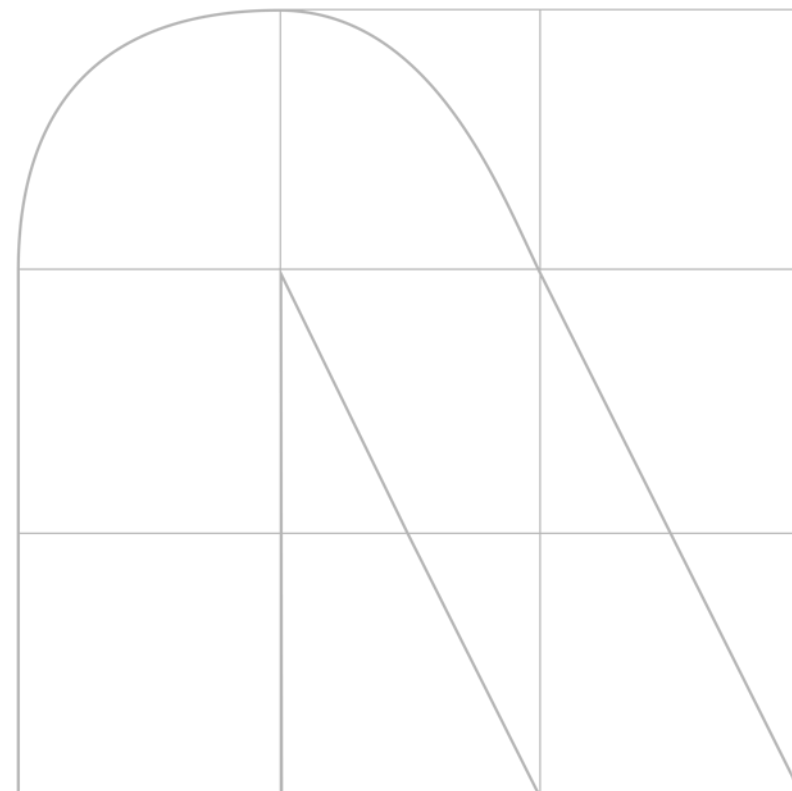
No.	事業者名
1	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
2	一般社団法人日本動画協会
3	公益社団法人映像文化製作者連盟
4	一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構
5	一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協
6	一般社団法人日本音楽著作権協会
7	株式会社NexTone
8	一般社団法人日本レコード協会
9	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
10	一般社団法人MPN
11	株式会社ドワンゴ
12	一般社団法人日本ネットクリエイター協会
13	一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会
14	協同組合日本脚本家連盟
15	協同組合日本シナリオ作家協会
16	一般社団法人学術著作権協会
17	株式会社メディアリンクス・ジャパン
18	株式会社 日本ビジュアル著作権協会
19	公益社団法人日本文藝家協会
20	一般社団法人日本児童文学者協会

表1 Webアンケート対象事業者 (2/2)

No.	事業者名
21	一般社団法人日本推理作家協会
22	一般社団法人教科書著作権協会
23	一般社団法人出版者著作権管理機
24	一般社団法人出版物貸与権管理センター
25	公益社団法人日本複製権センター
26	一般社団法人日本出版インフラセンター
27	公益社団法人日本漫画家協会
28	株式会社東京美術倶楽部
29	一般社団法人日本美術家連盟
30	一般社団法人日本美術著作権協会
31	一般社団法人障がい者アート協会
32	株式会社かぜつち (株式会社日本工芸著作権協会)
33	特定非営利活動法人日本タイポグラフィ協会
34	一般社団法人日本美術著作権連合
35	有限会社コーベット・フォトエージェンシー

2

エグゼクティブサマリ



エグゼクティブサマリ

本事業では、Webアンケート、関係者ヒアリング及び海外調査の結果を踏まえ、著作権等管理情報に関する現状認識、課題及び今後の標準化の方向性を整理した。

① 調査結果

Webアンケート 35事業者

ヒアリング 14事業者

海外調査・海外ヒアリング 8事業者

Webアンケート、ヒアリング、海外調査を通じて、著作権等管理情報の整備状況は分野・団体間で大きな格差があり、分野横断で円滑に検索・連携できる状態にはまだ至っていないことが確認された。音楽等分野は比較的成熟している一方、言語・出版・美術分野は管理対象や粒度が事業者ごとに異なり、映画・ゲーム・放送実演分野は個別運用への依存が大きい。全体としては、一意識別子の不足、名寄せ、権利変動への更新、運用コストが共通課題であり、海外のように国際標準を前提とした相互運用型の標準化を段階的に進める必要があることがわかった。なお、海外では、単一のデータベースへの一元化よりも、国際標準識別子やデータ交換仕様を前提に、分散的に管理された情報を相互運用する形での整備が進められており、我が国における標準化検討においても参考となる。

分野別の示唆

ゲーム

複合著作物で権利関係が複雑なうえ、個社対応が中心で分野横断DBの必要性がまだ弱い。旧作の権利探索や問い合わせ導線整備には今後の需要が見込まれる。

放送実演

一定の情報集約が進む一方、申請ベースのため網羅性に限界があり、出演者情報の精度確保や部分利用を含む権利処理との接続が課題である。

言語

著作者管理は比較的厚い一方、作品粒度や二次利用時の原著作物との紐付けが弱い。脚本・論文・批評等では粒度設計が論点。

美術

作家中心管理で、作品単位DBやID整備は限定的。著作権収益化・標準化のインセンティブが弱く、まず団体内整備と窓口明確化が現実的。

映画

一部事業者においてDBは存在するが、共通コードは未整備であり、製作委員会方式・契約ベースの構造が標準化を難しくしている。

音楽等

データ整備が最も成熟している分野である。著作者・著作部物の両面で、IDの付与と運用が進んでいる。GDSDXやMINC等、相互運用の実装例がある。そのため、先行モデルとして横展開価値が高い。

出版

書誌/作品データによるISBN管理は十分だが、著作者の横断・窓口一元化は不十分である。複数DBが併存し、利用者が一括検索できないことが課題である。

※放送、漫画および写真分野については、現時点で情報収集が十分ではなく有効な示唆を得るには至らなかったため、今後の調査対象として継続的に検討する必要がある。

② 課題の抽出

1. 「分野ごとのデータ整備の成熟度ギャップ」を吸収する設計が必須
2. 分野を跨いだ権利者の名寄せ、および著作物の同一性確保
3. 「作品(work)」単位の整理では、特に出版・放送・映像分野で著作物の対象を一意に特定しづらい
4. (適切な窓口到達できる) 問い合わせ先の整備
5. 「一元DB」より相互運用性(Interoperability)をゴールに
6. IDのマッピングを優先
7. 国際相互運用を見据えたST.96の取り扱い(全面準拠ではなくリファレンス事例)

次年度以降の検討課題

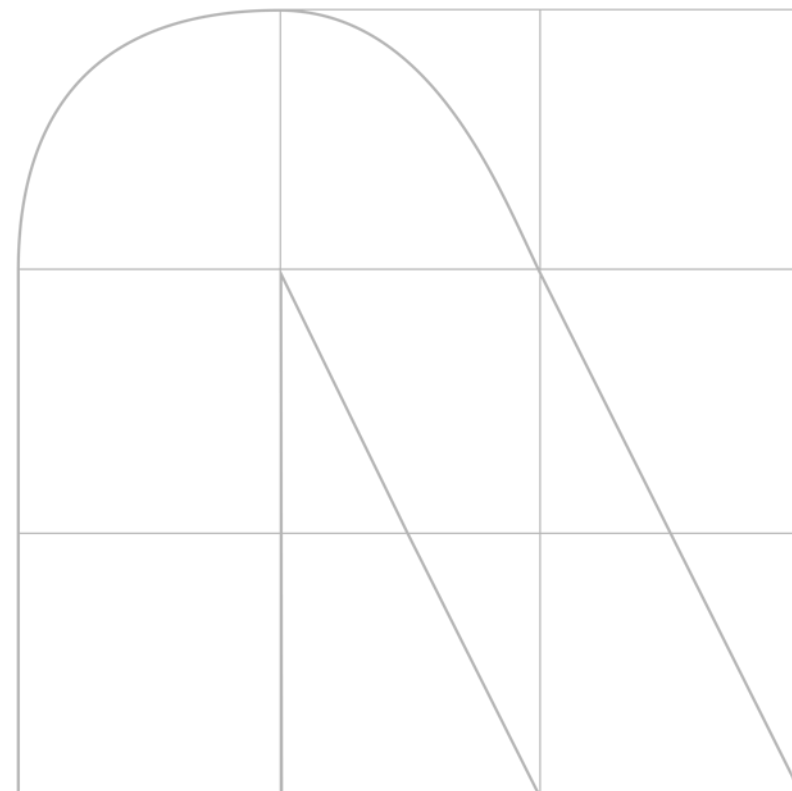
- ・ ガバナンス面では、統制語彙の改訂プロセスとRestricted項目のアクセス管理が課題
- ・ 技術面では、交換フォーマットの詳細化・API仕様の策定・名寄せツール検討・識別子動向監視が課題
- ・ 関係者との合意形成においては、業界団体との協議、個人クリエイター等権利情報登録システムとの整合性、裁定制度との整合が課題

③ 標準化の方針

1. 分野ごとの情報管理成熟度のギャップを踏まえ、標準化は一律強制ではなく「最小必須コア+分野別拡張」と「段階的準拠レベル」によって参加しやすい仕組みとする。
2. 分野横断における連携では完全なデータ統合よりも、「検索→適切な窓口到達できる」ための連絡先・管理範囲・検索キーの標準化を優先する。
3. 名寄せ課題に対応するため、「各団体の内部IDを廃棄する」のではなく、内部IDを尊重しつつ突合のための「Identifier Bag」を標準化する。
4. 個人情報・プロフィール情報の共有に懸念がある一方で、同一性判定には生年月日等の属性が有効であるため、Public層(一般公開)とRestricted層(権限限定公開)の二層を標準として定義する。
5. 作品単位での標準化では検索はできても許諾に辿り着けない恐れがあるため、本標準化案は、Work(著作物そのもの)とManifestation/Package(流通単位)の二層を定義可能な構造とする。

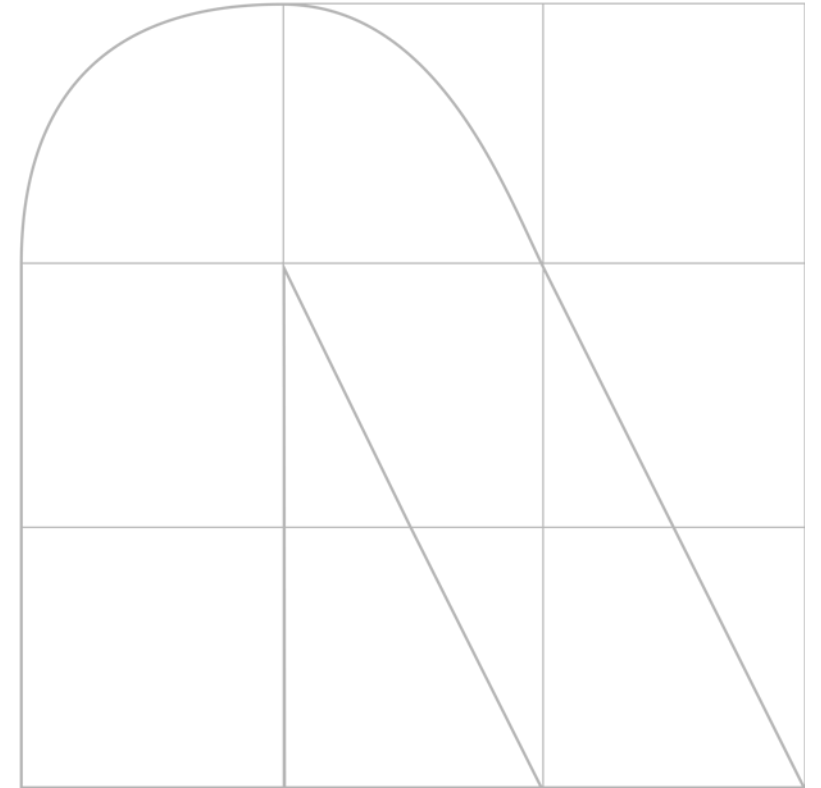
3

調査



3.1

本調査における分野の定義



3.1 本調査における分野の定義

調査対象とする団体と、各団体に対して設定した分類（1～4）を以下に整理する。各分類を表2のとおり定義する。

なお、分野の整理については令和7年2月リリースの「分野横断権利情報検索システム」における著作物の分野の選択肢を参考にしつつ、本調査に合わせた分野として定義する。

表2 各事業者における分類

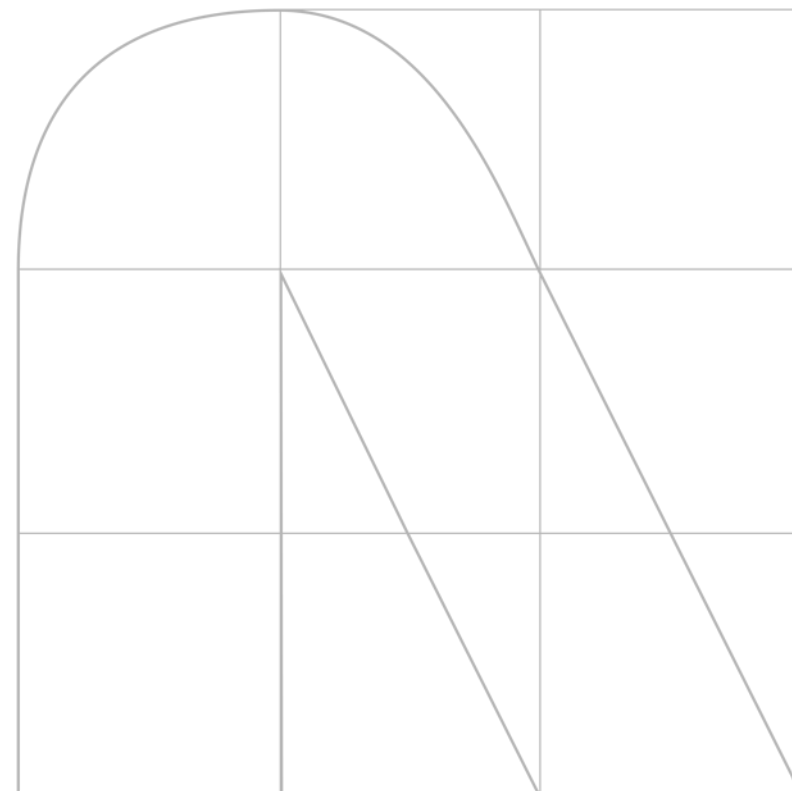
	分類名	選択肢	備考
分類1	著作権等管理事業者の可否	著作権等管理事業者、著作権等管理事業者以外 ※1	文化庁が認定する著作権等管理事業者として登録されている事業者かどうかを記載する。本調査では調査項目（1）では著作権等管理事業者を、調査項目（2）では著作権等管理事業者以外を調査することとなっていたため、分けて記載をしている。
分類2	分野	ゲーム、映画、放送実演、放送、音楽等、言語、出版、漫画、美術、写真	「分野横断権利情報検索システム」における『著作物の分野』の選択肢を参考にしつつ、本調査の対象に含めることが出来なかった分野は選択肢から外す。
分類3	著作権管理対象	著作物そのもの、著作物の複製、著作物の複製（送信）	何を著作権管理の対象としているかが事業者によって異なるため、著作物そのものなのか、著作物の複製物なのかをわかるようにした。
分類4	その他	業界団体、分野別データベース、プラットフォーム	対象の事業者が著作権等の管理ではなく、あくまで業界の団体であるのか、著作権等の運用はしていないが分野別のデータベースがあるのか、コンテンツ配信プラットフォームを運用しているのかを分かるように整理した。

※1 参考出典：著作権等管理事業者登録状況一覧（令和8年1月23日現在）（準備中の組織を除き23事業者が本調査の対象）

URL：https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kanrijigyoho/toroku_jokyo/pdf/94319301_01.pdf

3.2

著作権等管理事業者と著作権等 管理事業者以外の調査



3.2.1 Webアンケート実施要領

事前に選定した事業者を対象に著作権関連情報の保有に関するWebアンケートを実施した。データの保有状況や管理方法、規模感等についての回答を依頼した。

Webアンケート調査実施概要

実施目的：著作権情報のデータ管理および海外連携の実施状況を多くの事業者において広い反映で実施し簡易に把握すると共に、回答結果を基に詳細ヒアリング対象の選定と論点整理を行うこと。

調査対象：調査対象は「令和6年度分野横断権利情報検索システムに関する調査研究」においてアンケート対象となっていた団体を基に、本調査のアンケート対象とすべき対象を選定し、文化庁と協議の上、計42団体に依頼。次頁に示す35団体から回答があった。

実施期間：2025年9月25日～2026年2月10日

実施形式：メールに記載したFormへの回答

質問項目：20頁に詳細を記載

3.2.2 調査対象一覧と分類の整理

Webアンケートによって回答いただいた団体を一覧化すると以下の通りとなる。各事業者が対応する15頁で定義した分類 1～4 についても併せて定義した。

表3 調査対象一覧と属する分類の整理 (1/2)

No.	事業者名	著作権等管理事業者の可否	分野	著作権管理対象	その他
1	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会	著作権等管理事業者以外	ゲーム	—	業界団体
2	一般社団法人日本動画協会	著作権等管理事業者以外	映画	—	業界団体
3	公益社団法人映像文化製作者連盟	著作権等管理事業者以外	映画	—	分野別データベース
4	一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構	著作権等管理事業者	放送実演	著作物の複製	—
5	一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協	著作権等管理事業者	放送	著作物の複製	—
6	一般社団法人日本音楽著作権協会	著作権等管理事業者	音楽等	著作物そのもの	—
7	株式会社NexTone	著作権等管理事業者	音楽等	著作物そのもの	—
8	一般社団法人日本レコード協会	著作権等管理事業者	音楽等	著作物の複製 (送信)	—
9	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会	著作権等管理事業者	音楽等	著作物の複製 (送信)	—
10	一般社団法人MPN	著作権等管理事業者以外	音楽等	著作物の複製 (送信)	—
11	株式会社ドワンゴ	著作権等管理事業者以外	音楽等	—	プラットフォーム
12	一般社団法人日本ネットクリエイター協会	著作権等管理事業者以外	音楽等	—	業界団体
13	一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会	著作権等管理事業者以外	音楽等	—	分野別データベース
14	協同組合日本脚本家連盟	著作権等管理事業者	言語	著作物そのもの	—
15	協同組合日本シナリオ作家協会	著作権等管理事業者	言語	著作物そのもの	—
16	一般社団法人学術著作権協会	著作権等管理事業者	言語	著作物の複製・公衆送信	—
17	株式会社メディアリンクス・ジャパン	著作権等管理事業者	言語	著作物そのもの	—
18	株式会社 日本ビジュアル著作権協会	著作権等管理事業者	言語	著作物そのもの	—
19	公益社団法人日本文藝家協会	著作権等管理事業者	言語	著作物そのもの	—
20	一般社団法人日本児童文学者協会	著作権等管理事業者以外	言語	—	業界団体

3.2.2 調査対象一覧と分類の整理

表3 調査対象一覧と属する分類の整理 (2/2)

No.	事業者名	著作権等管理事業者の可否	分野	著作権管理対象	その他
21	一般社団法人日本推理作家協会	著作権等管理事業者以外	言語	—	業界団体
22	一般社団法人教科書著作権協会	著作権等管理事業者	出版	著作物の複製	—
23	一般社団法人出版者著作権管理機構	著作権等管理事業者	出版	著作物の複製	—
24	一般社団法人出版物貸与権管理センター	著作権等管理事業者	出版	著作物の複製	—
25	公益社団法人日本複製権センター	著作権等管理事業者	出版	著作物の複製	—
26	一般社団法人日本出版インフラセンター	著作権等管理事業者以外	出版	—	分野別データベース
27	公益社団法人日本漫画家協会	著作権等管理事業者	漫画	著作物そのもの	—
28	株式会社東京美術倶楽部	著作権等管理事業者	美術	著作物そのもの	—
29	一般社団法人日本美術家連盟	著作権等管理事業者	美術	著作物そのもの	—
30	一般社団法人美術著作権協会	著作権等管理事業者	美術	著作物そのもの	—
31	一般社団法人障がい者アート協会	著作権等管理事業者	美術	著作物そのもの	—
32	株式会社かぜつち (株式会社日本工芸著作権協会)	著作権等管理事業者	美術	著作物そのもの	—
33	特定非営利活動法人日本タイポグラフィ協会	著作権等管理事業者以外	美術	—	業界団体
34	一般社団法人日本美術著作権連合	著作権等管理事業者以外	美術	—	業界団体
35	有限会社コーベット・フォトエージェンシー	著作権等管理事業者	写真	著作物そのもの	—

3.2.3 Webアンケート調査項目

Webアンケートの調査項目については、著作者情報および著作物情報の管理状況・管理方法、ならびに海外との連携に関する対応可否を中心に検討した。なお、回答者の負担を軽減し、回答率の向上を図るため、設問は「はい」または「いいえ」による選択式を基本とした。Webアンケートにおける調査項目は以下の表4の通りである。

表4 Webアンケート調査項目一覧

No.	調査項目名		No.	調査項目名	
1	貴社名、貴団体名*		13	著作物情報について	著作物の情報を保有していますか*
2	ご担当者名*		14		著作物のデータを更新していますか*
3	ご担当者の連絡先（メールアドレス）を登録してください*		15		著作者の死亡、相続、著作権の譲渡等、権利関係の移転による更新対応を行っていますか。*
4	データベースの形式*		16		発行または公表・公開の年月日
データベースに保有されている項目について			17		著作物の名称が無題の場合の対応はどうしていますか？
5	著作者情報について	著作者の情報を保有していますか*	18		著作物の販売促進の情報を保有していますか*
6		著作者のデータを更新していますか*	19		作品番号やID（特定するための識別子やキー項目）*
7		著作者の死亡、相続等について更新対応をおこなっていますか*	20		└ ある場合、同分野共通項目ですか？
8		プロフィール・略歴等*	21		└ ある場合、識別子または項目名を教えてください。
9		ホームページURL・SNSアカウント	22	海外の団体連携について	海外の同分野の団体との相互管理契約はありますか*
10		著作者を一意に特定する番号はありますか*	23		└ ある場合のデータベース連携はありますか？
11		└ ある場合、識別子または項目名を教えてください	24		└ ある場合の「共通項目」（識別子、キー項目など）
12		└ ある場合、それは同分野共通項目ですか？	25		WIPO規格ST.96バージョン9.0（XMLスキーマ）についての対応等

* 必須項目

3.2.4 Webアンケート調査集計結果

各分類毎の対応する事業者の件数は以下のとおりである。

分類4についてはヒアリングやまとめの示唆の参考にする分類とするものとし、Webアンケート結果においては分類1～3での分析とする。

	著作権等管理事業者	著作権等管理事業者以外	総計
分類1	23	12	35

	ゲーム	映画	放送実演	放送	音楽等	言語	出版	漫画	美術	写真	総計
分類2	1	2	1	1	8	8	5	1	7	1	35

	著作物そのもの	著作物の複製	著作物の複製（送信）	総計
分類3	14	7	3	24

3.2.4 Webアンケート調査集計結果

著作権等管理事業者事業者か否かという分類において、分析すると以下のとおりである。

	著作権等管理事業者	著作権等管理事業者以外	総計
分類1	23	12	35

各質問に「はい」と答えた事業者数とその割合(少数第一位は四捨五入する)を表示する。

調査項目		著作権等管理事業者	著作権等管理事業者以外
データベースを使用しているか ※Excelでの管理も含む。		21/23 (91%)	7/12 (58%)
著作者情報について	著作者の情報を保有しているか	20/23 (87%)	7/12 (58%)
	著作者のデータを更新していますか (「不定期」以外で更新していると回答した件数)	12/20 (60%) ※著作者情報を保有している場合	4/7 (57%) ※著作者情報を保有している場合
	著作者の死亡、相続、著作権の譲渡等、権利関係の移転による更新対応を行っていますか	17/20 (85%)	2/7 (29%)
	著作者のプロフィール、略歴等を保有していますか	9/20 (45%)	3/7 (43%)
	著作者を一意に特定する番号やIDを保有していますか	11/20 (55%)	3/7 (43%)
	著作者を一意に特定する項目は同分野共通項目ですか？	7/11 (63%) ※前項目の回答が有りの前提	3/3 (100%) ※前項目の回答が有りの前提
著作物情報について	著作物の情報を保有しているか	15/23 (65%)	4/12 (33%)
	著作物のデータを更新していますか (「不定期」以外で更新していると回答した件数)	12/15 (80%) ※著作物情報を保有している場合	4/4 (100%) ※著作物情報を保有している場合
	著作者の死亡、相続、著作権の譲渡等、権利関係の移転による更新対応を行っていますか	12/15 (80%)	2/4 (50%)
	著作物の発行日または、公表・公開の年月日を保有していますか	10/15 (67%)	3/4 (75%)
	著作物の販売促進の情報を保有していますか	5/15 (33%)	3/4 (75%)
	著作物を一意に特定する番号やIDを保有していますか	10/15 (67%)	3/4 (75%)
海外連携について	著作物を一意に特定する項目は同分野共通項目ですか？	7/10 (70%) ※前項目の回答が有りの前提	3/3 (100%) ※前項目の回答が有りの前提
	海外の団体との相互管理契約があるか	6/23 (26%)	1/12 (8%)
	海外の団体とのデータベース連携があるか	4/6 (67%) ※前項目の回答が有りの前提	1/1 (100%) ※前項目の回答が有りの前提

3.2.4 Webアンケート調査集計結果

■ 著作権等管理事業者と著作権等管理事業者以外による集計結果からわかること

➤ データ管理における基盤整備は、著作権等管理事業者の方が進んでいる

ーデータベース利用は管理事業者 91%、管理事業者以外 58%

ー著作者情報の保有は管理事業者 87%、管理事業者以外 58%

ー著作物情報の保有は管理事業者 65%、管理事業者以外 33%

管理事業者以外では管理の土台そのものが未整備な事業者が多いということがわかる。しかも「DB」にはExcelも含まれているため、実際の意味での構造化DBやシステム化の水準は、数字以上に低い可能性が高いと考えられる。

➤ 著作権等管理事業者の方が権利変動への対応ができています

ー著作者の死亡・相続・譲渡等への更新対応は管理事業者 85%、管理事業者以外 29%

ー著作物側の権利関係更新対応は管理事業者 80%、管理事業者以外 50%

管理事業者以外は単なる権利情報管理不足ではなく、その管理にかかるコスト不足が考えられる。

➤ 著作権等管理事業者でも、標準化はまだ不十分な状態

ー著作者の一意ID保有：55%（そのIDが共通項目：63%）

ー著作物の一意ID保有：67%（そのIDが共通項目：70%）

管理事業者は相対的には進んでいるが、それでも十分とは言えない。つまり、情報は持っていますが、各事業者で管理しているにとどまり、組織を横断するような形にはなっていない。将来的に検索連携、海外DB連携をする際に課題となると考えられる。

3.2.4 Webアンケート調査集計結果

分野毎の分類において、分析すると以下のとおりである。

	ゲーム	映画	放送実演	放送	音楽等	言語	出版	漫画	美術	写真	総計
分類2	1	2	1	1	8	8	5	1	7	1	35

各質問に「はい」と答えた事業者数を表示する。

調査項目		ゲーム	映画	放送実演	放送	音楽等	言語	出版	漫画	美術	写真
データベースを使用しているか ※Excelでの管理も含む。PDF管理は除く。		1/1	1/2	1/1	0/1	7/8	6/8	5/5	1/1	5/7	1/1
著作者情報 について	著作者の情報を保有しているか	0/1	0/2	1/1	1/1	5/8	7/8	4/5	1/1	7/7	1/1
	著作者のデータを更新していますか （「不定期」以外で更新していると回答した件数）	0/0	0/0	1/1	0/1	4/5	3/7	3/4	0/1	4/7	1/1
	著作者の死亡、相続、著作権の譲渡等、権利関係の移転による更新対応を行っていますか	0/0	0/0	1/1	0/1	5/5	5/7	2/4	1/1	4/7	1/1
	著作者のプロフィール、略歴等を保有していますか	0/0	0/0	1/1	0/1	3/5	3/7	0/4	0/1	4/7	1/1
	著作者を一意に特定する番号やIDを保有していますか	0/0	0/0	1/1	0/1	4/5	5/7	1/4	0/1	2/7	1/1
	著作者を一意に特定する項目は同分野共通項目ですか？	0/0	0/0	0/1	0/0	4/4	3/5	1/1	0/0	2/2	1/1
著作物情報 について	著作物の情報を保有しているか	0/1	0/2	1/1	0/1	6/8	4/8	4/5	0/1	3/7	1/1
	著作物のデータを更新していますか （「不定期」以外で更新していると回答した件数）	0/0	0/0	1/1	0/0	6/6	2/4	3/4	0/0	3/3	1/1
	著作者の死亡、相続、著作権の譲渡等、権利関係の移転による更新対応を行っていますか	0/0	0/0	0/1	0/0	6/6	4/4	2/4	0/0	1/3	1/1
	著作物の発行日または、公表・公開の年月日を保有していますか	0/0	0/0	1/1	0/0	4/6	1/4	4/4	0/0	2/3	1/1
	著作物の販売促進の情報を保有していますか	0/0	0/0	0/1	0/0	2/6	1/4	1/4	0/0	2/3	1/1
	著作物を一意に特定する番号やIDを保有していますか	0/0	0/0	1/1	0/0	6/6	2/4	2/4	0/0	1/3	1/1
	著作物を一意に特定する項目は同分野共通項目ですか？	0/0	0/0	0/1	0/0	4/6	2/2	2/2	0/0	1/1	1/1
海外連携に ついて	海外の団体との相互管理契約があるか	0/1	0/2	0/1	0/1	3/8	2/8	1/5	0/1	1/7	0/1
	海外の団体とのデータベース連携があるか	0/0	0/0	0/0	0/0	3/3	1/2	0/1	0/0	1/1	0/0

3.2.4 Webアンケート調査集計結果

■分野別による集計結果からわかること

<全体>

- 「IDの標準化」と「権利変動への対応」が必要
全体的に、著作者や著作物を一意に識別するIDや、分野内共通項目の整備が発展途上といえる。
- 海外連携は一部先進分野に限定している
海外団体との相互管理契約は、以下にとどまっており、海外連携はまだ普及した状態ではないといえる。
－音楽等 3/8、言語 2/8、出版 1/5、美術 1/7

以下、ゲーム・放送実演・放送・漫画・写真は母数が1件、映画は2件のため、傾向というより個別事例に近い。音楽等、言語、出版、美術に限定して整理する。

<音楽等>

- 最も成熟した先行分野
著作者・著作物の両面で運用成熟度が高い。情報を保有しているだけでなく、更新と識別子運用まで回っていることが特徴。
他分野への横展開モデルとして参考とすべき分野だといえる。

<言語>

- 著作者情報管理の割合は高いが、著作物情報管理の割合が低い
状況や背景を探るべくヒアリングを実施して深掘りしていく必要がある。

<出版>

- 作品中心の情報管理は進んでいるが、著作者情報管理の割合が低い
タイトル・書誌単位の管理はできているが、著作者を横断的に束ねる構造が弱いと考えられる。

<美術>

- 著作者情報管理の割合は高いが、著作物情報管理の割合が低い
作家中心の管理となっている。現状の状況と背景、課題はヒアリングを通して検討していく必要がある。

3.2.4 Webアンケート調査集計結果

扱う著作物の種類別の分類において、分析すると以下のとおりである。

	著作物そのもの	著作物の複製	著作物の複製（送信）	総計
分類3	14	7	3	24

各質問に「はい」と答えた事業者数を表示する。

調査項目		著作物そのもの	著作物の複製	著作物の複製（送信）
データベースを使用しているか ※Excelでの管理も含む。PDF管理は除く。		13/14	6/7	3/3
著作者情報について	著作者の情報を保有しているか	14/14	5/7	2/3
	著作者のデータを更新していますか （「不定期」以外で更新していると回答した件数）	8/14	3/5	2/2
	著作者の死亡、相続、著作権の譲渡等、権利関係の移転による更新対応を行っていますか	13/14	3/5	2/2
	著作者のプロフィール、略歴等を保有していますか	7/14	1/5	2/2
	著作者を一意に特定する番号やIDを保有していますか	8/14	2/5	2/2
	著作者を一意に特定する項目は同分野共通項目ですか？	6/8	1/5	2/2
著作物情報について	著作物の情報を保有しているか	8/14	5/7	3/3
	著作物のデータを更新していますか （「不定期」以外で更新していると回答した件数）	6/8	4/5	3/3
	著作者の死亡、相続、著作権の譲渡等、権利関係の移転による更新対応を行っていますか	7/8	3/5	3/3
	著作物の発行日または、公表・公開の年月日を保有していますか	4/8	4/5	3/3
	著作物の販売促進の情報を保有していますか	4/8	0/5	2/3
	著作物を一意に特定する番号やIDを保有していますか	5/8	3/5	3/3
	著作物を一意に特定する項目は同分野共通項目ですか？	4/5	2/3	3/3
海外連携について	海外の団体との相互管理契約があるか	3/3	2/7	3/3
	海外の団体とのデータベース連携があるか	3/3	0/2	2/3

3.2.4 Webアンケート調査集計結果

■著作権管理形態別による集計結果からわかること

➤ 「著作物そのもの」を扱う事業者は、作品そのものよりも“著作者・権利者”の管理を厚く行っている

「著作物そのもの」を扱う事業者は、著作者情報の保有が 14/14 と高い一方、著作物情報の保有は 8/14 にとどまる。著作者プロフィール等の保有も 7/14、著作者ID保有も 8/14 と一定水準ある。一方、「著作物の複製」を扱う事業者は、著作者情報保有は 5/7あるが、プロフィール等は 1/5、著作者ID保有は 2/5 にとどまる。

→著作物そのものを扱う事業者は、一次的な権利管理主体として、誰が権利者かを継続的に把握する必要性が高い。他方、複製を扱う事業者は、著作者の詳細管理よりも、利用許諾に必要な範囲で権利者を把握する運用になっているためと考えられる。

➤ 「著作物の複製」を扱う事業者は、“著作物を特定するための基本属性”には一定の対応があるが、標準化や横断管理は弱い

「著作物の複製」を扱う事業者は、著作物情報保有は 5/7、そのうち発行日・公表公開年月日の保有は 4/5 と高い。これは複製許諾の判断に、どの作品の、どの版・どの公表物かを確認する必要があるためと考えられる。ただし、著作物ID保有は 3/5、著作物の共通項目は 2/3、著作者IDの共通項目も 1/5 にとどまる。

→複製管理においては、権利処理に必要な作品特定情報は保有していても、データを分野横断利用できる形での標準化までは進んでいないといえる。

➤ 権利変動への対応力や海外連携は、「著作物そのもの」を扱う事業者の方が発展している

「著作物そのもの」を扱う事業者は、著作者の死亡・相続・譲渡等への更新対応が 13/14、著作物情報に関する権利関係更新対応も 7/8。これに対し、「著作物の複製」ではそれぞれ 3/5、3/5にとどまる。海外団体との相互管理契約も、「著作物そのもの」3/3 に対し、「著作物の複製」2/7、データベース連携は 3/3 に対し 0/2となっている。

→著作物そのものを扱う事業者は、一次的な権利管理主体として、権利移転や相続などの変化を継続的に追う必要がある。一方、複製を扱う事業者は、利用時点の許諾処理が中心で、長期的な権利サイクルにおける管理や海外連携の必要性が音楽・出版以外の分野においては相対的に低いと考えられる。

3.2.5 ヒアリング調査対象の選定

Webアンケートを実施後、さらに詳細に実態を把握すべく、ヒアリングを実施した。なお、本ヒアリングは全事業者を対象として網羅的調査ではなく、分野の偏りを抑えつつ、示唆が得られやすい事業者を優先し以下観点で総合的に判断し、抽出することとする。

■ヒアリング事業者の選定基準

①分野のバランスと成熟度

- ・分野の偏りが無いよう配慮する。
- ・成熟している分野/成熟途上の分野の双方から選定し、比較可能な示唆を得る。

②海外連携の可否

- ・海外企業、国際標準等の連携実績、または連携可能性がある事業者を優先する。

③分野・領域を統括する事業者か否か

- ・俯瞰的な情報や論点が得られやすい業界団体等を束ねる立場の事業者、またはそれを構成する事業者である。

■ヒアリング対象の著作権管理事業者と選定理由

No.	分野	事業者名	選定理由
1	ゲーム	事業者A	ゲーム分野を統括する事業者のため。
2	映画	事業者B	映画分野でデータベースによるデータ管理がされているため。
3	映画	事業者C	映画分野で海外との連携があり、データ管理もされているため。
4	放送実演	事業者D	放送実演分野で共通の識別子として、放送の番組IDをもったデータ管理がされているため。
5	音楽等	事業者E	音楽（実演）分野で海外との連携があり、データ管理もされているため。
6	音楽等	事業者F	音楽分野の各権利情報を集約しサイト公開しているため。
7	言語	事業者G	言語分野で海外との連携があり、データ管理がされているため。
8	言語	事業者H	複数分野において、海外との連携があり、データ管理もされているため。
9	言語	事業者I	WEBアンケートにて著作者、著作物ともに一意にする項目でIDと記載がありデータ管理に長けていると考えるため。
10	言語	事業者J	言語分野において、他の団体よりデータ管理が発展途上のため。
11	出版	事業者K	複数分野において、海外との連携があり、データ管理もされているため。
12	美術	事業者L	美術分野の業界団体に加盟しているため。
13	美術	事業者M	美術分野で海外との連携があり、データ管理もされているため。
2014	美術	事業者N	美術分野を統括する事業者のため。

3.2.6 ヒアリング実施要領

前頁にて選定した事業者にヒアリングを実施した。本資料では分野毎での傾向や課題を整理することとする。

ヒアリング調査実施概要

実施目的：著作権等管理事業者、および著作権管理事業者以外のDBにおける著作権等管理情報の実態と分野別特性を把握し、分野横断的な標準化と相互交換・分析に向けた課題・要件を抽出する。

実施期間：2026年1月19日～2026年2月5日

実施形式：対面またはオンライン

質問項目：次頁に詳細を記載

調査対象：下記表に記載

No.	事業者	実施形式	実施日時
1	事業者A	対面	2026年1月30日（金） 15:00-16:00
2	事業者B	対面	2026年2月 5日（木） 11:00-12:00
3	事業者C	オンライン	2026年1月23日（金） 11:30-12:00
4	事業者D	オンライン	2026年1月19日（月） 10:00-11:00
5	事業者E	対面	2026年2月 4日（水） 14:30-15:30
6	事業者F	対面	2026年1月23日（金） 13:00-14:00
7	事業者G	対面	2026年2月 2日（月） 16:00-17:00
8	事業者H	オンライン	2026年1月30日（金） 11:00-12:00
9	事業者I	対面	2026年1月19日（月） 10:30-11:30
10	事業者J	対面	2026年1月20日（火） 10:30-11:30
11	事業者K	オンライン	2026年1月22日（木） 14:00-15:00
12	事業者L	対面	2026年1月23日（金） 15:00-16:00
13	事業者M	オンライン	2026年1月23日（金） 11:00-12:00
14	事業者N	オンライン	2026年1月 9日（月） 16:00-17:00

3.2.7 ヒアリング調査内容

アンケートを実施後に、さらに詳細に実態を把握すべく、ヒアリングを実施することとする。調査内容を以下に示す。

No.	実際の質問事項	具体的な内容
1	保有しているデータベースの著作者・著作物等の件数を教えてください	分野横断アンケート、web調査、webアンケートでの補完的確認
2	データベースの構築・運用体制（担当部門、システム概要）について教えてください	データベースの概要・構成
3	データベースの利用目的は情報の集約、分配、許諾、などどういったことになりそうですでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> 管理している著作権等管理情報の種類（例：著作物名、著作者名、発行日、ID等） データベースの規模（件数、分野、更新頻度） データベースの構築・運用体制（担当部門、システム概要）
4	権利情報の登録プロセスを教えてください	権利情報の管理・登録方法
5	登録内容の範囲をお教えいただけますでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> 権利情報の収集・登録プロセス 権利者・利用者からの情報提供・修正依頼の受付方法
6	会員ページでは著作物の検索などに対応されていますでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> 権利情報の信頼性確保のための取り組み（認証方法等）
7	権利者・利用者からの情報提供・修正依頼の受付方法を教えてください	権利情報の公開・利用状況
8	著作者や著作物を特定するコードは保有されていますでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> データベースの公開範囲（一般公開/会員/非公開） 利用者層（個人、企業、団体等） 利用実績、利用目的（検案件数、利用事例）
9	権利情報の信頼性確保のための取り組み（認証方法等）などがございましたら教えてください	
10	データ、権利情報集約で苦労している点などがございましたら教えてください	データ、権利情報集約で苦労している点
11	著作権処理、権利情報集約の運用、更新に伴うコストや負担に対するご意見をお聞かせください	権利情報の運用、更新に伴うコストや負担に対する意見
12	標準化による自団体のメリット、デメリットを教えてください	自分野における課題や標準化に対する意見
13	海外及び日本の著作権情報の標準化に向けた動きはありますか	<ul style="list-style-type: none"> 分野横断検索することに対する課題（集中管理が乏しい、分野をまとめる団体がいない、コスト等）
14	分野横断検索することに対する課題やご意見があればお聞かせください	<ul style="list-style-type: none"> 権利情報項目状況（独自項目/他団体との連携） 標準化による自団体のメリット、デメリット 海外連携
15	著作物等の利用促進とwebサイト（DB）の関連性、今後の課題についてご意見があればお聞かせください	著作物等の利用促進とwebサイト（DB）の関連性、今後の課題について
16	その他（各事業者毎に確認したい内容）	事前にWeb調査した際に各事業者で確認したい点

なお、上記質問事項をベースに事業者毎に一部アレンジしながらヒアリング対応を実施した。

3.2.8 ヒアリング結果から得られる示唆、考察【ゲーム】分野

ゲーム分野全体における示唆・考察を以下にまとめる。なお、ゲーム分野におけるヒアリングは1事業者のみであるが、統括団体としての立ち位置のため、業界全体としての示唆としてまとめることとする。

DBの進み具合	ゲーム分野の事業者①	著作者	著作者ID	著作物	著作物ID	海外
		×	×	×	×	×
分野内の標準化について	<ul style="list-style-type: none"> 違法対策が主な活動領域でデータベース化する必要がない。 					
インセンティブ構造の背景	<ul style="list-style-type: none"> 当面はそのニーズがないと思う。 					
商慣習、収益化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ひとつの著作物が不特定多数に繰り返し使われる状況にない。 					
ライセンスの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ゲームの権利は多岐にわたる。過去にデータ提供を求めたところ、ひとつのゲームに複数会社からデータ提供があり収集がつかなくなった。このためゲーム分野のデータ集約は実現しなかった。ライセンスを一律の対応とすることは難しい。 権利元の統廃合が盛んなことから特に古いゲームは権利元が不明な場合が多い。 					
不法や不正利用	<ul style="list-style-type: none"> 各社が二次利用についてのガイドラインを設けて対応している。 					
ネット流通への対応	<ul style="list-style-type: none"> 任天堂、SIEなどプラットフォームが限定的。但しアプリゲームまで広げると範囲は広い。 					
国際化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ゲーム業界は日本が優位であり日本が主導権を握っている。他国でもゲームのデータベース化は進んでいない。 					

3.2.8 ヒアリング結果から得られる示唆、考察 【ゲーム】分野

示唆

- ゲームは複合著作物で、それ自体にプログラム、音楽、シナリオ、デザイン、映像表現などの多数の著作権が束ねられたパッケージである。このため多くの場合ゲーム会社が、窓口として権利を一括管理しているケースが多い。
- 利用者は販売、配信、二次利用（映像化、商品化）など限定的であることから著作者が利用者と直接交渉できる範囲である。
- 誰がどこで使うか分からない、利用される回数が膨大という状況にはないため、現状は分野として一括でデータベースを運用するメリットは少ないと思われる。
- 著作物としては歴史が浅く、ゲーム分野において著作権等管理事業者自体がない。
- ゲーム分野においても配信での流通が広がっており、古いゲームの掘り起こしや権利の所在確認という点でデータが集約されていることで利便性を感じる利用者はいると思われる。まずは分野内でデータを標準化および集約することの検討がスタートである。

3.2.8 ヒアリング結果から得られる示唆、考察 【映画】分野

映画分野全体における示唆・考察を以下にまとめる。

DBの進み具合	対象事業者	著作者	著作者ID	著作物	著作物ID	海外
	映画分野の事業者①	×	×	×	×	×
	映画分野の事業者②	×	×	×	×	×
	映画分野の事業者③	○	○	○	○	×
	<ul style="list-style-type: none"> 分野としてのデータベース化は進んでいない。 ある事業者にて管理するデータベースは、海外への営業窓口としての役割であり、国内市場は対象としていない。データベースの目的が海外向けのPR用という性質がある。このため網羅性に欠ける。 著作権管理団体が存在しない。 					
分野内の標準化について	<ul style="list-style-type: none"> 今のところメリットを見いだせていないが、コードで連携し収益化できるならメリットがあるかもしれない。配信サービス事業者が詳しい可能性がある。 					
インセンティブ構造が弱い原因・背景	<ul style="list-style-type: none"> ライセンスの特徴が大手映画会社は製作委員会方式をとっている。製作委員会方式は製作費のリスク分散には優れているが、収益が細かく分散するため1社あたりのリターンが少なくなる構造である。 					
ネット流通への対応	<ul style="list-style-type: none"> DSPが配信サービスを提供するために作品情報が集まっている。 					
国際化への対応	<ul style="list-style-type: none"> 海外との共通コードはない。 					

3.2.8 ヒアリング結果から得られる示唆、考察 【映画】分野

その他	<ul style="list-style-type: none">• 映画は、監督、撮影など複数のクリエイターが関わる共同著作物であるため、著作権は製作委員会（製作出資者）にある。• 映画はライセンスの窓口として製作委員会が機能しているため分野における標準化が進んでいない。• 権利処理は契約ベースが基本である。• 「映画の著作物」として保護されるには、物に固定されている必要があるが、パッケージ化された情報という意味ではキネマ旬報社や、ジャパンミュージックデータが映像パッケージのデータベースを保持している。• パッケージ化された作品を販売するためには膨大な作品数のデータが必要になる。キネマ旬報社やジャパンミュージックデータといったデータベース事業者が一元的にデータを集め提供することで流通の効率化につながっている。• ジャパンミュージックデータが提供するデータには作品のタイトル名、JANコード、品番、価格、発売日、メディア形態といった販売用途に活用される情報の他、監督、出演者、脚本、翻訳、といった権利用途に関連するデータがある。
示唆	<ul style="list-style-type: none">• DSPによる配信サービスが分野内における標準化において注目すべき理由は配給にあると考えられる。劇場公開の場合は配給会社が封切りから何日間公開するか等を管理するが、多くのDSPは契約を終了しない限り公開を続けられる。また売上については劇場公開の場合は観客動員数から把握できるが、配信サービスの場合は再生回数の集計など把握が難しい。このような違いからJASRACや日本脚本家連盟など別分野の著作者への分配が必要な際に分野内での標準化が必要となるのではないか。• 現状では分野内での標準化の前段階となる各映画会社内での標準化が課題である。

3.2.8 ヒアリング結果から得られる示唆、考察【放送実演】分野

放送実演分野全体における示唆・考察を以下にまとめる。なお、放送実演分野におけるヒアリングは1事業者のみであるが、統括団体としての立ち位置のため、業界全体としての示唆としてまとめることとする。

DBの進み具合	放送実演分野の事業者①	著作者	著作者ID	著作物	著作物ID	海外
			○	○	○	○
分野内の標準化について	<ul style="list-style-type: none"> 総務省実証実験で構築したデータベースを使用。データは放送番組の許諾申請情報の付随情報として取得している。 					
ライセンスの特徴	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の全部利用（海外販売等）の権利処理を担当している。 部分利用（番組内での多番組素材使用）は各団体が対応している。 					
国際化への対応	<ul style="list-style-type: none"> 放送局が直接海外と行っているため団体として直接やりとりすることはない 					
その他	<ul style="list-style-type: none"> 放送局が持つ情報に課題があるため出演者情報の精度が低い 番組出演者の正確性調査（実は他にも出演者がいた）にコストがかかっている。 番組IDは許諾申請があった番組に対してのみ付番しているため網羅性はない ある事業者は映像実演の権利処理を一元化し放送番組やネット配信の二次利用を円滑にするために設立された。出演者の権利情報が分散しており誰に許諾をとればよいか分からないケースが多く権利者の把握が困難であった。同団体の設立により権利処理窓口を一元化することができ、分散していた情報の標準化につながった。 					
示唆	<ul style="list-style-type: none"> ある事業者は、テレビ番組の二次利用に関する円滑な権利処理、不明権利者の探索等のために設立された放送コンテンツの集中管理団体だが、全部使用に限られている。一部使用についての集中管理団体はなく、他団体が委任を受けた実演家の許諾確認窓口となっている。そのため一部使用を希望する利用希望者と、一部使用の一次窓口となるテレビ局、実演家の他団体が著作者ID、番組ID（著作物）を必要とするかの調査が必要と思われる。 					

3.2.8 ヒアリング結果から得られる示唆、考察 【音楽等】分野

DBの進み具合	対象事業者	著作者	著作者ID	著作物	著作物ID	海外
	音楽等分野の事業者①	○	○	○	○	○
	音楽等分野の事業者②	○	×	○	○	×
	音楽等分野の事業者③	×	×	○	○	×
	音楽等分野の事業者④	○	○	○	○	○
	音楽等分野の事業者⑤	○	○	○	○	○
	音楽等分野の事業者⑥	×	×	×	×	×
	音楽等分野の事業者⑦	○	○	×	×	×
	音楽等分野の事業者⑧	×	×	○	○	×

3.2.8 ヒアリング結果から得られる示唆、考察【音楽等】分野

分野内の標準化について	<ul style="list-style-type: none">日本の楽曲がグローバル進出するというメリットがあり、分野としてデータの集約が進められてきた。インディーズ情報の収集、配信楽曲収集、NFAアーティスト収集といった課題がある。
分野横断について	<ul style="list-style-type: none">音楽はデータベースがしっかりしているので分野横断をするニーズがあまりわからない、という意見があった。分野をまたいでデータ連携されていること自体は悪くない。コンテンツが異なると関与する属性が異なるため、各分野の必要項目も異なる。
インセンティブ構造の背景	<ul style="list-style-type: none">音楽は「曲」という比較的シンプルな構造で、利用のされ方が広く頻繁であったため、都度著作権者に許諾を得るのが現実的ではなく、著作権管理団体が一括して権利処理を行う必要があった。
商慣習、収益化への対応	<ul style="list-style-type: none">1曲が何度も繰り返し様々な場面で利用されることが多く、そのため作品コードやISRCといったコード化が進んだ。
ライセンスの特徴	<ul style="list-style-type: none">著作権管理団体が集中管理している。
不法や不正利用	<ul style="list-style-type: none">データ容量が軽いことからデジタルコピーがしやすく、不正利用の検出のため、メタデータの整備やフィンガープリント、コード化が進んだ。
ネット流通への対応	<ul style="list-style-type: none">多くの商品を扱う必要があるECサイトでの販売用にジャパンミュージックデータのようなデータベース事業者がデータを集約し提供している。
国際化への対応	<ul style="list-style-type: none">SCAPRの加盟団体で海外と定期的なやりとりがある事業者がいる。IPNを利用してコード連携ができています。CISACが発行するISWCを利用して連携している事業者がいる。さらに進んだ取り組みとしてグローバル展開する動画・音楽の配信サービスのコンテンツ情報と著作権管理団体が管理する楽曲情報を共有・交換するプラットフォーム「GDSDX」というデータベースがある。

3.2.8 ヒアリング結果から得られる示唆、考察【音楽等】分野

その他	<ul style="list-style-type: none">• ジャパンミュージックデータが提供するデータには、JANコード、品番、価格、発売日、メディア形態、タイトル名、アーティスト名といった商品情報の他、収録されている楽曲の、曲名、実演家、作詞、作曲、編曲のデータがある。また権利処理用途での利用者には各データ所有者許諾のもと、ISRC、作品コード、配信楽曲のメタデータを提供している。• ジャパンミュージックデータはCPRAより実演家を特定するアーティストコードの付番を受託している。アーティストコードはIPNと連携している。
示唆	<ul style="list-style-type: none">• 音楽配信の拡大とともに膨大な配信楽曲の著作権手続きのための楽曲特定が課題になった。これはJASRACはもとより世界においても同じ課題がある。この課題に対応するためにJASRACがCISACアジア太平洋委員会に所属する団体と連携しGDSDXプロジェクトを立ち上げた。これは各著作権管理団体の管理楽曲の情報を関連付けたデータベースであり、このGDSDXの研究を深めることで各分野におけるデータ集約、連携のヒントになる可能性がある。

3.2.8 ヒアリング結果から得られる示唆、考察 【言語】分野

言語分野全体における示唆・考察を以下にまとめる。

DBの進み具合	対象事業者	著作者	著作者ID	著作物	著作物ID	海外
	言語分野の事業者①	○	○	○	×	○
	言語分野の事業者②	○	○	○	○	×
	言語分野の事業者③	×	×	○	○	○
	言語分野の事業者④	○	×	×	×	×
	言語分野の事業者⑤	○	○	○	○	×
	言語分野の事業者⑥	○	○	×	×	×
	言語分野の事業者⑦	○	×	×	×	×
	言語分野の事業者⑧	○	○	×	×	×

3.2.8 ヒアリング結果から得られる示唆、考察 【言語】分野

DBの進み具合	<ul style="list-style-type: none"> 他分野と比べてシステムやデータなど比較的意識が高い団体が多く、海外の団体との連携や取組みにも前向きである。一方扱い規模の小さい著作権管理団体もあり、そこではコストも問題もありシステム化が進んでいない。
分野内の標準化について	<ul style="list-style-type: none"> 同分野内での標準化については利用者の使い勝手が良くなるなど肯定的な意見が多かった。ただし連携することで情報流出のリスクを危惧する意見もあった。
分野横断について	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスメリットが感じられないと難しいのでは、という意見が目立ったが、映像著作物の利用促進に役立つ仕組みであれば協力したい、という意見もあった。団体ごとに温度差があった。
国際化への対応	<ul style="list-style-type: none"> CISAC、IFRROに加盟している事業者がいる。
示唆	<ul style="list-style-type: none"> ある事業者が分野横断の質問において回答をした内容で示唆されるのは、複合著作物、複数の著作者である著作物は分野横断につながる可能性がある。分野横断することで、それぞれの著作者にビジネス上のメリットが生まれる可能性がある。 論文や批評、詩歌、エッセイ等、引用されやすい特性のある種類は、二次的著作物の著作者と原著作者の紐づけや、著作者字体の権利確認先が公表されていると、使用報告がされやすくなる、または使用料の徴収に動きやすくなると考えられる。一方で、委任を受けた著作者への分配が肝要である事業者もいる。 「脚本」について言えば、まずはそれを利用した二次的著作物（編集著作物ではない）の著作者から正確に原著作者としての分配を受けることに注力する。脚本を使った二次的著作物の流通が複雑化、国際化し、二次的著作物の著作者からの分配が複雑化すると、著作者との間で標準化を行う必要が出てくる。しかしそこまで規模が大きくなるか、煩雑にならない限りは、同分野の団体は競争者なので、共通化にはさほど肯定的になれない課題があると考えられる。 言語分野でみられるニーズは、本に掲載されている一部分を利用したいというものである。このニーズに対して出版社が分かれば対応できるため、流通単位であるISBN、ISSNコード以上の管理が必要とされていない。著作者がポートフォリオとして利用できるようなコードの検討余地はある。

3.2.8 ヒアリング結果から得られる示唆、考察 【出版】分野

出版分野全体における示唆・考察を以下にまとめる。

DBの進み具合	対象事業者	著作者	著作者ID	著作物	著作物ID	海外
	出版分野のある事業者①	○	○	×	×	×
	出版分野のある事業者②	×	×	○	×	○
	出版分野のある事業者③	○	×	○	○	×
	出版分野のある事業者④	○	×	○	×	×
	出版分野のある事業者⑤	○	×	○	○	×
	・ 著作権等管理事業者が多い。著作者、著作物ともにデータベース化している団体が多い。					

3.2.8 ヒアリング結果から得られる示唆、考察 【出版】分野

<p>分野内の標準化について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複数の事業者がデータベースをもっているため、利用者が一括で検索できないという課題があった。過去に団体間で連携する動きがあった。利便性という点では連携するメリットはあったがコストの問題で継続的にまとまることはできなかった。 															
<p>インセンティブ構造の背景</p>	<ul style="list-style-type: none"> 著者と出版社の権利関係が複雑で作品ごとに違うケースがあり一括管理しにくい。 															
<p>商慣習、収益化への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に出版社に加盟を促す掘り起こしを行うが、出版社は独立心が強く、加盟しない出版社もいる。 															
<p>ネット流通への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電子書籍やネット配信の普及で、著作権管理の課題は増えてくるものと思われる。 															
<p>国際化への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 世界中で発行される書籍を識別するための番号であり、主に書店や図書館で流通する出版物に付与されるISBNが識別子として機能している。 															
<p>音楽分野との比較</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出版社とレコード会社は法律上の権利構造が大きく異なる。最大の違いはレコード会社（音源の製作者）には著作権法上の著作隣接権（いわゆる原盤権）が法律で直接認められる一方、出版社には同様の権利が（現状の日本の法律では）原則として直接は付与されない点にある。 <table border="1" data-bbox="601 939 2298 1243"> <thead> <tr> <th>比較項目</th> <th>出版社（本・雑誌）</th> <th>レコード会社（音楽）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主な保有権利</td> <td>著作権（契約に基づき設定）</td> <td>原盤権（著作隣接権：法定）</td> </tr> <tr> <td>権利の対象</td> <td>著作物を「出版」する独占的権利</td> <td>制作した「音源（原盤）」そのもの</td> </tr> <tr> <td>法的根拠</td> <td>著作者との個別契約が前提</td> <td>著作権法で直接保護される</td> </tr> <tr> <td>第三者への行使</td> <td>契約（著作権設定）があれば差止等が可能</td> <td>音源の無断複製などを直接禁止し得る</td> </tr> </tbody> </table>	比較項目	出版社（本・雑誌）	レコード会社（音楽）	主な保有権利	著作権（契約に基づき設定）	原盤権（著作隣接権：法定）	権利の対象	著作物を「出版」する独占的権利	制作した「音源（原盤）」そのもの	法的根拠	著作者との個別契約が前提	著作権法で直接保護される	第三者への行使	契約（著作権設定）があれば差止等が可能	音源の無断複製などを直接禁止し得る
比較項目	出版社（本・雑誌）	レコード会社（音楽）														
主な保有権利	著作権（契約に基づき設定）	原盤権（著作隣接権：法定）														
権利の対象	著作物を「出版」する独占的権利	制作した「音源（原盤）」そのもの														
法的根拠	著作者との個別契約が前提	著作権法で直接保護される														
第三者への行使	契約（著作権設定）があれば差止等が可能	音源の無断複製などを直接禁止し得る														

3.2.8 ヒアリング結果から得られる示唆、考察 【出版】分野

示唆

- 他分野に比べてデータベース化は進んでおり、ISBNといった国際的な識別子もある。但し音楽分野のような統括的な管理団体は存在しない。出版の分野においては著者や出版社がそれぞれ権利を管理しており、使用許諾の内容によって対応している団体に問い合わせを行う必要がある。
- 複製利用の管理はコピーやデジタルに関する権利を管理している事業者がいるが、あくまで一部に限られる。
- 分野内で連携する動きが過去にはあったが、扱う出版物の量が膨大であること、出版社の規模や方針がバラバラで業界の合意形成が難しく、大手と中小で利害が一致しにくい。分野連携をすることで利用者の利便性は向上するが、コストに見合うだけのビジネスメリットや上記課題を乗り越えられるかが課題である。

3.2.8 ヒアリング結果から得られる示唆、考察 【美術】分野

美術分野全体における示唆・考察を以下にまとめる。

DBの進み具合	対象事業者	著作者	著作者ID	著作物	著作物ID	海外
	美術分野の事業者①	○	×	×	×	×
	美術分野の事業者②	○	×	×	×	×
	美術分野の事業者③	○	○	×	×	○
	美術分野の事業者④	○	×	○	×	×
	美術分野の事業者⑤	○	×	○	○	×
	美術分野の事業者⑥	○	×	○	×	×
	美術分野の事業者⑦	○	×	×	×	×
	<ul style="list-style-type: none"> 著作者のデータは保持しているが、著作物のデータベース化が進んでおらずID付番もほとんどされていない。 一部の事業者間で著作者IDは保持。（社外連携はなし） 					

3.2.8 ヒアリング結果から得られる示唆、考察 【美術】分野

<p>分野内の標準化 について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各団体とも自社のことで手一杯であること、個人情報扱うことから現状は実現が困難ではないか、という声が多かった。
<p>分野横断について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他分野との連携についてメリットを感じる団体はなかったが、視覚、漫画といった視覚芸術分野とは日常的に情報交換や交流を行っている団体はあった。
<p>インセンティブ構造の背景</p>	<ul style="list-style-type: none"> どこでどう使われたかの追跡が難しい。音楽のように再生回数で収益が積みあがるモデルが少なく使用料の徴収、分配のコストに見合わないケースが多いと思われる。
<p>商慣習、収益化への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「モノ」として取引を行うため著作者自身が著作権による収益化への意識はあまりない。著作権収入をどう得るか、ということ掘り下げていくと追及権の話につながり各団体とのヒアリングで深堀しづらい部分があった。
<p>国際化への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ある事業者は海外の主な著作権管理団体と契約を締結し、日本国内で海外の視覚芸術家（画家、彫刻家、写真等）作品の利用手続きを行っている。CISACのデータベースを利用しIPIを活用。国内団体とは連携していない。
<p>示唆</p>	<ul style="list-style-type: none"> 美術分野では基本的に著作権を作者本人が保有しており（著名であれば死後は財団の場合もあり）出版社やレコード会社のような管理者が少ないことが多い。また美術作品は「モノ」としての価値が大きく、原画をもっている著作権は著作者にあるという構造が複雑である。 著作物は一点物であることが多いため複製等によって経済的利益は得られないと著作者は感じている。 過去には他分野ともデータ連携の動きや統括的な動きをする団体があった。 データベースの必要性を考えている団体はあったが、美術は競争関係があり、まとまるのが難しく、まずは団体内でのデータベース構築からスタートすることが現実的である。

3.2.8 ヒアリング結果から得られる示唆、考察 【放送】【漫画】【写真】分野

放送分野、漫画分野、写真分野については一部の事業者にWebアンケートを実施いただいたものの、収集した件数が少ないことと時間の都合上、別途ヒアリングによる調査まではできていないため、今後の調査対象とする必要があると考える。

放送	放送分野の事業者①	著作者	著作者ID	著作物	著作物ID	海外
		○	×	×	×	×
<ul style="list-style-type: none"> 次年度以降の検討課題 						

漫画	漫画分野の事業者①	著作者	著作者ID	著作物	著作物ID	海外
		○	×	×	×	×
<ul style="list-style-type: none"> 次年度以降の検討課題 						

写真	写真分野の事業者①	著作者	著作者ID	著作物	著作物ID	海外
		○	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> 写真分野はある事業者が写真分野全体として著作権管理をしていくような調整が進み始めたとのこと。 						

3.2.9 結果から得られる示唆、考察

■ 分野横断における全体示唆

1. 目指すべきは一元化ではなく相互運用性

分野ごとに、権利構造・管理単位・利用実態・収益化モデルが大きく異なるため、全分野を単一DBに収束させることは非現実的といえる。方向性としては、各分野の既存DBを前提に、必要時に連携・参照できる仕組みを整えることが必要だと考える。

2. 識別子整備だけでは足りず、元データ品質が成否を左右する

出演者情報の精度、権利移転時の更新、未登録出版物、表記揺れなど、複数分野で元データ品質が課題となっている。標準化は項目定義だけでなく、更新責任・確認プロセス・公開範囲まで含めて設計する必要があると考える。

3. 標準化導入には分野別のインセンティブ提示が不可欠

多くの団体は標準化の意義自体は認める一方、自団体にとっての直接便益が見えないと導入判断が進みにくい状況である。権利者検索の効率化、徴収漏れ削減、分配精度向上、海外対応力強化など、便益を分野別に具体化する必要があると考える。

4. 優先すべきは“全分野一斉”ではなく“接続ニーズの高いユースケース”

たとえば、映像作品と脚本・音楽、学術論文と図表、個人クリエイター基盤と既存の管理事業者DBの連携など、実務効果が明確な領域から段階的に進めることが妥当と考える。

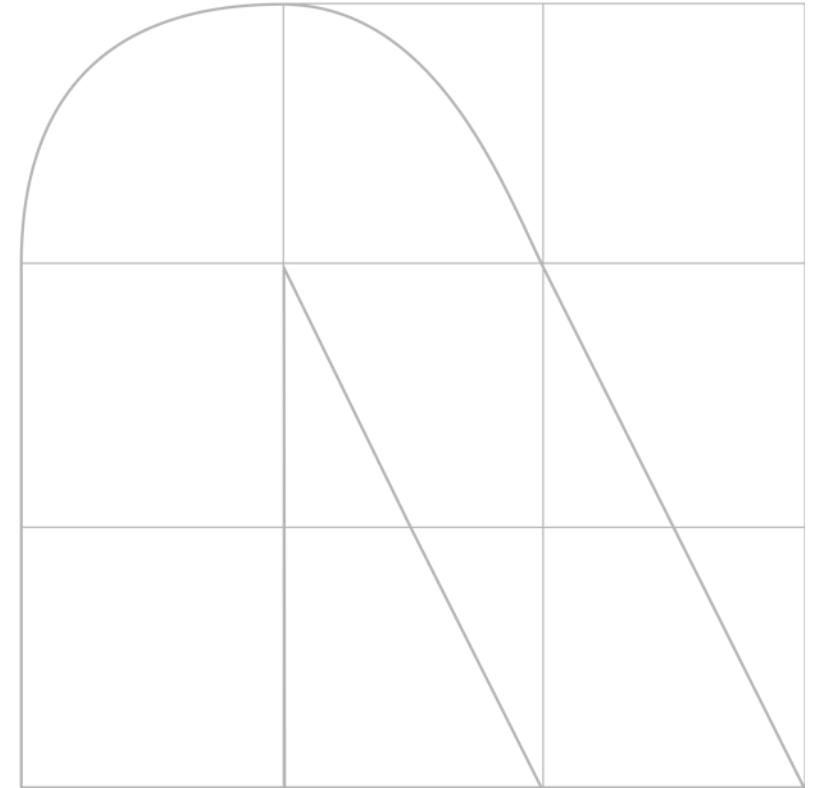
5. 政府の役割は実装代行ではなく、方向性の提示と初期条件の整備

文化庁に期待されるのは、詳細な技術仕様を一律に決めて実装を主導することではなく、国際標準を踏まえた原則の提示と、分野横断で共通的なメタデータを検索・参照できる基盤的データベースの整備である。こうした共通基盤は、民間の個別努力だけでは実現が難しく、政府による整備が不可欠である。その上で、データ連携の環境整備、初期投資への支援、関係者間の合意形成の後押し、制度的な信頼の付与を通じて、民間が主体的に導入・運用を進められる条件を整えることが重要である。

また、識別子の導入・活用も、単なる業務負担ではなく、国際的なデータ連携や権利処理への対応力を確保するための基盤整備として位置づける必要がある。

3.3

海外における著作権等管理の調査



3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

海外の著作権等管理におけるメタデータ標準化の動向と、国際機関の役割と動向についてWeb調査した結果を示す。
また、調査内容に対し、以下の調査観点について順に記載する。

■ 調査内容（各国のメタデータ標準化の動向）

- 米国における著作権管理メタデータ標準化の動向
- ヨーロッパにおける著作権管理メタデータ標準化の動向
- 韓国における著作権管理メタデータ標準化の動向
- 北欧における著作権管理メタデータ標準化の動向

■ 調査観点

1. 共通識別子（ID）の標準化
2. メタデータ交換仕様の標準化
3. 分散データの統合と相互運用
4. AI時代を見据えたメタデータ拡張
5. まとめ

■ 調査内容（国際機関の役割と動向）

- 世界知的所有権機関（WIPO）の役割と動向
- 著作権協会国際連合（CISAC）の役割と動向
- 実演家権利管理団体協議会（SCAPR）の役割と動向

■ 調査観点

1. 共通識別子（ID）の標準化
2. メタデータ交換仕様の標準化
3. 分散データの統合と相互運用
4. AI時代を見据えたメタデータ拡張
5. まとめ

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

■ 米国における著作権管理メタデータ標準化の動向

米国における著作権管理の特徴は、権利処理の複雑さそのものを制度調整によって解決するのではなく、メタデータの標準化を通じて自動的に処理可能な基盤を構築している点にある。すなわち、共通の識別子（ID）、データ構造、交換仕様を整備し、分野横断的な相互運用性を確保することで、権利情報の透明化と処理効率の向上を実現している。

1. 共通識別子（ID）の標準化

米国では、著作物管理の前提として「何を、誰が、どの形態で利用しているか」を一意に識別できるID体系が広く定着している。音楽分野では録音物を識別するISRC、楽曲（著作物）を識別するISWC、権利者個人・団体を識別するISNIが併用されている。出版分野ではISBN、ISSNに加え、著者・研究者等に対するISNIの全国的導入が進められているほか、映像分野では映画・番組等を識別するEIDRが業界横断的IDとして機能している。

これらの標準IDは単独で完結するものではなく、異なる事業者・管理団体・プラットフォーム間でデータを照合・統合するための「鍵」として活用されている点に特徴がある。とりわけ、作品・音源・人物を明確に分離して識別する設計は、後続の権利情報管理や収益分配の自動化を可能にしている。

2. メタデータ交換仕様の標準化

IDの標準化と並行して、米国ではメタデータを機械可読な形式で交換するための標準仕様が整備・実装されている。音楽分野ではDDEXが事実上の国際標準として定着しており、楽曲リリース情報、権利者情報、利用実績報告等が共通フォーマットで流通している。出版分野ではONIX for Booksが米国出版流通のデファクト標準となっており、紙書籍・電子書籍を問わず、書誌情報から権利条件までを一貫して伝達できる構造が確立されている。映像分野ではEIDRを核に、制作・配信・測定の各工程を接続するメタデータフレームワークが構築されている。

これらの仕様はいずれも特定企業に依存しないオープンな標準であり、結果として大手プラットフォームから中小事業者まで幅広く採用されている。標準仕様の採用は、業界内での重複登録や手作業調整を減らし、運用コストの低減にも寄与している。

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

3. 分散データの統合と相互運用

米国では、著作権管理に関わるデータが複数の管理団体や事業者に分散していることを前提としつつ、標準IDと交換仕様を用いて統合的に参照可能とする仕組みが整備されている。音楽分野におけるSongviewは、複数の著作権管理団体の楽曲データを標準コードで突合し、単一画面で参照できる統合データベースとして運用されている。また、The MLCが構築した集中型データベースでは、DDEX標準に基づくメタデータが活用され、権利情報と利用実績が自動的に照合されている。

このように、「一元管理」を制度で強制するのではなく、「標準化されたメタデータによる実質的な統合」を実現している点が米国の特徴である。

4. AI時代を見据えたメタデータ拡張

近年は、生成AIによるコンテンツの増加を受け、生成元・編集履歴・関与主体を示すメタデータの付与が新たな課題となっている。米国では包括的な法規制には至っていないものの、政府の働きかけにより、プラットフォーム事業者を中心にウォーターマークや来歴情報を埋め込む技術的対応が進められている。C2PAに代表される枠組みは、従来の著作権メタデータの考え方をAI生成物へ拡張する試みと位置づけられる。

5. まとめ

米国の著作権管理における標準化の本質は、ルールを細かく規定することではなく、メタデータが自動的に流通・連携する基盤を整備する点にある。共通ID、機械可読なデータ仕様、相互運用性の確保という三要素を軸に、民間主導で実装を進め、政府はそれを制度的に支援するという役割分担が確立されている。このアプローチは、分野横断的かつ国際的な活用を前提とする現代の著作権管理において、有効なモデルと評価できる。

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

■ヨーロッパにおける著作権管理メタデータ標準化の動向

ヨーロッパ（EUおよび加盟国）における著作権管理の特徴は、メタデータ標準化を制度的に位置づけ、域内全体での相互運用性確保を政策目的としている点にある。EUはデジタル単一市場の構築を掲げ、著作物の国境を越えた利用を前提に、識別子・データ形式・権利情報の標準化を産業界と連携して推進してきた。米国が民間主導で標準を実装してきたのに対し、欧州では法制度がメタデータの整備と活用を明示的に後押ししている点に大きな特徴がある。

1. 共通識別子（ID）の標準化

欧州では、著作物管理の基盤として国際標準識別子の徹底的な活用が進められている。音楽分野では、録音物を識別するISRC、楽曲（音楽作品）を識別するISWCが早期から導入され、欧州各国の著作権管理団体がCISACの枠組みの下で共通運用している。とくにISWCについては、欧州主導で発行システムの近代化が進められ、楽曲登録からコード付与までの時間短縮が実現した。これにより、ストリーミング等の高頻度利用においても、楽曲と権利者を迅速に紐付けることが可能となっている。

出版分野では、ISBN、ISSNに加えて著作者や出版社等を識別するISNIの導入が進展している。欧州各国の国立図書館や出版社団体がISNI登録機関として機能し、国家書誌データや出版流通データにISNIを組み込む運用が定着しつつある。これにより、著者名の表記揺れや同姓同名問題が解消され、書籍と他メディア（音楽・映像）との権利情報連携も容易となっている。

映像分野では、ISANやEIDRといった国際IDの活用が進められており、映画・テレビ番組に一貫した識別子を付与することで、国境を越えた配給や二次利用時のメタデータ連携が改善されている。これらの取り組みに共通するのは、「誰が、どの作品を、どの形態で利用しているか」をEU域内で一意に識別できる状態を目指している点である。

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

2. メタデータ交換仕様の標準化

IDの標準化と並行して、欧州ではメタデータを機械可読な形式で流通させるための標準仕様が広く採用されている。音楽分野ではDDEXが事実上の共通基盤となっており、欧州発の配信サービスを含む主要DSPや、英国・フランス・ドイツなどの著作権管理団体がDDEX仕様を実装している。これにより、楽曲のリリース情報、利用実績、権利者情報が国境を越えて共通フォーマットで交換される環境が整備された。

出版分野では、ONIX for Booksが欧州各国の出版流通において不可欠な標準となっている。出版社・取次・書店・図書館がONIX形式で書誌情報や権利条件をやり取りすることで、多言語・多市場にまたがる出版流通が支えられている。さらに、EUのアクセシビリティ規制や環境規制といった政策要件が、ONIXメタデータの拡張項目として反映され、法規制と技術標準が連動する形で更新されている点も欧州の特徴である。

近年は、利用許諾条件そのものを機械可読で表現する試みとして、W3CのODRL（Open Digital Rights Language）が注目されている。ODRLは、著作物の利用可否や条件をデータとして記述できる標準であり、欧州委員会の下で検討が進む権利データ基盤や、Gaia-X等の欧州データ空間構想において活用が模索されている。

3. 分散データの統合と制度的相互運用

欧州におけるメタデータ標準化の大きな特徴は、国ごとに分散した著作権管理を前提としつつ、標準化によって域内統合を実現している点にある。音楽分野では、複数国の著作権管理団体が共同で運営するライセンスハブ（ICEやArmonia）が構築され、各国の楽曲データベースが単一の標準に基づいて統合・運用されている。これにより、オンライン音楽サービスは欧州全域を対象とした包括的な許諾を一括で取得できるようになった。

こうした取り組みの背景には、EU指令により高品質な権利データベースの整備や透明性の確保が法的義務として課されていることがある。すなわち、欧州ではメタデータ標準化が単なる技術的合理化にとどまらず、制度的要請として実装されている点に特徴がある。

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

4. AI時代を見据えたメタデータ拡張

欧州は、生成AI時代におけるメタデータ活用についても先行している地域である。EUのAI法では、ディープフェイク等の生成コンテンツに対し、AIにより生成された旨を表示する義務が定められ、実務上はウォーターマークやメタデータ埋め込みによる対応が想定されている。この動きは、従来の著作権メタデータの考え方を、生成物の来歴管理へと拡張するものである。

さらに、創作者が自らの作品をAI学習に利用させるか否かを示す意思表示を、機械可読なメタデータとして表現する枠組みの検討も進められている。欧州の専門家タスクフォースでは、ODRLを用いた権利条件表現が有力な選択肢と位置づけられており、将来的には「利用条件をデータとして流通させる」基盤の構築が視野に入れられている。

5. まとめ

欧州における著作権管理メタデータ標準化は、国際標準の積極的採用、法制度による後押し、域内協調による統合運用という三点を軸に進展している。共通識別子と機械可読なデータ仕様を前提とすることで、国境を越えた著作物利用に対応可能な権利管理基盤が構築されつつある。特に、制度と技術を一体で設計する欧州のアプローチは、メタデータ標準の実効性を高める上で重要な示唆を与えるものと評価できる。

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

■ 韓国における著作権管理メタデータ標準化の動向

韓国における著作権管理の特徴は、国際標準メタデータの導入と、国家主導による国内識別子制度の整備を並行して進めている点にある。K-POPやウェブトゥーンをはじめとするコンテンツの国際展開を背景に、韓国は早くから国際的な著作権メタデータ標準への対応を重視してきた。一方で、国内市場向けには独自制度（UCI等）を構築してきた経緯があり、現在は国際標準との整合・接続が重要な政策課題となっている。

1. 共通識別子（ID）の標準化

韓国の音楽分野では、国際標準識別子の導入がほぼ定着している。楽曲（著作物）については、韓国音楽著作権協会（KOMCA）がCISACの正会員としてISWC（国際標準音楽作品コード）を発行・管理しており、国内で登録された楽曲は国際データベースを通じて各国で共有されている。2020年にISWC発行システムが刷新されたことで、楽曲登録と同時にコードが付与される運用が可能となり、ストリーミング等の高頻度利用環境に適合した体制が整備された。

録音物（音源）については、韓国レコード産業協会（RIAK）がISRC（国際標準録音コード）の国内管理機関として機能しており、国内で制作・流通する音源に対して網羅的にISRCが付与されている。これにより、海外配信プラットフォームにおける再生実績や使用料報告を、国際的に統一されたコードで把握することが可能となっている。

出版分野および人物識別の領域では、ISNI（国際標準名称識別子）の国家的導入が進展している。国立中央図書館を中心に、音楽・出版・映像分野の関係機関が参加するISNI-KOREA体制が構築され、作家・作曲家・演奏家等に対して分野横断的にISNIが付与されている。これにより、同一人物に関する作品情報や権利情報を国内外のデータベース間で統合的に参照できる基盤が整えられている。

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

2. メタデータ交換仕様の標準化

ID標準が定着する一方で、メタデータ交換仕様の標準化は分野によって進捗に差が見られる。音楽分野において、国際的にはDDEXが事実上の標準として普及しているが、韓国国内では長年、各配信サービスが独自のIDおよびデータ形式で運用してきた経緯があり、DDEXの全面的な導入は限定的であった。このため、サービスごとに異なるID体系や報告様式が併存し、利用実績データの照合や国際連携に課題が指摘されてきた。

もっとも、近年はK-POPのグローバル展開や外資系配信サービスの参入を背景に、国際標準フォーマットへの対応の必要性が強く認識されるようになってきている。海外向け配信では既にDDEX準拠のデータ連携が行われており、国内システムについても段階的に国際標準へ近づけるべきとの議論が進んでいる。政府機関や著作権管理団体も、標準化による透明性向上と国際互換性確保を重要課題として位置づけている。

出版分野では、ONIX for Books が国家プロジェクトに組み込まれる形で導入されている。出版流通データ統合ハブ「BookNet Korea」では、ONIX 3.0を基盤として書誌・流通情報が集約管理されており、出版社から書店・図書館まで統一フォーマットでデータが流通する環境が整備されている。これは、国際標準を国内インフラに組み込んだ代表的事例と位置づけられる。

3. 国内制度（UCI）と国際標準の関係

韓国のメタデータ政策を特徴づけるのが、**国内独自のコンテンツ識別子制度（UCI）**の存在である。UCIは、デジタルコンテンツに一意的コードを付与し、流通や利用状況を管理するための国家標準IDとして導入された。音楽・出版・映像・ウェブコンテンツなど幅広い分野を対象としており、政府主導で制度整備が行われてきた。

しかし音楽分野では、配信サービスごとに異なるUCIが付与される運用となったため、当初想定されていた「業界全体で共有される統一ID」としては十分に機能しなかった。この反省を踏まえ、政府と業界は利用ログの一元収集や項目定義の標準化を進めてきたが、国際標準との直接的な接続という点では依然として課題が残されている。

近年は、UCIを国内管理用の基盤と位置づけつつ、国際連携はISRC・ISWC・ISNI等の国際標準に委ねるという役割分担を明確化する方向が模索されている。ウェブトゥーンやウェブ小説といった新興分野では、エピソード単位でUCIを付与する制度が開始され、細粒度の管理と国際展開の両立が図られている。

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

4. AI・新興メディアを見据えたメタデータ拡張

韓国は、生成AIやブロックチェーン、NFTといった新技術分野においても、メタデータ標準化を重視する姿勢を示している。音楽利用ログの高度化や、自動分配システムの検討など、データ精度の向上を通じて権利者への適正な報酬還元を実現しようとする動きが見られる。

また、ウェブコンテンツ分野では、UCI制度を通じて作品単位・話数単位の識別を可能とし、将来的な権利管理や利用状況分析への活用が想定されている。これらの取り組みは、従来型メディアに限らず、デジタルネイティブなコンテンツを最初から標準化されたメタデータで管理しようとする点に特徴がある。

5. まとめ

韓国における著作権管理メタデータ標準化は、国際標準の積極的導入と、国家主導による国内制度整備を組み合わせた二層構造として進展している。ISRC・ISWC・ISNIといった国際標準識別子は既に実務に深く組み込まれており、K-コンテンツの国際流通を支える基盤となっている。一方で、国内向けに構築されたUCI制度や独自運用との整理・接続が今後の課題であり、DDEX等の国際標準仕様への本格的な移行が検討段階にある。

このように韓国の事例は、国際標準を積極的に受容しつつ、自国の産業構造や政策目的に合わせて制度設計を行うアプローチを示しており、アジア地域における著作権メタデータ標準化の重要な参照例と評価できる。

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

■ 2025年10月27日に統合された著作権ビジネスサポートセンターの役割 ～裁定制度を含む、国家的著作権流通データ基盤～

韓国においては、韓国著作権委員会（Korea Copyright Commission : KCC）が中心となり、著作権情報の収集・管理・提供を目的とした制度及び情報基盤の整備が進められている。その中核的な取組として、「著作権ビジネスサポートセンター（Copyright Business Support Center）」が整備・運用されており、同センターは、従来個別に運用されていた権利者探索関連の情報提供機能やデジタル著作権取引に関する仕組みを統合したものと位置付けられている。

著作権ビジネスサポートセンターは、韓国著作権法第50条（著作財産権者不明著作物の利用）をはじめ、同施行令における相当な努力に関する規定、第120条（著作権情報センター）、第134条（健全な著作物利用環境造成事業）等を法的根拠としており、著作権情報の収集・整理、権利者探索、利用許諾、法定許諾（裁定）に係る手続きを一体的に支援する仕組みとして構築されている。

同センターにおいては、音楽、文学、映像、写真、美術、建築、演劇、コンピュータプログラム等、複数分野にまたがる著作物及び権利者に関する情報について、分野横断的な検索が可能となっている。これらの情報は、著作権委託管理業者からの法令に基づく報告、有関機関・関係団体からの提供情報、既存の国家的著作権関連データベースの統合等を通じて収集・整理されており、制度に基づく情報集約が行われている点に特徴がある。

また、韓国では、著作物及び権利管理情報を一意に識別するための識別子として、統合著作権管理番号（ICN : Integrated Copyright Number）が付与されている。ICNは、著作物情報、権利者情報、管理団体情報等を横断的に関連付けるための番号として用いられており、同一著作物に関する利用許諾、法定許諾、補償金支払等に係る情報が継続的に管理される仕組みとなっている。

さらに、著作権ビジネスサポートセンターでは、オンラインによる利用許諾契約の締結支援や、権利者不明著作物に係る法定許諾手続（相当な努力の実施状況の整理、探索公告、承認公告、補償金の供託・支払等）についても、情報システム上で一体的に取り扱われている。これにより、著作権管理メタデータは、単なる検索用情報としてではなく、制度運用を支える基盤情報として位置付けられている。

このように、韓国における著作権管理メタデータの標準化は、分野横断的な情報集約、統一的な識別子の付与、利用許諾及び法定許諾制度との連動を前提とした形で進められており、著作権制度の運用と密接に関連付けられた取組として整理される。

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

■ 北欧における著作権管理メタデータ標準化の動向

北欧諸国における著作権管理の特徴は、国際標準メタデータを早期に導入した上で、地域内の協調により運用面まで高度化している点にある。各国の市場規模は比較的小さいものの、ストリーミング時代を前提とした権利処理の効率化を重視し、識別子・データ交換仕様・処理基盤をセットで整備してきたことが、北欧モデルの大きな特徴である。

1. 共通識別子（ID）の標準化

北欧の音楽著作権管理団体は、いずれも国際標準識別子を基盤として著作権管理を行っている。楽曲（著作物）にはISWC、録音物（音源）にはISRCが付与され、CISACやIFPIの国際データベースを通じて、各国の権利情報が相互に連携されている。スウェーデンのSTIM、フィンランドのTeosto、ノルウェーのTONO、デンマークのKODA、アイスランドのSTEFはいずれも、CISAC加盟団体としてISWCの集中発行体制に参加し、登録からコード付与までの迅速化を実現している。

特に北欧で注目されるのが、人物識別子ISNIの分野横断的導入である。フィンランドでは、文化省と国立図書館の主導の下、音楽・文芸・映像・美術など複数分野の著作権管理団体が連携し、クリエイターに対してISNIを自動付与する国家プロジェクトが実施された。この結果、音楽著作者を含む多数のクリエイターにISNIが割り当てられ、名前の揺れや同名異人の問題が解消されるとともに、国際的な権利情報連携の精度が大きく向上した。

2. メタデータ交換仕様の標準化

北欧諸国では、DDEXを中心とする国際的なメタデータ交換仕様が実務レベルで定着している。Spotifyをはじめとするグローバル配信サービスが北欧を本拠地または主要市場として展開していることから、配信事業者から著作権管理団体への使用実績報告はDDEX準拠で行われている。これを受け、各国の著作権管理団体も自社システムをDDEX対応させ、利用ログの自動処理と照合を行っている。

さらに、北欧ではデータ処理を共同化するための専門組織が発展している。各国の著作権管理団体が共同出資した処理会社を通じて、DDEXベースの大量ログを集中処理し、コスト削減と処理精度の向上を同時に実現してきた。こうしたバックエンドの共有は、単なる技術標準の導入にとどまらず、標準を前提とした運用モデルの高度化を可能にしている点に特徴がある。

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

3. 地域協調によるデータ統合とハブ化

北欧の著作権管理を語る上で重要なのが、地域内協調によるライセンスおよびデータ処理のハブ化である。スウェーデンのSTIMは、英国PRS、ドイツGEMAと共同で欧州横断のライセンス・処理拠点「ICE」を設立し、オンライン音楽利用に関する許諾とバックエンド処理を統合した。一方、デンマーク・ノルウェー・フィンランド・アイスランドは、Polaris Hubを通じて北欧地域のレパートリーを束ね、主要プラットフォームとの包括契約とデータ処理を行ってきた。これらのハブはいずれも、共通識別子（ISWC/ISRC）と標準化されたデータ形式を前提とすることで初めて成立した仕組みである。すなわち、北欧では「組織統合」ではなく「メタデータ標準を介した実質的統合」によって、国境を越えた著作権管理が実現されてきたと評価できる。

4. 出版・映像分野における標準化

音楽以外の分野でも、北欧は国際標準の活用を基軸としている。出版分野では、ONIX for Books が事実上の標準フォーマットとして定着しており、出版社・取次・書店・図書館間で書誌・流通情報が統一的に共有されている。ISBNやISSNに加え、著者名にはISNIを付与する運用が進み、書籍と他メディアの権利情報を横断的に結び付ける基盤が整備されている。映像分野では、ISANやEIDRといった国際IDの導入が進められており、特に国際配信を前提とする作品については、グローバル標準に基づく識別が行われている。

加えて、映像作品内で使用された音楽情報を標準化するキューシート仕様の導入も進み、映像と音楽を跨いだ著作権管理の効率化が図られている。

5. AI時代を見据えたメタデータの拡張

北欧諸国は、生成AI時代における著作権管理についても、メタデータによる透明性確保を重視している。権利者団体や政府機関は、AI生成コンテンツに対するラベル付けや出所情報の明示を支持しており、国際的な枠組みや技術標準との整合を図りつつ議論を進めている。消費者調査においても、AI生成コンテンツに対する明確な表示や、学習利用時の権利者への適正な報酬を求める声が高く、こうした社会的要請が標準化議論を後押ししている。

6. まとめ

北欧における著作権管理メタデータ標準化は、国際標準の徹底活用、地域内協調による運用高度化、将来技術を見据えた拡張性という三点を軸に進展している。特に、識別子とデータ交換仕様を前提に、ライセンスや分配処理までを統合した北欧の実践は、メタデータ標準が制度や市場構造を実質的に変革し得ることを示す好例と評価できる。

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

■ WIPOの役割と動向

「4.4.4 ヒアリング結果」の項でまとめて記載

■ 著作権協会国際連合（CISAC）の役割と動向

著作権協会国際連合（CISAC）は、世界各国の著作権管理団体を結集する国際組織として、著作権管理メタデータの標準化と国際的相互運用性の確保に中核的な役割を果たしている。1926年に設立された同組織は、現在では120か国以上の著作権管理団体を会員として擁し、デジタル時代における権利データの効率的な流通とロイヤリティ分配の高度化を主要な使命の一つとしている。

1. 共通情報基盤としての「CIS（Common Information System）」

CISACが進めるメタデータ標準化の中核が、CISである。CISは1994年に開始された共通情報基盤であり、各国著作権管理団体が保有する作品・権利者情報を、共通ルールと標準識別子に基づいて接続・交換する枠組みとして構築されている。CISの目的は、技術水準や規模の異なる団体間でも、国境を越えた利用許諾や分配処理を可能にする点にある。

CISは単一の中央データベースではなく、標準化された識別子とデータ交換ルールによって分散データを連携させる仕組みで構成されている点に特徴がある。この考え方は、今日の分散型データ連携モデルの先駆的事例と評価できる。

2. 標準識別子の管理・運営における役割

CISACは、著作権管理に不可欠な国際標準識別子の運営主体または中核的推進者として機能している。とりわけ音楽分野では、ISWCの国際管理機関として、制度設計・運用ルールの策定・品質管理を担っている。

ISWCは、楽曲（著作物）という無形の創作物を一意に識別するコードであり、各国の著作権管理団体が自国内で登録した作品に対して付与される。CISACは、重複発行を防ぐための中央システムを運営し、各団体がリアルタイムにコードを取得できる体制を整備した。これにより、ストリーミング時代に対応した迅速かつ正確な作品識別が可能となっている。また、CISACはIPI（Interested Party Information）番号などの権利者識別子の管理にも関与しており、近年はISNI（国際標準名称識別子）との連携を進めることで、「人物IDの国際統合」を強化している。これにより、作家・作曲家・出版社などの権利者情報が、分野や国を越えて一貫して参照可能となっている。

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

3. データ交換ネットワークと標準フォーマット

CISACは、識別子そのものだけでなく、データ交換のためのネットワークと標準フォーマットも整備している。その代表が、各国団体間の情報交換を支えるCIS-Netである。CIS-Netは、作品情報や権利者情報を安全かつ標準化された形式で交換するネットワークであり、各国団体の業務システムに組み込まれている。加えてCISACは、CWR（Common Works Registration）等の標準登録フォーマットを通じて、楽曲情報の登録・修正・共有を機械可読な形で行う仕組みを推進している。これらはDDEXなど他の業界標準とも補完関係にあり、国際的な音楽メタデータ流通の基盤を構成している。

4. 近年の動向：デジタル・ストリーミング時代への対応

近年、CISACはデジタル利用の急増を背景に、メタデータ品質の向上と処理の自動化を重要な課題として掲げている。年次報告等においても、ストリーミング環境ではメタデータの不整合が直接的に分配漏れを生むことが強調されており、ISWCをはじめとする識別子の正確な付与と運用が重視されている。また、映像分野についても、ISAN（国際標準視聴覚番号）やグローバル・キューシート標準の策定・普及に関与し、音楽と映像を横断する権利情報の標準化を推進している。これにより、映像作品内で使用された音楽の利用報告が統一フォーマットで処理され、著作者および関連権利者への分配精度向上が期待されている。

5. まとめ

CISACは、著作権管理における国際的なメタデータ標準化を制度設計・識別子管理・データ連携基盤の三層から支える中核機関である。各国団体の自律性を尊重しつつ、共通識別子と標準化された情報交換を通じて実質的な国際統合を実現してきた点に、その特徴がある。米国、EU、北欧、韓国といった各地域の取組も、CISACが整備してきた基盤の上に成り立っており、今後のAI時代においても、権利データの国際的信頼性と相互運用性を支える要としての役割が継続すると考えられる。

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

■実演家権利管理団体協議会（SCAPR）の役割と動向

SCAPR（Societies' Council for the Collective Management of Performers' Rights）は、実演家（パフォーマー）の著作隣接権を管理する団体を束ねる国際組織として、国境を越えた権利処理とメタデータ標準化を推進している。1986年に設立された同組織は、ベルギーを拠点に、世界各国の実演家団体（CMO）を会員として擁し、実演家識別と利用実績データ交換の国際基盤を構築してきた。

SCAPRの位置付けは、作詞・作曲家を中心とするCISACに対して、録音物や映像作品に参加した実演家（歌手、演奏家、俳優等）の権利を対象とする国際ハブであり、両者は対象権利は異なるものの、メタデータ標準化という観点では補完的な役割を果たしている。

1. 実演家権利データの国際基盤としてのSCAPR

SCAPRの基本的な役割は、各国CMOが管理する実演家の権利情報と報酬を、国境を越えて正確かつ効率的に交換できる環境を整備することにある。多くの実演家は、自国以外で制作・配信・放送された作品に参加しているが、各国で制度や運用が異なるため、適切な同一性識別が不可欠となる。この課題に対応するため、SCAPRは共通のメタデータ基盤を構築し、団体間連携を制度的・技術的に支えている。

2. 国際実演家識別子IPNとIPDの運営

SCAPRがメタデータ標準化において果たす最も重要な役割が、IPN（International Performer Number）の開発・運営である。IPNは、個々の実演家を一意に識別する国際標準的な識別子であり、姓名の揺れや同名異人を解消する手段として用いられている。IPNはSCAPRが管理主体となり、IPD（International Performer Database）に登録される。

IPNの目的は、単なる名寄せにとどまらず、実演家と録音物・映像作品を正確に結び付けるための基盤を提供することにある。各国CMOは、IPNを用いて自国のデータベースを国際的に接続し、外国で発生した演奏利用・放送利用に係る報酬を、適切な受益者へ分配できる。この仕組みにより、従来は処理コストや不完全なデータゆえに分配されなかった報酬の削減が図られている。

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

3. 実績データ交換と録音物識別との連携

SCAPRは、実演家識別に加えて、録音物および映像作品に関する利用実績データの交換を支える役割も担っている。IPNは、録音物を識別するISRCや、映像作品・音源データを管理する各国データベースと組み合わせられることで、「誰が、どの作品に、どのような形で参加したか」を機械可読に把握するための鍵となっている。

SCAPRはVRDB（Virtual Recordings Database）等の情報システムを通じ、CMO間で録音・出演情報を共有し、プレイリストや使用ログと突き合わせる処理を可能としている。これらの仕組みは、ストリーミングやオンデマンド視聴の拡大によって爆発的に増加する利用実績を処理する上で不可欠な基盤となっている。

4. 近年の動向：IPN普及拡大と国際連携の強化

近年、SCAPRはIPNの国際的普及拡大を戦略目標の一つとして掲げている。2024年には、米国の実演家隣接権管理団体であるSoundExchangeが、SCAPR非会員CMOとして初めてIPN発行権限を取得し、IPN創設・付与が可能となった。これにより、従来は欧州中心であったIPNの利用範囲が北米にも拡大し、グローバルな実演家識別基盤としての位置付けが一層明確になった。

また、SCAPRは新興国・地域のCMOに対する技術支援や標準導入支援にも注力しており、アジア、アフリカ、ラテンアメリカを含む幅広い地域で、IPNおよび関連データ標準の導入が進展している。これにより、従来は国際分配から取り残されがちであった実演家についても、報酬還元の手続きが拡大することが期待されている。

5. まとめ

SCAPRは、実演家分野における国際的なメタデータ標準化と相互運用性を担保する中核機関として、IPNを軸とする識別子基盤とデータ交換システムを構築・運営してきた。CISACが楽曲や作者の識別・管理を主導してきたのに対し、SCAPRは実演家という別の権利主体を対象に、同様の標準化アプローチを推進している点に特徴がある。今後、ストリーミングや映像配信、生成AIの進展により、実演家の関与形態や利用実績は一層複雑化することが予想されるが、SCAPRのメタデータ基盤は、そうした変化に対応する国際的インフラとして重要性を増していくものと考えられる。

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

海外の著作権等管理に関するWeb調査情報元（参考Webサイト・公開資料）一覧

■ 米国（United States）

※1 U.S. Copyright Office（米国著作権局）公式Webサイト

<https://www.copyright.gov/>

※2 Music Modernization Act（MMA）関連資料（米国連邦法）

<https://www.copyright.gov/music-modernization/>

https://www.iadclaw.org/assets/1/6/5.1_Music_Modernization_Act.pdf

※3 The Mechanical Licensing Collective（MLC）公式Webサイト

<https://www.themlc.com/>

※4 MLC Bulk Data / BWARM（DDEX準拠メタデータ公開）

<https://www.themlc.com/bulk-database-feed>

※5 Digital Data Exchange（DDEX）公式Webサイト

<https://ddex.net/>

<https://new.ddex.net/wp-content/uploads/2024/05/bwarmoverview240429.pdf>

※6 Songview（ASCAP・BMI 等による統合楽曲データベース）

<https://www.songview.com/>

<https://www.bmi.com/press/entry/594621>

※7 ASCAP（American Society of Composers, Authors and Publishers）

<https://www.ascap.com/>

※8 BMI（Broadcast Music, Inc.）

<https://www.bmi.com/>

※9 SoundExchange / Music Data Exchange（MDX）関連情報

<https://www.soundexchange.com/>

<https://www.soundexchange.com/news/soundexchange-unveils-upgraded-data-exchange-system-for-record-labels-and-music-publishers/>

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

- ※10 International Standard Recording Code (ISRC)
<https://www.usisrc.org/>
- ※11 International Standard Musical Work Code (ISWC)
<https://www.iswc.org/>
- ※12 International Standard Name Identifier (ISNI)
<https://isni.org/>
- ※13 YouTube による ISNI 採用に関する公開情報
<https://www.prsformusic.com/m-magazine/news/youtube-adopts-content-id-standard-artists-songwriters>
- ※14 Apple Music による ISNI 提出推奨 (2022年発表)
<https://isni.org/page/article-detail/isni-press-release-november-2022-apple-music-encourages-isni-submissions-partner-wide>
- ※15 Book Industry Study Group (BISG) / ONIX for Books (米出版分野)
<https://www.bisg.org/>
<https://www.editeur.org/>
- ※16 Entertainment Identifier Registry (EIDR) 公式Webサイト
<https://eidr.org/>
<https://www.accuracy.ai/blog/metadata-standards-used-by-disney-apple-and-netflix-an-eidr-primer/>
- ※17 W3C – Open Digital Rights Language (ODRL)
<https://www.w3.org/TR/odrl-model/>
- ※18 Content Authenticity Initiative (CAI) / C2PA
<https://contentauthenticity.org/>
<https://c2pa.org/>
- ※19 生成AIコンテンツのウォーターマークに関する米政府・業界動向
<https://finance.yahoo.com/news/openai-google-others-pledge-watermark-090000463.html>

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

制度・全体像

出典：※1、※2

音楽分野（MLC・DDEX・Songview）

出典：※3～※9

識別子（ISRC／ISWC／ISNI）

出典：※10～※14

出版・映像・新技術

出典：※15～※19

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

■ 欧州（EU・加盟国）

- ※20 European Commission（欧州委員会）Digital Single Market／著作権政策関連ページ
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/>
- ※21 DSM著作権指令（Directive (EU) 2019/790）関連資料
<https://eur-lex.europa.eu/>（著作者・実演家への情報提供義務、透明性確保）
- ※22 Directive 2014/26/EU（オンライン音楽のマルチテリトリー許諾）
<https://eur-lex.europa.eu/>
- ※23 International Copyright Enterprise（ICE）公式Webサイト
<https://www.ice-services.com/>（PRS・GEMA・STIM等による多国間ライセンスハブ）
- ※24 Armonia Online Licensing Hub 公式Webサイト
<https://www.armoniaonline.com/>（SACEM等による欧州多国間ライセンス基盤）
- ※25 Digital Data Exchange（DDEX）公式Webサイト
<https://ddex.net/>
- ※26 PRS for Music（英国著作権管理団体）
<https://www.prsformusic.com/>
- ※27 SACEM（フランス著作権管理団体）
<https://www.sacem.fr/>
- ※28 GEMA（ドイツ著作権管理団体）
<https://www.gema.de/>
- ※29 International Standard Recording Code（ISRC）
<https://www.ifpi.org/resources/isrc/>
- ※30 International Standard Musical Work Code（ISWC）
<https://www.iswc.org/>
- ※31 Confédération Internationale des Sociétés d'Auteurs et Compositeurs（CISAC）
<https://www.cisac.org/>（ISWC集中発行、CIS-Net運用）
- ※32 International Standard Name Identifier（ISNI）
<https://isni.org/>（欧州国立図書館・著作権団体による主導的導入）

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

- ※33 British Library／Bibliothèque nationale de France (BnF)
<https://www.bl.uk/>
<https://www.bnf.fr/> (国家書誌データへのISNI組込み)
- ※34 EDItEUR／ONIX for Books 公式Webサイト
<https://www.editeur.org/>
<https://bic.org.uk/resources/onix-for-books/>
- ※35 EUIPO (欧州連合知的財産庁) 孤児著作物データベース
<https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/web/observatory/orphan-works>
- ※36 EUIPO 絶版作品 (Out-of-Commerce Works) 関連情報
<https://euipo.europa.eu/>
- ※37 W3C – Open Digital Rights Language (ODRL)
<https://www.w3.org/TR/odrl-model/>
- ※38 Copyright Infrastructure Task Force (CITF) 関連公開資料 (欧州における権利情報の機械可読化検討)
<https://www.wipo.int/>
- ※39 Gaia-X／欧州データ空間プロジェクト
<https://gaia-x.eu/>
- ※40 Content Authenticity Initiative (CAI) ／C2PA
<https://contentauthenticity.org/>
<https://c2pa.org/>
- ※41 EU AI Act (欧州AI規則) 関連情報
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/european-ai-act>

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

制度・政策全体

出典：※20～※22

音楽分野（DDEX・ICE・Armonia・ISWC）

出典：※23～※31

出版分野（ONIX・ISNI・EUIPO）

出典：※32～※36

AI・新興分野（ODRL・AI法・C2PA）

出典：※37～※41

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

- 韓国 (Republic of Korea)
- ※42 Korea Copyright Commission (KCC／韓国著作権委員会) 公式Webサイト
<https://www.copyright.or.kr/>
- ※43 Copyright Business Support Center (著作権ビジネスサポートセンター／権利者探索・利用許諾・法定許諾の統合基盤)
<https://www.findcopyright.or.kr/>
- ※44 韓国著作権法 第50条・第120条・第134条 等 (法的根拠) (権利者不明著作物利用、著作権情報センター、健全な著作物利用環境造成事業)
<https://www.copyright.or.kr/>
- ※45 Korean Music Copyright Association (KOMCA)
<https://www.komca.or.kr/> (ISWC発行、CISAC正会員、音楽著作権管理)
- ※46 Recording Industry Association of Korea (RIAK)
<https://www.riak.or.kr/> (ISRC国内管理機関、録音物識別)
- ※47 Confédération Internationale des Sociétés d'Auteurs et Compositeurs (CISAC)
<https://www.cisac.org/> (ISWC集中発行、国際データ連携)
- ※48 International Standard Recording Code (ISRC)
<https://www.ifpi.org/resources/isrc/> (韓国ではRIAKが国内機関)
- ※49 International Standard Musical Work Code (ISWC)
<https://www.iswc.org/> (KOMCAによる即時発行・国際共有)
- ※50 International Standard Name Identifier (ISNI) / ISNI-KOREA
<https://isni.org/> (国立中央図書館主導、KOMCA・KOFIC等14機関連携)
- ※51 National Library of Korea (国立中央図書館)
<https://www.nl.go.kr/> (ISBN/ISSN管理、ISNI-KOREA、WebコンテンツUCI)
- ※52 ONIX for Books / EDItEUR
<https://www.editeur.org/> (出版メタデータ国際標準)
- ※53 BookNet Korea (韓国出版流通データ統合ハブ) (KPIPA主導、ONIX 3.0採用)
<https://www.booknet.or.kr/>
- ※54 Universal Content Identifier (UCI) 制度 (韓国国家標準コンテンツ識別子)
<https://www.uci.or.kr/>

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

- ※55 統合著作権管理番号 (ICN) (KCCによる権利管理情報単位の恒常識別子)
<https://www.copyright.or.kr/>
- ※56 音楽利用ログ収集システム (KCC主導) (主要OSPからの法定・準法定ログ収集)
<https://www.copyright.or.kr/>
- ※57 WIPO (世界知的所有権機関)
<https://www.wipo.int/> (孤児著作物・著作権メタデータ標準協議)

制度・国家基盤 (KCC/ビジネスサポートセンター)
出典: ※42～※44、※55

音楽分野 (KOMCA/RIAK/ISWC・ISRC/ログ収集)
出典: ※45～※49、※56

出版・人物識別 (ONIX/ISNI/BookNet)
出典: ※50～※53

国内独自制度と国際連携 (UCI/ICN/WIPO)
出典: ※54～※57

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

■ 北欧（スウェーデン／フィンランド／ノルウェー／デンマーク／アイスランド）

- ※58 STIM (Sweden) 公式Webサイト
<https://www.stim.se/>（スウェーデン著作権管理団体、ICE設立主体）
- ※59 TONO (Norway) 公式Webサイト
<https://www.tono.no/>（ノルウェー著作権管理団体）
- ※60 KODA (Denmark) 公式Webサイト
<https://www.koda.dk/>（デンマーク著作権管理団体）
- ※61 Teosto (Finland) 公式Webサイト
<https://www.teosto.fi/>（フィンランド著作権管理団体、ISNI先進事例）
- ※62 STEF (Iceland)（アイスランド著作権管理団体）
<https://stef.is/>
- ※63 International Copyright Enterprise (ICE)
<https://www.ice-services.com/>（STIM・PRS・GEMAによる欧州統合ライセンスハブ）
- ※64 Polaris Music Hub（旧：Polaris Nordic）
<https://polarismusichub.com/>（北欧CMOによる多地域ライセンス・バックエンド統合）
- ※65 Network of Music Partners (NMP)
<https://www.nmp.eu/>（北欧発の著作権処理・データ処理会社）
- ※66 Digital Data Exchange (DDEX)
<https://ddex.net/>（音楽メタデータ交換国際標準）
- ※67 International Standard Recording Code (ISRC)
<https://www.ifpi.org/resources/isrc/>（録音物識別、北欧各国で全面採用）
- ※68 International Standard Musical Work Code (ISWC)
<https://www.iswc.org/>（楽曲識別、CISAC集中発行）
- ※69 International Standard Name Identifier (ISNI)
<https://isni.org/>（フィンランド主導の分野横断導入事例）
- ※70 EDItEUR／ONIX for Books
<https://www.editeur.org/>（出版メタデータ国際標準、北欧出版流通で採用）

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

- ※71 EUIPO (欧州連合知的財産庁)
<https://euipo.europa.eu/> (孤児著作物データベースへの北欧各国参加)
- ※72 Copyright Infrastructure Task Force (CITF) (フィンランド主導の欧州著作権データ基盤検討)
<https://okm.fi/en/project?tunnus=OKM024:00/2024>
- ※73 W3C – Open Digital Rights Language (ODRL)
<https://www.w3.org/TR/odrl-model/> (北欧・EUでの権利条件機械可読化検討)
- ※74 Content Authenticity Initiative (CAI) / C2PA
<https://contentauthenticity.org/>
<https://c2pa.org/> (北欧放送局による真正性メタデータ実証)
- ※75 Spotify × Mediachain (ブロックチェーン活用事例)
<https://techcrunch.com/2017/04/26/spotify-acquires-blockchain-startup-mediachain-to-solve-musics-attribution-problem/>
- ※76 Anotherblock (Sweden)
<https://anotherblock.io/> (NFTによる楽曲収益権管理)
- ※77 Corite (Sweden)
<https://corite.com/> (ファン出資型・スマートコントラクト活用)
- ※78 Family in Music / MgNTa (Finland) (ブロックチェーンによる楽曲クレジット真正性担保)
<https://familyinmusic.com/>

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

音楽著作権管理・ライセンスハブ (ICE/Polaris/NMP)

出典：※58～※65

国際標準 (DDEX/ISRC/ISWC/ISNI)

出典：※66～※69

出版・文化遺産 (ONIX/EUIPO)

出典：※70～※71

AI・権利データ基盤 (CITF/ODRL/C2PA)

出典：※72～※74

ブロックチェーン音楽配信モデル

出典：※75～※78

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

■ 国際機関・国際団体

- WIPO
 - ※79 World Intellectual Property Organization (WIPO) 公式Webサイト
<https://www.wipo.int/> (国連専門機関、知的財産・著作権の国際的規範形成・標準化・技術支援)
 - ※80 WIPO Copyright & Creative Industries 関連ページ
<https://www.wipo.int/copyright/> (著作権・関連権、国際協力、能力構築)
 - ※81 WIPO Lex (著作権・知的財産法令データベース)
<https://www.wipo.int/wipolex/> (各国著作権法・条約・判例の公式データベース)
- WIPO Connect
 - ※82 WIPO Connect 公式情報ページ
<https://www.wipo.int/en/web/wipo-connect> (著作権・隣接権の集中管理団体 (CMO) 向け統合ITソリューション)
 - ※83 WIPO Connect 概要・機能説明 (Local/Shared モジュール、権利者・著作物・実演・音源管理、国際ID連携)
<https://www.wipo.int/en/web/wipo-connect>
 - ※84 WIPO Connect General Conditions (公式文書)
https://www.wipo.int/global_ip/en/activities/wipo_connect/docs/wipo-connect-general-conditions.pdf
(導入条件・運用範囲・データ交換の公式定義)
- Confédération Internationale des Sociétés d'Auteurs et Compositeurs (CISAC)
 - ※85 CISAC 公式Webサイト
<https://www.cisac.org/> (著作者団体の国際連合体、音楽・映像・文芸・美術等)
 - ※86 CISAC 概要 (役割・活動分野)
<https://www.cisac.org/about> (国際著作権政策提言、CMO支援、技術基盤)
 - ※87 CISAC 技術基盤・国際標準 (CIS-Net 等)
<https://www.cisac.org/what-we-do> (ISWC 等の国際識別子運用、作品・権利者データ連携)

3.3.1 海外の著作権等管理に関するWeb調査

・Societies' Council for the Collective Management of Performers' Rights (SCAPR)

※88 SCAPR 公式Webサイト

<https://www.scapr.org/> (実演家の隣接権管理団体の国際連合体)

※89 SCAPR 概要・ミッション

<https://www.scapr.org/about-us/> (実演家報酬の国際的分配、データ交換支援)

※90 International Performer Number (IPN) / IPD

<https://www.scapr.org/about-us/> (実演家の国際識別子、IPD = 国際実演家データベース)

※91 SCAPR Virtual Recording Database (VRDB) (音源・映像作品の国際的識別・交換基盤)

<https://www.scapr.org/>

国際的制度・標準枠組み (WIPO)

出典：※79～※81

CMO向けIT基盤 (WIPO Connect)

出典：※82～※84

著作者 (Authors) 側の国際連携 (CISAC)

出典：※85～※87

実演家 (Performers) 側の国際連携 (SCAPR)

出典：※88～※91

3.3.2 ヒアリング実施要領

「4.2.4 Webアンケート調査結果」より、海外とのやり取りがある（相互管理契約）と回答があった団体をヒアリング調査対象として選定した。
また、仕様書にてWIPO ST.96の記載が確認されたことに加え、調査過程においてWIPO Connectに関する情報が得られたため、関係者へのヒアリングが必要であると判断した。

ヒアリング調査実施概要

実施目的：著作権管理情報メタの共通化の現状と将来の可能性に関する調査を目的に、WIPO及び国内の団体に以下観点を中心にヒアリングを行った。

実施期間：2025年12月22日～2026年2月4日

実施形式：対面またはオンライン

質問項目：次頁に詳細を記載

調査対象：下記表に記載

No.	事業者	実施形式	実施日時
1	世界知的所有権機関（WIPO） WIPO Connectのご担当者	オンライン	2026年 1月 6日（火） 19:00-20:00（※日本時間）
2	世界知的所有権機関（WIPO） WIPO ST.96のご担当者	オンライン	2026年 1月28日（水） 17:30-18:30（※日本時間）
3	計7事業者 ※	対面	2025年12月22日（月） 10:30-11:30
4		対面	2026年 2月 4日（水） 14:30-15:30
5		対面	2026年 1月19日（月） 10:30-11:30
6		対面	2026年 1月20日（火） 10:30-11:30
7		対面	2026年 1月21日（水） 15:30-16:30
8		対面	2026年 1月23日（金） 15:00-16:00
9		オンライン	2026年 1月30日（金） 11:00-12:00

※3.2.5のヒアリング対象と一部重複する事業者もいるが、特定を避けるため表記しないこととする。

3.3.3 ヒアリング調査内容

メタデータ標準化におけるWIPO標準の適用可能性に関する調査を目的に、世界知的所有権機関（WIPO）に対し、以下のような観点を中心にヒアリングを行った。また仕様書にてWIPO ST.96の記載が確認されたことに加え、調査過程においてWIPO Connectに関する情報が得られたため、併せてヒアリングを実施した。

- ST.96 の著作権分野への適用可能性
- 国際識別子普及策
- WIPO Connect の普及状況
- WIPO Connect の相互運用性

また、著作権管理情報メタデータの標準化の現状と将来の可能性に関する調査を目的に、国内で海外連携のある事業者に対しても、以下のような観点を中心にヒアリングを行った。

- データベースの保持と公開状況
- データの保有数
- 自団体だけの管理コード、業界内共通の管理コード、世界共通な管理コードの存在と保有状況
- 他団体や海外とやり取りをするときのフォーマット
- 海外及び日本の著作権情報標準化に向けた動向調査

3.3.4 ヒアリング結果

■ 世界知的所有権機関（WIPO）

Standard ST.96について

Standard ST.96（以降ST.96と記載）とは、特許・商標・意匠などの知的財産情報について、出願・公開・処理・交換に用いるXMLベースのデータ辞書やスキーマ等を定めたWIPOの国際標準のことである。

日本における著作物等の利活用促進を目的として、分野横断的に検索可能なデータ基盤構築の可能性を検討するものであり、その手段の一つとして ST.96 の著作権メタデータ分野への適用可能性についてWIPOにヒアリングを実施した。

WIPO ST.96 は、元来、孤児著作物およびオーディオビジュアル作品を中心に想定されたメタデータ標準であり、音楽、録音物、写真等を含む複数の著作物カテゴリを横断的に扱える設計となっている。ただし、本標準は 法的拘束力を持たない推奨規格（リコメンデーション）であり、各国・各業界における具体的な採用状況や運用方法について、WIPOは詳細な把握・管理を行っていない。

現在、WIPOでは 著作権者カテゴリおよび著作物タイプの二つの観点についてコード体系の整理・改善を進めているが、こうしたコード体系が各国における通常の著作物管理や分野横断型データベースにどの程度適合するかについては、各国の制度・運用に委ねられている状況である。

ヒアリングでは、ST.96は将来的に孤児著作物の枠を超えて一般的な著作物全体への適用可能性を持つ設計であるとの認識が示されたものの、現時点で具体的な適用事例や標準化の強制的方針は示されていない。WIPOからは、関連スタディ文書や詳細な書面回答を後日共有することが約束され、日本側としてはそれらを踏まえ、日本の著作権管理実務および分野横断的メタデータ標準化との適合性について、引き続き検討を行うこととした。

3.3.4 ヒアリング結果

WIPO Connectについて

WIPO Connectとは、WIPOが提供する、著作権・著作隣接権の集中管理団体（CMO）向けに権利者・著作物データの管理、ロイヤルティ分配、国内外のデータ交換を支援するITソリューションのことである。

著作権等管理情報の標準化整備に関する調査研究の一環として、WIPOが推進するWIPO Connectについてヒアリングを実施した。

当初検討対象としていた WIPO ST.96 は、特許・商標等の知的財産情報を対象としたXML形式の情報交換フォーマットであり、著作物等の管理情報との直接的な関連性は限定的であることが確認された。このため、著作権管理の実務やデータ基盤の観点では、ST.96よりもWIPO Connectの方が調査対象として適切であるとの認識が共有された。

WIPO Connectは、WIPOが無償提供するCMO向けバックオフィスシステムであり、現在、世界58か国・71の著作権管理団体（CMO）で利用されている。開始当初は音楽分野を対象としていたが、現在ではレコード、実演、書籍、写真、テキスト、イメージ、ビジュアルアート分野へと対象を拡大している。主な利用者は途上国のCMOであり、技術支援やナレッジトランスファーを含むテクニカルアシスタンスの役割も果たしている。

一方、写真・ビジュアルアート分野では国際的に確立した識別子が未整備であることが課題として示された。ただし、ISCC（ISO標準）が近年策定されており、今後の国際標準としての活用可能性が期待されている。

WIPO Connect導入における最大の課題は、技術的問題よりも、著作権の集中管理の概念や国際標準の重要性を理解・運用できる人材の育成にあるとされた。特に途上国では、制度理解やデータマネジメントに関する教育が重要な論点となっている。

なお、テレビ・ラジオ等の利用実態を把握するモニタリング機能については、既に民間サービスが多数存在することから、WIPO Connectとしては提供予定がないことが確認された。

3.3.4 ヒアリング結果

海外連携を有する国内事業者へのヒアリング結果について、同様の役割を担う団体は類型化して整理した。

■ 類型A：音楽・映像等を中心とする団体（国内型）

- 分野ごとに個別のデータベースは存在するものの、分野横断的に検索・活用できる形での公開や連携は限定的である。
- 多くの団体では、内部業務向けの独自管理コードが中心であり、国際標準識別子との連携は必ずしも十分ではない。
- 海外や他分野とのデータ連携は、共通フォーマットではなく個別調整に依存しており、整合性確保が大きな課題となっている。
- 標準化の必要性は認識されているものの、業務負担や分野特性を踏まえ、段階的対応が現実的との見解が示された。

■ 類型B：実演・隣接権分野を扱う団体

- 国内業務と国際業務でデータ管理の仕組みが異なり、国際業務については海外の共有基盤を参照する形が一般的である。
- データベースは原則として業務利用を目的とした非公開運用であり、一般公開を前提とした設計にはなっていない。
- 国際的には人物単位の識別子が中核的に利用されている一方、国内では複数の内部コードが併存している。
- 標準化の有効性は認識されつつも、各団体の運用実態やコスト構造の違いから、一律統一には慎重な姿勢が示された。

3.3.4 ヒアリング結果

■ 類型C：文芸・脚本等の著作者団体

- 著作者名を起点とした検索サービスを提供しているが、著作物を網羅的に管理するデータベースは構築されていない。
- 管理コードは団体独自のものが中心であり、国際的な共通識別子の実運用は研究段階にとどまっている。
- 情報収集は手作業への依存度が高く、表示クレジットと実際の権利関係の不一致など、実務上の課題が多い。
- 異分野横断での標準化については慎重な姿勢が示されている。

■ 類型D：学術・出版・美術分野の団体

- 分野特性上、著作物タイトルや出版物単位での管理が中心であり、人物識別子の重要性は相対的に低い。
- 国際的な識別子（ISBN、ISSN、DOI等）は一定程度活用されているが、分野間で成熟度には大きな差がある。
- データベースの高度化や分野横断化については、明確なビジネス上のインセンティブが乏しいとの認識が示された。
- 国主導による制度整理や初期投資がなければ、横断的連携は進みにくいとの見解が共通している。

3.3.4 ヒアリング結果

■ 類型E：個人クリエイター向けの新規的な権利証明・管理サービス

- ・ 事務所等に所属しない個人クリエイターを主対象とし、著作物の存在証明や本人確認を組み合わせた仕組みを提供している。
- ・ 音源等のデータそのものを起点とした管理や、真正性証明技術の活用が特徴である。
- ・ 現時点では他の権利管理・流通システムとは独立して運用されているが、将来的な連携可能性が検討課題とされている。

■ 類型F：国際的なデータ共有・照合プラットフォーム

- ・ 各団体が保有する既存コードや配信サービス側のIDを相互に紐付けることで、言語や表記差異を超えた著作物特定を可能にしている。
- ・ 交換される情報は最小限のリンク情報に限定され、詳細な権利情報は各団体の既存基盤に委ねられている。
- ・ 完全な統一ではなく、「必要最小限の標準化」による実務改善を重視するアプローチとして評価されている。

3.3.4 ヒアリング結果

(1) 国際標準および制度的位置づけに関する認識

- 著作権等管理に関する国際的なメタデータ標準は、法的拘束力を伴う統一規格ではなく、各国・各分野の制度や実務に委ねられる推奨規格として位置づけられている。
- 国際的には、単一のデータベースによる一元管理を目指す動きは限定的であり、既存の分散したデータベース同士を、標準識別子や交換仕様を通じて相互運用させるアプローチが主流となっている。
- 国際機関は、コード体系や分類の整理・改善を進めているものの、各国に対して具体的な導入義務や強制的な運用方針を示す立場にはないと認識が共有された。

(2) 管理団体におけるデータベースの保持形態と公開状況

- 多くの分野において、分配・許諾等の業務を目的としたクローズドなデータベースが運用されており、一般公開や分野横断検索を前提とした設計とはなっていない。
- 分野や業務目的ごとに個別最適化されたデータベースが存在しており、横断的な検索や活用は限定的である。
- 国際業務については、国内団体が独自にデータベースを保持するのではなく、海外の共有基盤や相互参照の仕組みを利用する運用が一般的な分野も見られた。

3.3.4 ヒアリング結果

(3) 識別子および管理コードの運用実態

- 多くの団体では、自団体内でのみ通用する内部管理コードが業務の中心となっており、国際標準識別子は必ずしも全面的には活用されていない。
- 一方、国際的なデータ連携や海外分配を行う分野では、国際標準識別子が実務上の照合キーとして重要な役割を果たしているとの認識が共有された。
- 標準識別子の導入は、技術的な課題よりも、制度理解、業務慣行、コスト負担への懸念が導入の障壁となっている。

(4) 分野間連携およびデータ交換の実態

- 他団体や海外とのデータ連携は、共通フォーマットによる自動連携ではなく、個別調整や変換作業に依存しているケースが多い。
- 分野ごとに必要とされるデータ項目や粒度が大きく異なるため、項目レベルでの完全な共通化は現実的ではないとの認識が示された。
- その一方で、作品や配信単位で付与される最小限のID情報を軸にした連携は、実務改善に一定の効果を上げている事例も確認された。

3.3.4 ヒアリング結果

(5) 分野特性と標準化成熟度の差異

- 音楽・学術等、国際展開を前提として発展してきた分野では、識別子や交換仕様の整備が比較的進んでいる。
- 一方、写真・美術・一部文芸分野では、著作物特定自体が困難なケースが多く、標準化の前提条件が十分に整っていないとの認識が共有された。
- 全分野を一律に横断する仕組みを構築することは現実的ではなく、分野ごとの成熟度や利用頻度を踏まえた段階的対応が必要とされている。

(6) 役割分担および今後の方向性に関する認識

- 海外事例に共通する認識として、技術実装や業務運用は民間・業界が担い、政府は制度的後押しや方向性提示に専念する役割分担が有効であると整理された。
- 政府が詳細な技術仕様や運用を一律に定める方式は採られておらず、相互運用性を確保するための最低限の枠組み提示が重視されている。
- 生成AIの普及を背景に、著作物の来歴、生成主体、利用条件等を示すメタデータの重要性は今後さらに高まるとの認識が共有された。

3.3.5 結果から得られる示唆、考察

海外動向に関するWeb調査やヒアリング結果を踏まえ、以下のように示唆、考察した。

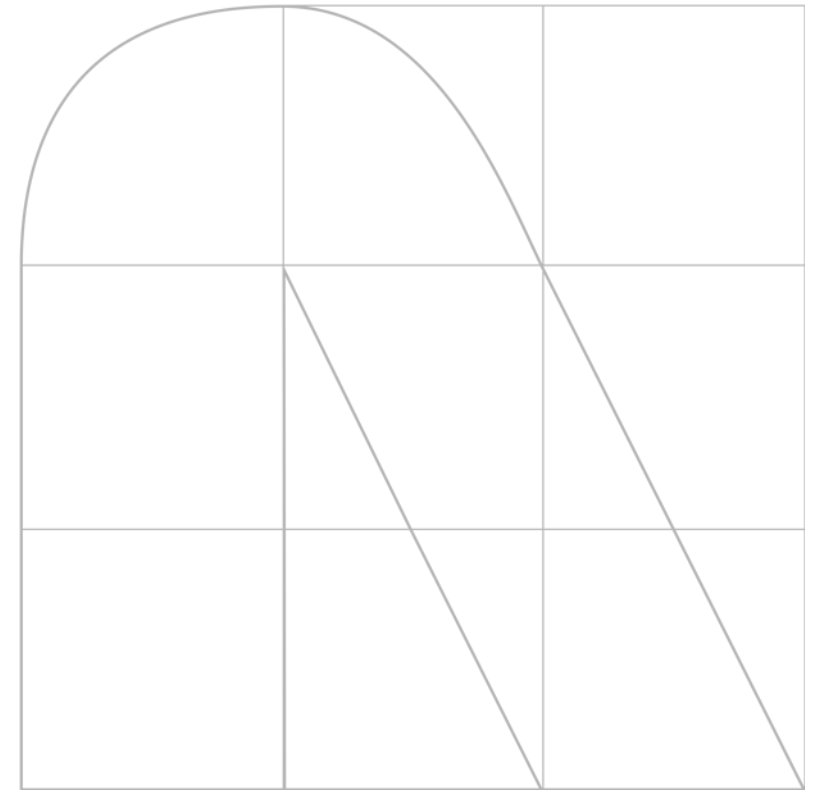
- 海外における著作権管理メタデータの潮流は、制度による一元管理ではなく、国際標準を前提とした分散データの相互運用により、実質的な統合を実現するアプローチが主流である。日本においても、単一データベース構築を前提としない設計が現実的である。
- 米国・欧州・北欧・韓国のいずれにおいても、国際標準識別子（ISRC、ISWC、ISNI 等）と機械可読な交換仕様（DDEX、ONIX 等）が、権利処理・分配・国際連携の前提インフラとして機能しており、標準化は技術課題ではなく制度基盤として位置づけられている。
- 日本では、団体独自コードの併存や国際標準識別子の未普及が、海外連携や分配精度、DX対応の制約要因となっている。今後は、識別子の導入・活用を「業務負担」ではなく「国際対応力を確保するための基盤整備」として再整理する必要がある。
- 海外事例に共通する成功要因は、民間・業界が技術実装を担い、政府は制度的後押しと方向性提示に専念する役割分担にある。政府が詳細な技術仕様を一律に定める方式は採られておらず、日本においても同様の整理が有効と考えられる。
- 分野横断的な権利情報基盤については、全分野一斉対応は現実的ではなく、標準化成熟度と利用頻度の高い分野から段階的に連携を進めるアプローチが国際的にも一般的である。GDSDXのような最小限の標準化による実務改善は、有効な先行事例と評価できる。
- ヒアリング結果から、日本国内では分野ごとにデータ整備状況、標準化への理解、投資余力に大きな差が存在しており、分野特性を踏まえた段階的・選択的な施策設計が不可欠である。
- 生成AIの普及を背景に、著作物の来歴、生成主体、利用条件等を示すメタデータの重要性は今後さらに高まる。海外では、権利保護と利活用促進を両立させる基盤として、メタデータ拡張が政策的に位置づけられつつある。

以上を踏まえると、日本における今後の検討においては、以下を基本方針として整理することが適切であると思われる。

- ① 国際標準を前提とすること、
- ② 一元化ではなく相互運用性を目標とすること、
- ③ 分野特性を踏まえた段階的導入とすること、
- ④ 民間主導・政府支援の役割分担を明確にすること

4

著作権等管理情報の標準化案の 検討



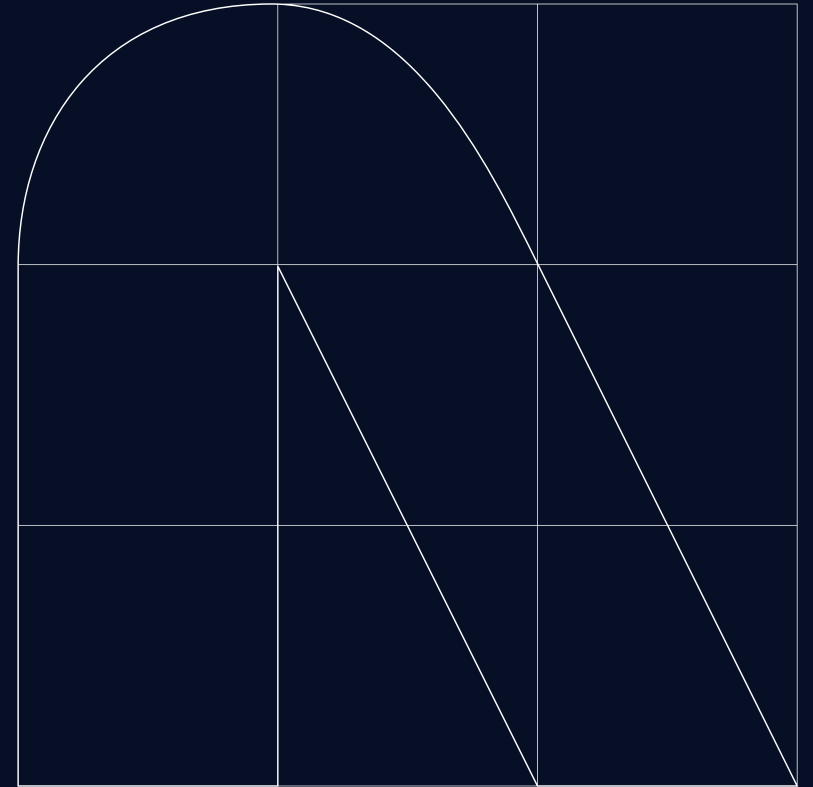
著作権等管理情報の標準化 背景と目的の理解

- ✓ 文化審議会では、簡素で一元的な権利処理の実現に向けて議論がなされ、中間まとめ「DX 時代に対応した『簡素で一元的な権利処理方策と対価還元』及び『著作権制度・政策の普及啓発・教育』について」（令和 3 年 1 2 月 文化審議会著作権分科会）では、分野横断権利情報データベース等を活用した著作権者等の探索等を行う方向性が提言され、文化庁は権利者探索の効率化や令和 8 年春頃に施行予定の未管理著作物裁定制度のプロセス短縮のため、分野を横断して著作物等の権利情報を検索できるシステムが必要であると課題定義している。（令和 6 年度補正予算概要資料）
- ✓ 有識者からなる「分野横断権利情報データベースに関する研究会」の報告書（令和 4 年 1 2 月）において、「文化庁においても、権利情報検索システムの具体化を図る中で、分野ごとのデータベースの構築に資する標準を示したり、先行する取組事例等の情報をもとに権利者団体等と協議を進めたりするなど、取組を牽引していくことが求められる。」と、指摘されている。
- ✓ 同報告書においては「分野を横断して権利情報を検索することができる仕組みの構築は、分野ごとのデータベースの充実が前提である」とも指摘されているところ、既に存在する分野ごとで集約されたデータベースや著作権等管理事業者のデータベース等においても、分野ごとの特性の違いなどにより検索に係るデータ項目は統一が図られていない現状がある。
- ✓ こうした状況において、文化庁では、簡素で一元的な権利処理の実現に向け必要なシステム（「分野横断権利情報検索システム」、「個人クリエイター等権利情報登録システム」）の構築を令和 7 年度において実施し、分野を横断して権利情報を検索する仕組みを構築しているところであるが、上述のような状況を踏まえ、これらのシステムを効果的に運用するためには、各分野、各団体のデータベース整備に資するような著作権等管理情報の標準化に関する検討を行う必要がある。

以上を踏まえて、本章では分野横断での権利情報（著作権等管理情報）の一元的な検索を目的とした、その標準化を検討する。

4.1

調査結果からの示唆と課題整理



(1) 調査結果の統合と課題の構造化 (1 / 2)

3章までに述べた各種の調査結果より有効な示唆を抽出し、著作権等管理情報の標準化に関する課題として表の通り整理する。

表：著作権等管理情報の標準化に関する課題 (1 / 2)

No.	抽出課題	抽出元調査	調査における示唆	課題概要
1	「分野ごとのデータ整備の成熟度ギャップ」を吸収する設計が必須	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ヒアリングでは、音楽・学術は統一的なIDや海外連携も含め比較的整っている一方で、美術・映画・ゲームは「そもそもDBが無い／作品情報を管理していない／DBの更新・運用リソースが無い／メリットが薄い」といった声が強かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 統一された情報管理項目を、一律で全分野に適用するのは困難である。 ✓ よって「最小の必須コア項目 + 分野別の拡張」等の階層を前提にする必要がある。 ✓ また、分野、団体ごとに段階的な参加を可能とする「準拠レベル」の設定が望ましい。
2	分野を跨いだ権利者の名寄せ、および著作物の同一性確保	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ✓ アンケートより、 <ul style="list-style-type: none"> － 著作者情報は 28/36 団体が「保有」 － ただし著作者IDは 15/28 団体が「ある」（約半分は「IDなし」と回答） － 著作物IDは 15/20 団体が「保有」（ただしID種別は分野依存が大きい） ✓ ヒアリングでも以下の課題を複数回いただいた。 <ul style="list-style-type: none"> － 同名異人／同人異名（音楽等） － ペンネームと本名の一致不一致（脚本等） － 移籍を繰り返す／生年月日が非公表で同一人物判定が困難（実演） － 海外でのローマ字化不足・題名改変（実演、海外連携） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特に著作物に関する情報として、既存の識別子を尊重しつつ、分野を横断する識別子の付与も視野に入れ、「識別子束」（Identifier Bag）※を共通のメタデータ項目として定義する。 <p>※ 例えばST.96では CreativeWorkIdentificationBag という概念が、「創作物（および録音等）に関する国際標準識別子のコレクション」として定義されている。これは異なる識別子感の相互運用確保のための仕組みである。</p>
3	「作品(work)」単位の整理では、特に出版・放送・映像分野で著作物の対象を一意に特定しづらい	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ヒアリングより、 <ul style="list-style-type: none"> － 言語分野では「書籍・雑誌単位、その号単位では不十分、号内のどの作品かを特定する必要あり － 放送・映像では、作品内の一部要素の利用に関する利用・権利処理の要件あり 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 著作物を一意に特定するため、以下の構成要素を想定する。 <ul style="list-style-type: none"> － Work（概念的な著作物そのもの） － Manifestation / Package（書籍・号・番組・上映版・配信版など“複合・編集著作物”や流通単位）
4	問い合わせ先の整備	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 調査では複数団体が分野横断で“データ連携を求められる”ことへの懸念（個人情報・問い合わせ増・運用負荷）を表明。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準化案は、最初から全ての権利情報に関するデータ統合を目指すより、適切な窓口に到達できるための“連絡先・管理範囲”の標準化を優先するのが現実的と想定。

(1) 調査結果の統合と課題の構造化 (2 / 2)

3章までに述べた各種の調査結果より有効な示唆を抽出し、著作権等管理情報の標準化に関する課題として表の通り整理する。

表：著作権等管理情報の標準化に関する課題 (2 / 2)

No.	抽出課題	抽出元調査	調査における示唆	課題概要
5	「一元DB」より“相互運用性 (Interoperability)”をゴールに	3.3	✓ 海外動向の総括として、制度で一元化するより 国際標準ID + 機械可読な交換仕様で、分散しているDBをバーチャルに統合するのが主流。	✓ 「最小の必須コア項目 + 分野別の拡張」等の階層を前提にする (1と同様)
6	IDのマッピングを優先	3.3	✓ GDSDX事例が示すのは、詳細メタデータを共有しなくても、 - ISRC - DSPのID (YouTube Asset ID / Apple Adam ID / Spotify URI 等) - 各団体の作品コード 等の「IDの紐付け」に限定しても、対象の特定率・徴収・分配が改善する可能性があることが示されている。	✓ 特に著作物に関する情報として、既存の識別子を尊重しつつ、分野を横断する識別子の付与も視野に入れ、「識別子束」(Identifier Bag) を共通のメタデータ項目として定義する。(2と同様)
7	ST.96の取り扱い (全面準拠ではなくリファレンス事例)	3.3	✓ WIPOヒアリングでは、ST.96は - 孤児著作物を想定しつつ複数カテゴリを扱える設計 - 法的拘束力のない推奨規格 - WIPOとして各国・各業界の採用状況を詳細把握していない - ただし著作権者カテゴリ / 著作物タイプのコード体系は改善中という位置づけ	✓ ST.96への完全準拠は、本検討にはフィットしないと結論。しかし国際的な相互運用性のため、今後コード体系や語彙の参照を想定する。

(2) 標準化基本方針（1 / 2）

著作権等権利情報の標準化方針を、以下の通りとする。

1. 分野ごとの成熟度ギャップへの対応：

分野間の情報管理成熟度には格差がある。音楽・学術分野ではIDや海外連携が一部で達成されている一方で、美術・映画（特に業界団体DB）、ゲーム分野では「そもそもDBが存在しない」「作品情報を保持していない」「更新・運用リソースがない」「参加メリットが不明確」という声がある。このギャップを踏まえ、本標準化案は同一の必須項目を一律強制するのではなく、「最小必須コア＋分野別拡張」、そして「段階的準拠レベル」を前提とする。これにより、比較的成熟度の低い分野・団体の参加コストを下げ、段階的な参加の拡大を目指す。

2. 窓口到達優先（Contact-First）：

複数団体から、分野横断でのデータ連携に対する懸念（個人情報リスク・問い合わせ増・運用負荷）が示された。この知見を踏まえ、完全なデータ統合を目指すのではなく、「検索→適切な窓口に到達できる」ための連絡先・管理範囲・検索キーの標準化を優先する。海外事例（GDSDX）も、詳細メタデータの共有を伴わない「IDの紐付け」に限定するだけで、特定率・徴収・分配の改善を示していることも、その裏付けとする。

3. Identifier Bagによる同一性確保：

調査結果では、同名異人・同人異名（音楽）、ペンネームと本名の不一致（脚本）、移籍の繰り返しや生年月日非公表による同一人物判定困難（実演）、海外でのローマ字化不足・題名改変（実演・海外連携）といった名寄せ課題が分野を横断して共通している。

調査では著作者情報を保有する28団体のうち、著作者IDを持つのは15団体（約54%）にとどまる。著作物IDは20団体中15団体が保有するが、ID種別は分野依存が大きい。こうした現状を踏まえ、「各団体の内部IDを廃棄する」のではなく、内部IDを尊重しつつ突合のための「Identifier Bag」を標準化する。具体的には、各著作物・人物レコードに対し、内部ID・外部ID（ISBN/ISSN/ISRC/ISWC/DOI/ISNI/IPI等）を並列格納するフィールドを設ける。

(2) 標準化基本方針 (2 / 2)

著作権等権利情報の標準化方針を、以下の通りとする。

4. 公開／非公開定義：

個人情報・プロフィール情報の共有に懸念がある一方で、同一性判定には生年月日等の属性が有効である。よって以下の二層を標準として定義する。

- ・ Public層（一般公開）： 氏名（表記ゆれ含む）、管理団体窓口、作品名、外部ID等
- ・ Restricted層（権限限定公開）： 生年・没年、内部ID対応表、名寄せ根拠、相続・譲渡等権利情報等

5. 作品／流通単位定義：

言語分野では「書籍単位ではなく、書籍内のどの作品かが重要」との指摘がある。放送・映像分野でも番組全体と部分利用では権利処理の粒度が異なる。これらの示唆より、作品単位のための標準化では検索はできても許諾に辿り着けない恐れがある。このため本標準化案は、以下の二層を定義可能な構造とする。

- ・ Work（著作物そのもの）： 楽曲、脚本、小説、イラスト等の創作物
- ・ Manifestation/Package（流通単位）： 書籍・雑誌号・番組・上映版・配信版等の複合・編集著作物、もしくはより細かい粒度

(3) 準拠レベル案

分野間の成熟度ギャップを吸収し、段階的な参加を可能とするため、以下の4段階の準拠レベルを定義する。

表：著作権等管理情報の標準化への準拠レベル案

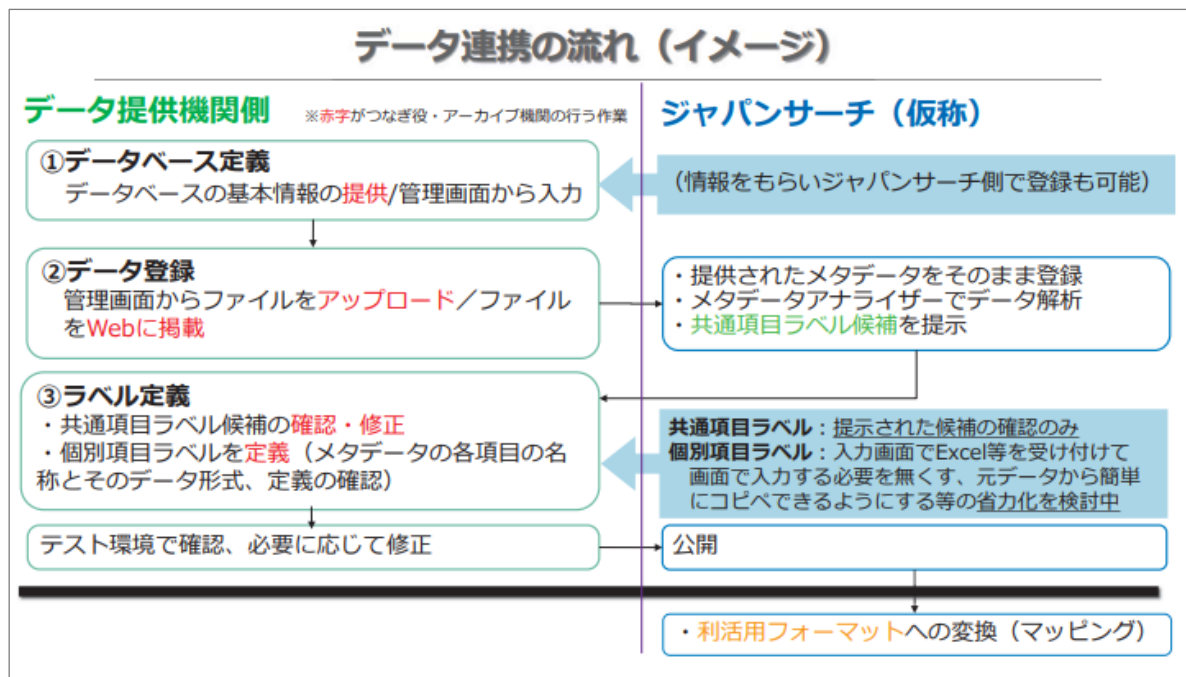
準拠Lv.	名称	要件	想定対象
Lv.1	窓口リンク参加	窓口情報（ContactPoint）＋管理範囲（WorkType/Domain）＋最小検索キー（作品名または著作者名）。CSVまたは手動登録で可。	体制が小さい団体
Lv.2	コア準拠	共通コア項目をすべて提供。ID束（内部ID＋外部ID）、精度付き日付、Provenance含む。	既存DBを持つ主要団体
Lv.3	拡張準拠	Lv.2＋共通拡張項目＋分野別モジュール項目。Manifestation/Component構造の提供。	音楽・出版等の成熟分野
Lv.4	国際相互運用	Lv.3＋ST.96とのマッピング対応。国際標準IDの完全対応。海外標準との交換仕様対応。	国際IDが整備された分野

(参考事例) ジャパンサーチにおける異分野データの統合検索

分野を横断して検索できるシステム事例として「ジャパンサーチ」を参照する。

ジャパンサーチは、書籍・公文書・文化財・美術・人文学・自然史/理工学・学術資産・放送番組・映画など、我が国が保有する様々な分野のコンテンツのメタデータ（書誌情報）を検索・閲覧・活用できるプラットフォームであり、国立国会図書館がシステムを運用している。

特に、分野を横断して共通的に検索に活用される共通項目ラベルと、個別項目を同居させているという点で、本検討のリファレンスとする。



【参考文献】[torimatome.pdf](#) よりp.24引用。

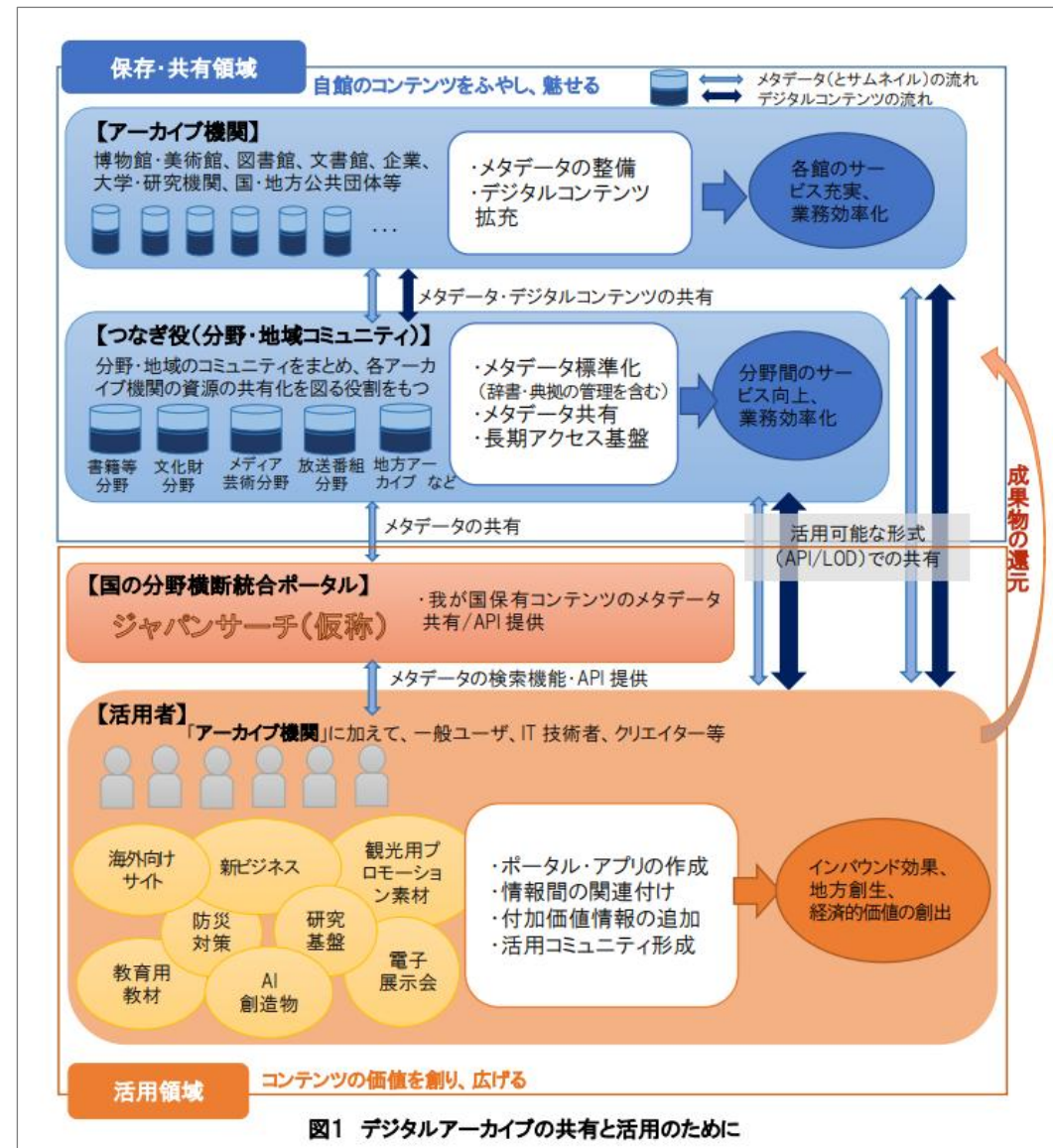
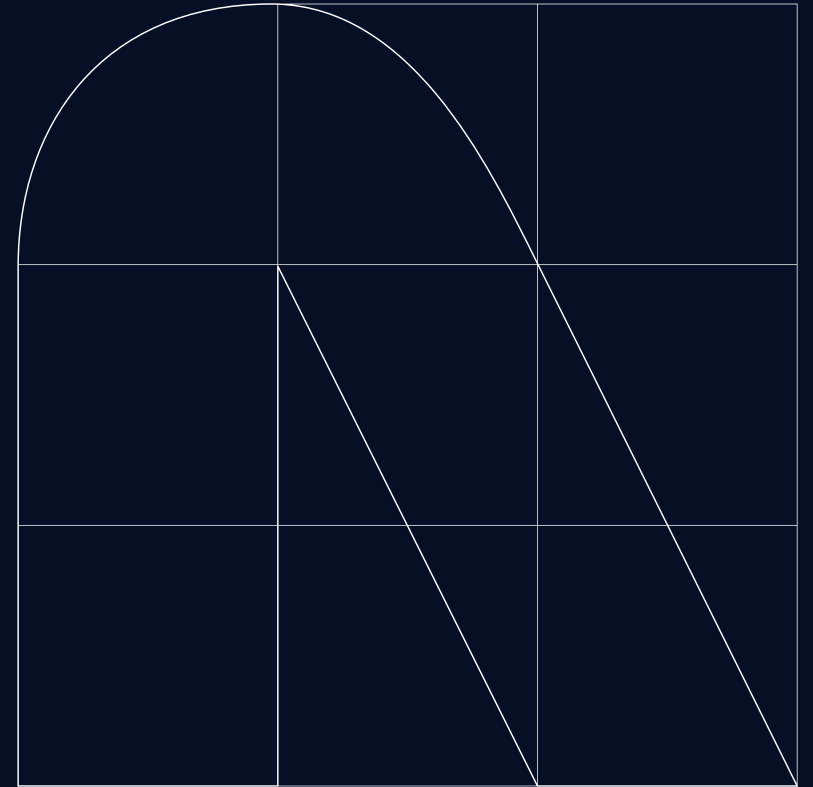


図1 デジタルアーカイブの共有と活用のために

【参考文献】[torimatome.pdf](#) よりp.5「図1 デジタルアーカイブの共有と活用のために」引用。

4.2

著作権等権利情報標準化の データモデル案



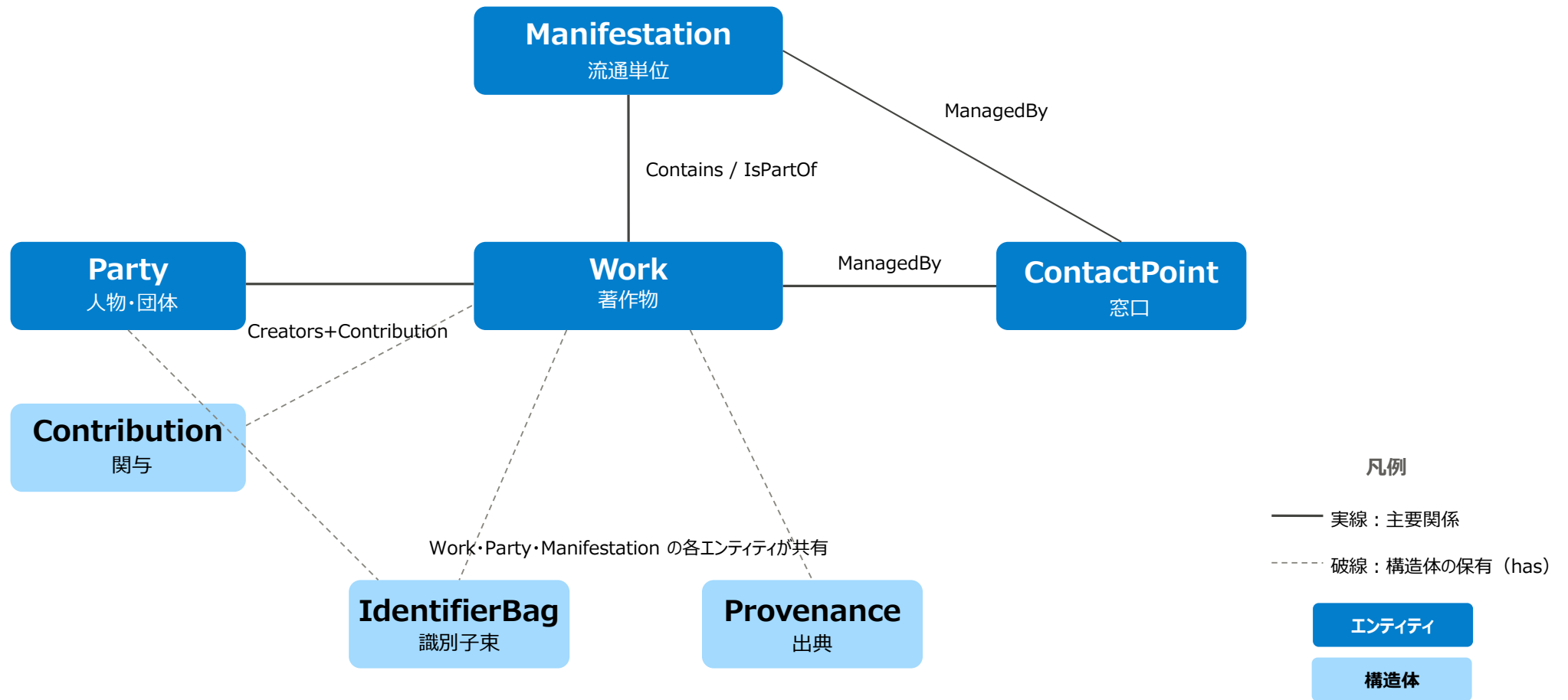
(1) エンティティ定義

4.1の課題対応のため、著作権等権利情報の標準化におけるデータモデルを検討する。
データモデルを構成するエンティティを、以下の通り定義する。

- **Work (著作物)** : 創作活動の結果としての作品。
- **Manifestation (流通単位)** : 書籍・雑誌号・番組・上映版・配信版等。Workとリンクする。
- **Party (人物・団体)** : 著作者、実演家、権利者、管理団体等の各種権利者。
- **Contribution (関与)** : PartyがWorkに対して果たした役割（作詞・作曲・監督・出演等）。
- **ContactPoint (窓口)** : 権利処理の問い合わせ先。受付ポリシーを包含。
- **IdentifierBag (識別子束)** : 内部ID・外部ID等、複数のIDを並列格納する構造体。
- **Provenance (出典)** : データの出所・信頼度・更新履歴を格納する構造体。

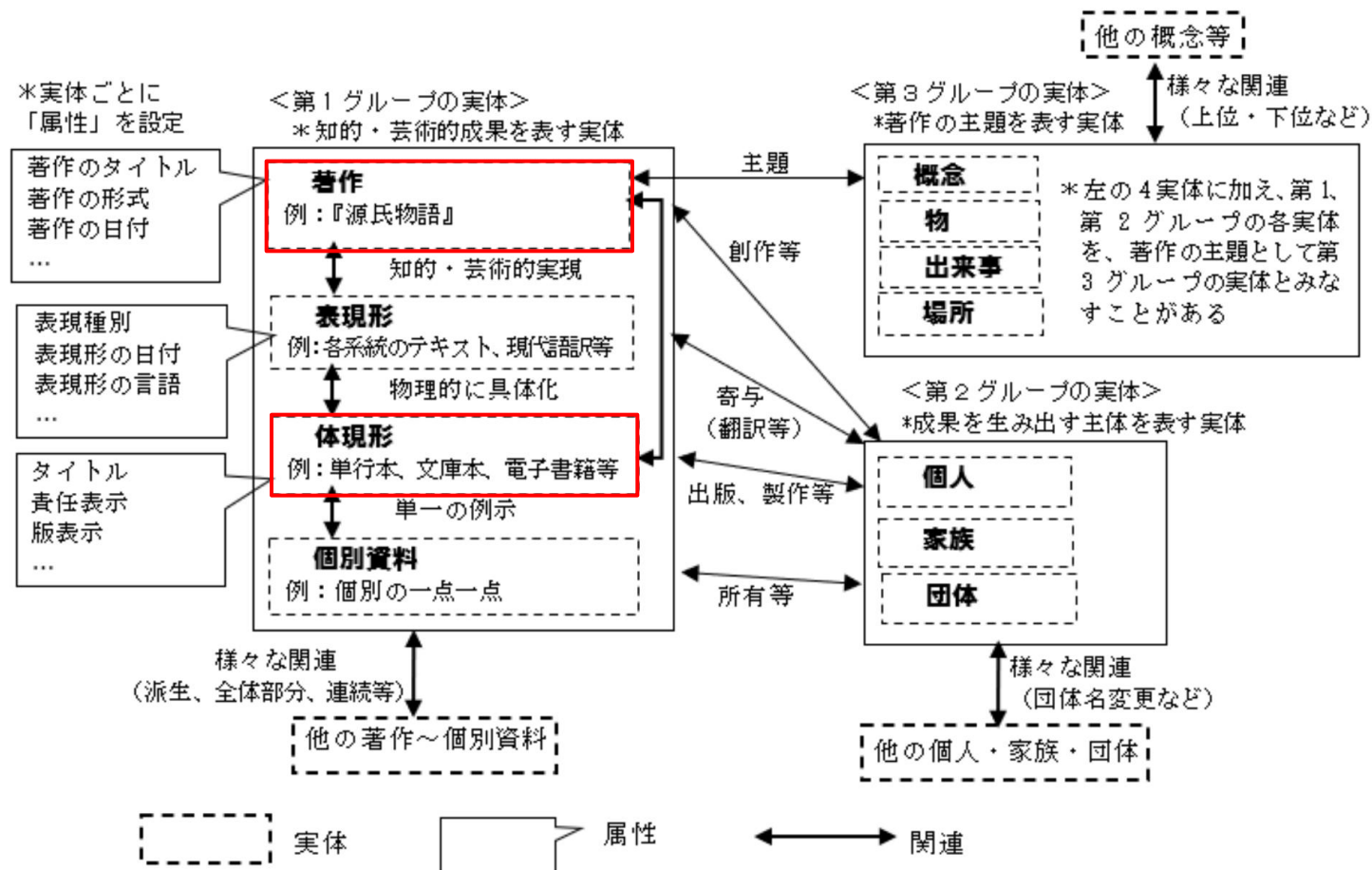
(2) データモデル定義

前項で定義したエンティティ間の関係性を加え、データモデルとして図の通り定義する。



(参考) 書誌レコードの機能要件 (FRBR)

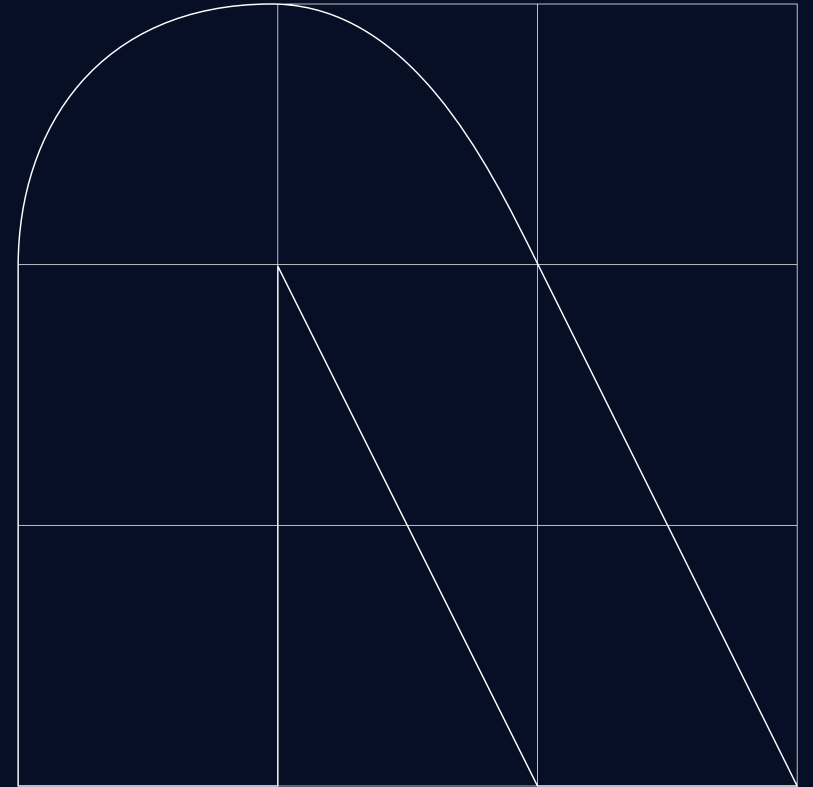
Work (著作) とManifestation (体現形) の分離については、書誌情報の基本モデルであるFRBRを参照する。



※ 日本図書館協会目録委員会, 日本目録規則 (2018) , https://www.jla.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/06/ncr2018_00_202405.pdf

4.3

著作権等権利情報標準化の 共通コアデータ項目案



(1) Work (著作物) 共通コア

共通コアのデータ項目案を表の通り定義する。

表：共通コアデータ項目案

項目名	和名	必須/推奨	公開区分	概要
Title	作品名	必須	Public	多言語・別名可。表示用の主題名 (preferredTitle) と別名 (alternateTitle) を区別。
WorkType	作品種別	必須	Public	分野横断検索の軸。分野名を統制語彙として定義。
Creators	著作者・関与者	必須	Public	Partyへの参照 + 役割 (Contribution) コード。役割は統制語彙で定義。
PublicationDate	公表日・発行日	必須	Public	精度付き日付 : exact(YYYY-MM-DD) / approx(YYYYまたはYYYY-MM) / unknown。
Identifiers	識別子束	必須	Public	外部ID(ISBN/ISRC/ISWC/DOI等) + 団体内部IDを並列格納。IdentifierBagを構成。
ManagedBy	権利情報の所在	必須	Public	許諾窓口 (団体連絡先等)。ContactPointへの参照。
Source	出典	必須	Public	どのDBのどのレコードかに関する情報。監査・追跡に必須。Provenanceを構成。
LastUpdated	最終更新日	必須	Public	データ信頼性の判定に必要。Provenanceを構成。

(2) Party (人物・団体) 共通コア

共通コアのデータ項目案を表の通り定義する。

表：共通コアデータ項目案

項目名	和名	必須/推奨	公開区分	概要
Name	表示名	必須	Public	主名 (preferredName)。複数言語対応。
Aliases	別名	推奨	Public	ペンネーム、表記ゆれ、ローマ字表記等。
PartyIdentifiers	識別子束	必須	Public	内部ID + 国際ID (IPI/ISNI/IPN等) を並列格納。IdentifierBagを構成。
Identifiers	識別子束	必須	Public	外部ID (NDL Authority等) + 団体内部IDを並列格納。IdentifierBagを構成。
ContactPoint	連絡先	必須	Public	原則は代理窓口 (個人直ではなく団体等)。
Visibility	公開区分	必須	—	Public/Restrictedの制御フラグ。
BirthYear	生年	任意	Restricted	同一性判定用。参照権限限定。
DeathYear	没年	任意	Restricted	保護期間判定用。参照権限限定。

(3) Manifestation (流通単位) 共通コア

共通コアのデータ項目案を表の通り定義する。

表：共通コアデータ項目案

項目名	和名	必須/推奨	公開区分	概要
ManifestationTitle	流通単位名	必須	Public	書籍名・雑誌号・番組名・上映版等。
ManifestationID	流通単位ID	必須	Public	ISBN/ISSN/番組ID等。
Contains	内包関係	推奨	Public	どのWork（コンポーネント）が含まれるか。可能な範囲で。
ManagedBy	権利情報の所在	必須	Public	Workとは別の権利者が存在する場合の窓口。

(4) ContactPoint (窓口) 共通コア

共通コアのデータ項目案を表の通り定義する。

表：共通コアデータ項目案

項目名	和名	必須/推奨	公開区分	概要
OrganizationName	管理団体名	必須	Public	—
Channel	受付チャンネル	必須	Public	—
URL	問合せフォームURL	推奨	Public	—
UsageScope	対象利用類型	推奨	Public	—
ResponseSLA	回答SLA目安	任意	Public	※問い合わせ対応リソースが限られる団体が、サービスレベルについて定義することを想定
SuspendedFlag	受付停止フラグ	必須	Public	—

(5) Provenance (出典) 共通コア

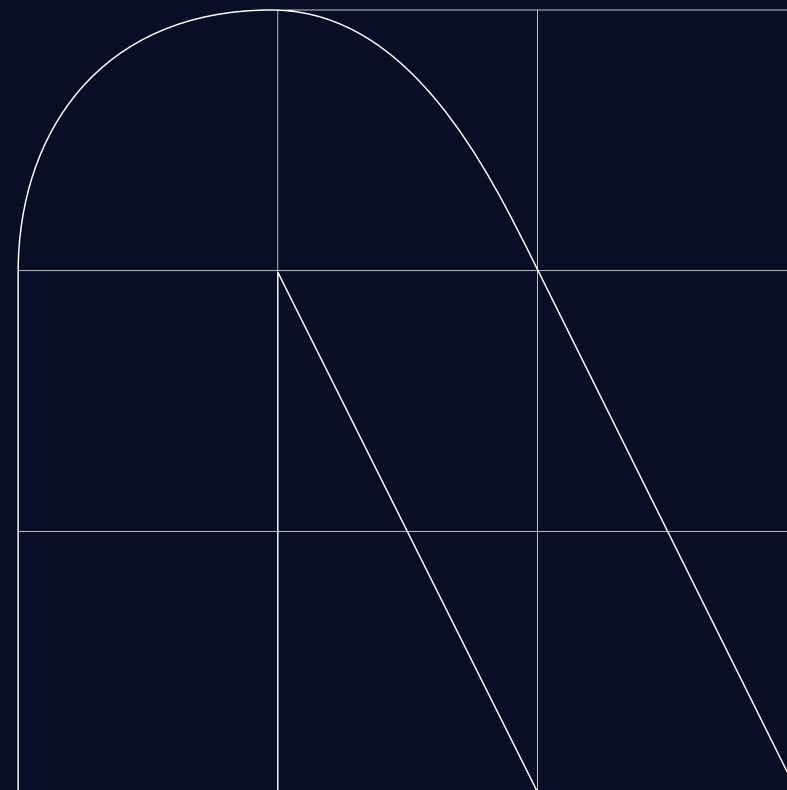
共通コアのデータ項目案を表の通り定義する。

表：共通コアデータ項目案

項目名	和名	必須/推奨	公開区分	概要
SourceDB	出典DB名	必須	Public	由来のDB。
SourceRecordID	出典レコードID	必須	Public	元レコードへの参照。
Confidence	信頼度	推奨	Public	データの確からしさ。誤名寄せ時の責任境界についても補記可能。
LastVerified	最終検証日	推奨	Public	データ信頼性確保の記録。

4.4

著作権等権利情報標準化の 拡張項目案



(1) 共通拡張項目

共通コアのデータ項目に加えて、対応可能な団体が提供することで検索・発見利便性が向上する項目群の例を、以下に定義する。準拠レベル2以上での推奨項目とする。

- **作品の要約・説明文 (Description)**
- **ジャンル・サブジャンル (Genre)**
- **言語 (Language)**
- **権利ステータス (RightsStatus : 集中管理 / 未管理 / 不明)**
- **利用条件概要 (LicenseNote : CC等のライセンス情報を持つ場合)**
- **関連作品リンク (RelatedWorks : 原作と翻案、シリーズ関係等)**

(2) 分野別拡張項目

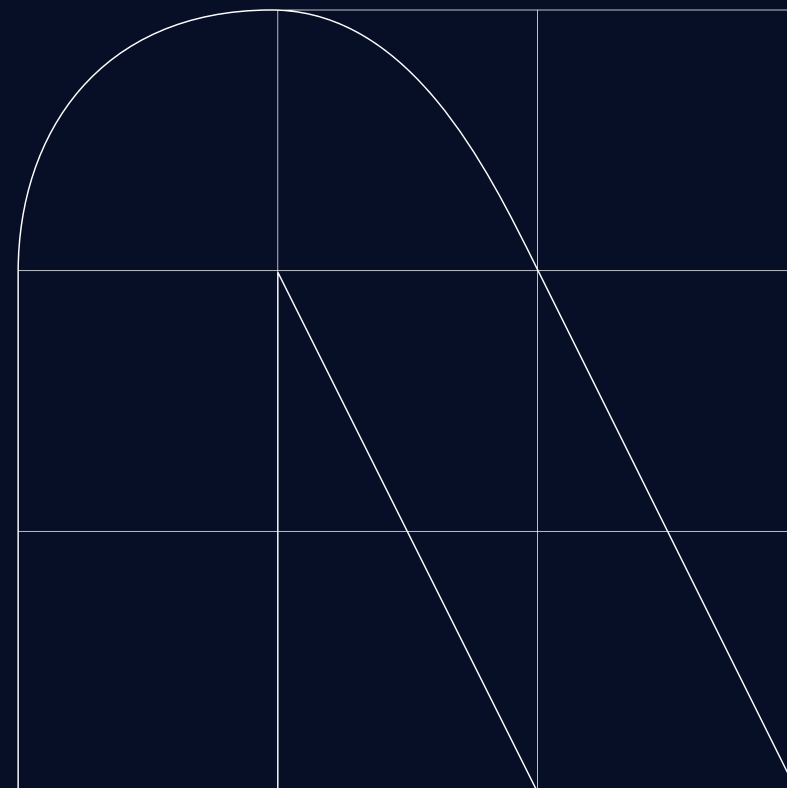
共通コアのデータ項目に加えて、分野別の拡張項目の例を表に示す。
これらは各分野の権利管理団体と協議、調整の上、詳細化が必要であると考える。

表：活用できる分野別情報資源

分野	拡張内容（例）
音楽	ISWC/ISRC、役割コード（作詞/作曲/編曲）、DDEX交換仕様対応、分配情報等
言語	ISBN/ISSN、ONIX対応、書籍内作品（Component）の粒度管理等 DOI、ORCID、CrossRef/J-STAGE連携等
映画	EIDR/ISAN（国際識別子）、劇場公開・配信・パッケージ展開、制作・権利情報等
放送	EIDR/ISAN（国際識別子）、番組・部分利用構造、出演情報等
美術	人物（作家）中心管理、作品IDは内部ID + Provenance等
写真	ISCC、作品IDは内部ID + Provenance等
実演	IPN、SCAPR/IPD（国際識別子）、Party×Role×Work/Recording構造等

4.5

WIPO ST.96との接続



ST.96との相互運用のためのマッピング例

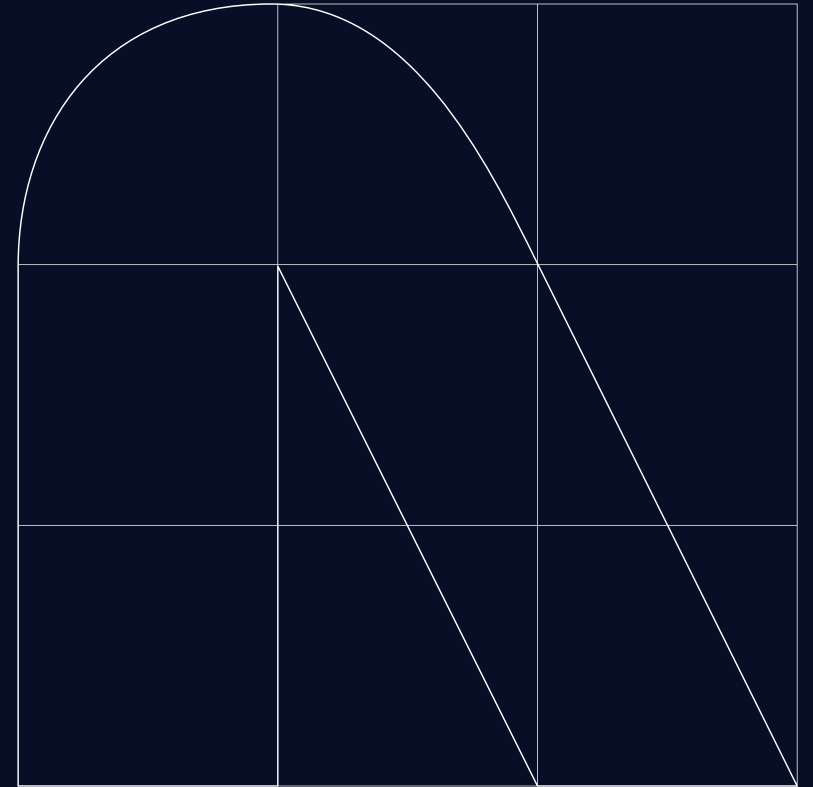
共通コアのデータ項目における、ST.96項目とのマッピング事例を表に示す。

表：ST.96とのマッピング事例

共通コア項目	ST.96対応要素	備考
Work.Title	CopyrightWorkType > Title	別名はAlternateTitleで対応
Work.Identifiers	CopyrightWorkType > Identifier	IdBag内の各IDをtype属性で区別
Work.Creators	CopyrightOwnerType / PartyType	Roleは別途マッピング
Work.PublicationDate	CopyrightWorkType > Date	精度付き日付は拡張対応が必要
Provenance	DiligenceSearchType > Provenance	探索ログの運用と直結
Party.Identifiers	PartyIdentifier	IPI/ISNI等をtypeで区別

4.6

標準化のメリット・デメリット評価



(1) メリット

以上の標準化を前提としたときの想定メリットを以下に示す。

- ✓ **名寄せ・検索コストの削減**： 同名異人、別名、海外表記ゆれに対し、IdBagと別名管理により体系的な突合が可能になる。
- ✓ **未管理著作物裁定制度・権利者探索の効率化**： 共通検索インターフェースにより探索の入口が増え、「相当な努力」の実効性が向上する。
- ✓ **利用者の窓口到達時間の短縮**： 分野を問わず、問合せ先窓口が即座に判明し、問い合わせの適正配分につながる。
- ✓ **海外連携の拡張余地**： 音楽・実演等の既に国際IDが機能する分野を起点に、将来の国際相互運用への拡張性を確保できる。
- ✓ **データの品質・信頼性の向上**： Provenance（出典）と信頼度の標準化により、データの来歴と正確性を追跡可能になる。

(2) デメリットおよびリスク

以上の標準化を前提としたときの想定されるデメリット、およびリスクと、その軽減策を表に示す。

表：標準化によるデメリットおよびリスク、軽減策

デメリット・リスク	内容	軽減策
移行コスト／運用コスト	特に小規模団体において負担大	準拠レベル制（Lv1で最小参加）、導入助成・共通ツール提供（入力テンプレート、変換ツール）
個人情報・内部ID流出リスク	連携が深いほどリスク上昇	Public/Restrictedの公開＋アクセス制御。Restricted層は権限者のみ
問い合わせ増による業務圧迫	標準化、横断検索でキャパシティを超える連絡発生の懸念	受付ポリシーの標準化（チャンネル・利用類型・SLA・停止フラグ）
誤名寄せの責任問題	誤った権利者への誘導リスク	Provenance（出典）＋Confidence（信頼度）の標準項目化で明確化
人材・運用能力ギャップ	集中管理概念／国際標準を理解し運用できる人材の不足（WIPO Connectの示唆にも）	ガイドライン／研修提供、共通ツール（検証・変換）、最小準拠での参加許容等

(参考) メディア芸術データベースの識別子活用の可能性 (1 / 2)

MADBは平成22年度から文化庁が整備し、令和5年度に国立美術館国立アトリサーチセンター (NCAR) に移管された、マンガ・アニメーション・ゲーム・メディアアートの4分野を対象とする目録アーカイブシステムである。

本取組において活用を検討すべき資源は以下の通り。

- a) MADB ID (作品識別子) : Item (M+連番) とCollection (C+連番) に一意なIDが付与されており、URI (<https://mediaarts-db.artmuseums.go.jp/id/M...>) として永続性が担保されている。マンガ・アニメ・ゲーム分野には国際的に確立した作品IDが存在しない (ISBNはマンガ単行本にはあるが、「作品」としてのマンガシリーズにはない。アニメやゲームにはISRC/ISWC相当のものがない) ため、MADB IDはこの空白を埋め得る唯一の公的な識別子と考えられる。開設時点で漫画単行本約25万冊・雑誌約8万冊、アニメ約9,000タイトル、ゲーム約3.5万タイトル、メディアアート約1万件という規模感があり、その後も拡充を続けている。
- b) LOD/SPARQLインフラRDF/Linked Open Dataとしてデータセットが公開され、SPARQLエンドポイントが運用されている。これらより、機能的には外部データベースとのリンク基盤が整っていると言える。
- c) 作品の階層構造「アイテム」(単体作品) と「コレクション」(シリーズ等の集合) の二層モデルを持っており、マンガ雑誌→掲載作品 (schema:hasPart) の関係も表現されている。
- d) 「責任主体」データ作者、監督、制作会社等の情報が独立して整備されており、今後の整備状況によっては名寄せ効果を持つ可能性がある。作品との関係もschema:creator等のプロパティで記録されている。

ただし、MADBは基本的に著作者以外の著作権等権利情報を持たない。まずはWork, Manifestation, Partyの識別子としてのIDの採用を検討すべきと考える。

※1 メディア芸術データベースラボ, データ構成・メタデータスキーマ解説, https://mediag.bunka.go.jp/madb_lab/about-db/schema-guide/

※2 国立アトリサーチセンター, メディア芸術データベース メタデータスキーマ, <https://github.com/mediaarts-db/dataset/blob/main/doc/MADBメタデータスキーマ仕様書.pdf>

(参考) メディア芸術データベースの識別子活用の可能性 (2 / 2)

MADBにおける分野ごとのクラス定義を表に示す。

表：マンガ分野のクラス定義

クラス名	基本分類 (上位クラス)	定義
マンガ作品	コレクション	共通のマンガの著作と認識できるまとまり。
マンガ単行本シリーズ	コレクション	同一タイトルで共通した連続する単行本のまとまり。
マンガ雑誌	コレクション	マンガ作品を主に掲載している雑誌。
マンガ雑誌掲載履歴	コレクション	同一のマンガ作品の雑誌掲載についてのまとまり。
マンガ単行本	アイテム	マンガ作品を掲載している単行本。
マンガ雑誌各号	アイテム	マンガ作品を主に掲載している雑誌の各巻・号。
マンガその他	アイテム	その他のマンガ作品が掲載された、単行本・雑誌各号以外の出版物。
マンガ関連資料	アイテム	マンガ作品に関連する資料。
マンガ所蔵情報	その他	各連携機関が保有する個別の資料の所蔵。
マンガ雑誌内容細目	その他	マンガ雑誌に掲載された個別の作品・記事。

表：アニメーション分野のクラス定義

クラス名	基本分類 (上位クラス)	定義
アニメ作品	コレクション	アニメーションのメディアタイプを超えて同一と認識される一連のアニメ作品のまとまり。
アニメテレビレギュラーシリーズ	コレクション	あるアニメ作品が連続して放送されたテレビアニメーション番組シリーズ。
アニメテレビ単発(スペシャル)シリーズ	コレクション	スポットまたは不定期で放送されたが、1作品として見なせるテレビアニメーション単発番組の集合。
アニメビデオパッケージシリーズ	コレクション	ある同一のアニメ作品が続刊する場合のパッケージの集合。
アニメ映画シリーズ	コレクション	連続して一作品を構成するとみなせるアニメ映画の集合。アニメ映画1単位のみで構成される場合もある。
テレビアニメ番組	アイテム	テレビ番組として放映されたアニメ番組の放送。
アニメビデオパッケージ	アイテム	販売用や付録などとして作られた、アニメ作品を記録する媒体。
アニメ映画	アイテム	映画館において、興行目的で、制作会社・配給会社を通して上映された映画の1幕分。
アニメその他	アイテム	上記のメディアタイプに当てはまらない作品の1公開分。イベント向けの作品・個人制作の作品など。
アニメテレビ番組(各話)	その他	話数の表示などで示される、テレビ番組で放送されたアニメ作品の個別の話・ストーリー。

表：ゲーム分野のクラス定義

クラス名	基本分類 (上位クラス)	定義
ゲーム作品	コレクション	ゲームの個別の創作的内容。著作。
ゲームバリエーション	コレクション	同一の経験を提供するビデオゲームの内容。同一のタイトルであっても、移植作品などで内容に違いがある場合は、それらは区別され各個記録される。パッケージにより具体化される。
ゲームパッケージ	アイテム	ビデオゲームの頒布単位。同じ内容であってもキャリアの形式が違う場合や、バージョン違いで物理的な形状やデザインが違う場合は、それらは区別され各個記録される。作品の内容に関しては、「作品」や「バリエーション」で記述される。
ゲーム個別資料	その他	ゲームの個別の手にすることができる若しくは目にするすることができる物体。パッケージの例示体。

表：分野横断のクラス定義

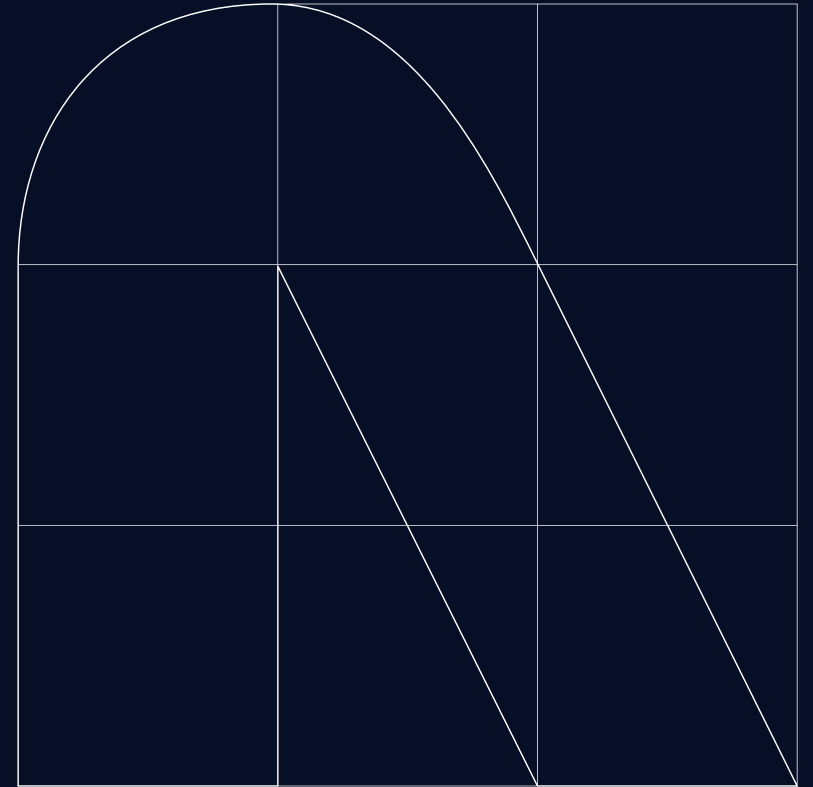
クラス名	基本分類 (上位クラス)	定義
責任主体	キュレーション	メディア芸術作品の創作やパッケージの頒布などに責任や権利を有する主体。作者など作品に関わる人物や出版社、制作会社などの団体。
催事	キュレーション	メディア芸術作品が提示された展覧会やイベント。

※1 メディア芸術データベースラボ, データ構成・メタデータスキーム解説, https://mediag.bunka.go.jp/madb_lab/about-db/schema-guide/

※2 国立アトリサーチセンター, メディア芸術データベース メタデータスキーム, <https://github.com/mediaarts-db/dataset/blob/main/doc/MADBメタデータスキーム仕様書.pdf>

4.7

標準化に向けた提言



(1) 実装ロードマップ案

現状を踏まえつつ、著作権等管理情報の標準化に向けたロードマップを表に示す。

表：標準化によるデメリットおよびリスク、軽減策

フェーズ	テーマ	時期感	施策内容	準拠レベル対応
フェーズ1	リンク+最小メタデータ	1年目	<ul style="list-style-type: none"> ・Lv.1準拠のみで参加可能とし、検索キー（作品名/著作者名/外部ID）+ 窓口情報+ 管理範囲を収集 ・入力テンプレート（CSV/Excel）と簡易検証ツールを国が提供 ・IDの紐付けに限定するだけでも特定率・徴収・分配の改善効果が期待（GDSDX事例） 	Lv.1（リンク参加）
フェーズ2	IdBag・別名管理強化	2年目	<ul style="list-style-type: none"> ・分野横断権利情報検索システムのデータベース更改 ・内部IDを尊重しつつ、外部ID（ISBN/ISSN/ISRC等）を併記するIdBagの運用開始 ・ペンネーム・ローマ字・表記ゆれを標準項目（Aliases）で吸収 ・名寄せ支援ツール（候補提示・手動確認フロー）の提供等 	Lv.2（コア準拠）
フェーズ3	複合・編集著作物拡張	3年目	<ul style="list-style-type: none"> ・Work/Manifestationの二層構造を実運用に移行 ・出版物内作品、番組等複合コンテンツ内の部分利用など、許諾に必要な粒度への対応 ・公開制御（Public/Restricted）の運用開始 	Lv.3（拡張準拠）
フェーズ4	国際相互運用	5年目～	<ul style="list-style-type: none"> ・国内標準 → ST.96 のマッピングの整備・公開（孤児著作物から） ・DDEX（音楽）、ONIX（出版）等の業界交換仕様との接続検証 ・SCAPR/IPD（実演家）との連携基盤整備等 	Lv.4（国際相互運用）

(2) 導入支援策

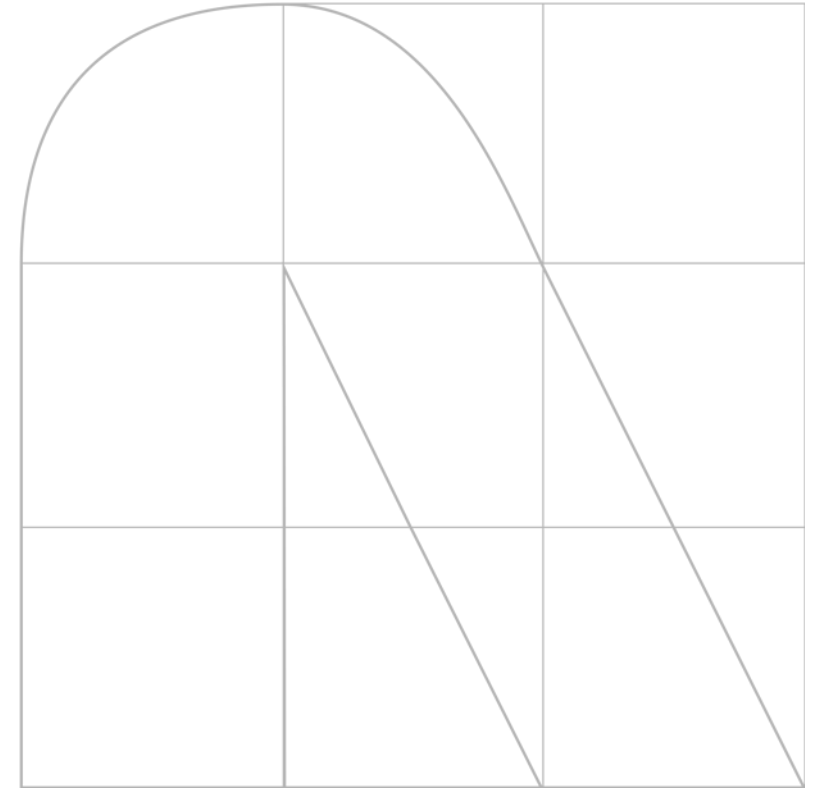
調査結果より、標準化推進のためには技術面・人材面・制度面での権利管理団体への支援が有効であると考えられる。そのための施策を表の通り提言する。

表：導入支援策案

区分	施策	内容	主な対象
1. 共通ツールの提供	入力テンプレート	Lv.1/Lv.2の各項目を簡易に入力可能なCSV/Excelフォーマットを配布	全団体（特にLv.1参加団体）
	変換ツール	各団体の既存フォーマットから共通コアフォーマットへの変換スクリプト	既存DBを持つ団体
	検証ツール	提出データが準拠レベルの要件を満たすかをチェックするバリデータ	全団体
	名寄せ支援ツール	IdBag・別名情報に基づく同一性候補の自動提示と手動確認フロー	フェーズ2以降の参加団体
2. 人材育成・ガイドライン	標準化ガイドライン	各準拠レベルの具体的な実装手順を含むガイドライン文書の策定・公開	全団体の担当者
	研修プログラム	団体担当者向けの研修（年1～2回実施）	集中管理概念・国際標準の理解が必要な担当者
	ベストプラクティス共有	先行導入団体による事例共有の場の設置	導入検討中の団体
3. 制度的支援	導入助成	小規模団体のシステム改修・データ整備に対するインセンティブ設計	小規模団体
	段階的義務化の検討	任意参加から開始し、普及状況を見て段階的に連携要件化	全団体
	接続仕様の早期公開	分野横断権利情報検索システムとの接続インターフェース仕様の早期公開	システム開発事業者・団体

5

来年度以降の検討課題



来年度以降の検討課題

標準化案の実装に向け、来年度以降も継続的に検討が必要な課題を表に示す。

表：継続検討が必要な課題

区分	課題	内容
1. ガバナンス立上げ	統制語彙の改訂プロセス	統制語彙（コードリスト）の追加・改訂プロセスの制度化
	Restricted項目のアクセス管理	Restricted項目の定義とアクセス権限管理の運用ルール策定
2. 技術的課題	交換フォーマットの詳細化	交換フォーマットの技術仕様の詳細化（JSON-LD/XML等の選定と定義）
	API仕様の策定	分野横断権利情報検索システムが備える接続インターフェース仕様の策定
	名寄せツールの検討	名寄せツールの調査検討、アルゴリズムの精度検証と改善
	識別子の動向監視	ISCC等の新興識別子の動向モニタリングと適時導入
3. 関係者との合意形成	業界団体との協議	各分野の業界団体との継続的な協議（特に分野別項目の詳細設計）
	個人クリエイター等権利情報登録システムとの整合	個人クリエイター等権利情報登録システムとの、業務面・技術面での整合性確保
	裁定制度との整合	裁定制度運用上必要な機能性の定義、具体化（探索証跡の確保等）

